(別添) 新旧対照表

班 经	別紙児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱	(通則) 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予	算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予質の執行の適正化に関する法律施行会(昭和30年ो公告の355号)以下	弄び祝らの色生にに関うるは平泥によった出現の土みにおたのも。次に「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年 ﷺ 令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。	(交付の目的) 2 この補助余は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事	業及びDV·女性 助金を交付し、も	普及促進を図ることを目的とする。	(父付の対象) 3 この補助金は次の事業を対象とする。	(1) 児童虐待防止対策等支援事業 ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚牛労働省雇用均等・児	童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱	に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談所を設置する時間区・一部事務網合を合む、)及び計門村(お	デオジュニュロン。/ ベウドボージ A置市を除き、特別区、一部事務組合:	む。)が行う児童虐待防止対策支援事業	イ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児	童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」	11_/	援事業(虐待・思春期問題情報研修センター事業分に限る。以
改正後	別紙児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要網	(通則) 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予	算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予質の執行の適正化に閏する法律協行会(昭和30年略会第255号)以下	并の校にの塩土にに関うる公主が15~17~17~17~17~17~2~2~3~2~2~3) 及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成15年 臺灣 令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。	(交付の目的) 2 この補助命は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事	業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対	普及促進を図ることを目的とする。	(父付の対象) 3 この補助金は次の事業を対象とする。	(1) 児童虐待防止対策等支援事業 ア 平成17年5月2日雇児発第0502001長厚牛労働省雇用圴等・児	童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要線	に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談	、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業量	イ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児	童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」	に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支	援事業(虐待・思春期問題情報研修センター事業分に限る。以

下このイにおいて同じ。)に対して横浜市が補助する事業及び一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業に対して明石市が補助する事業。ただし、当分の間、一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業の一部を明石市が行うことができるものとする。

ウ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(児童相談所を設置する特別区を含む。以下同じ。)が行うひきこずには、またに、

もり等児童福祉対策事業

- エ 児童家庭支援センター運営等事業
- (ア) 平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1 「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業
- (イ)平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業
 - (ウ) 平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙3 「指導委託促進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う指導委託促進事業
- オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業
- カ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業
- (ア) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業
 - 批 田村 Щ 牛労働省 恒 邖 _ 発0607第 些 画 Ш Щ ဖ 成25年 H 7

下このイにおいて同じ。)に対して横浜市が補助する事業及び一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業に対して明石市が補助する事業。ただし、当分の間、一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業の一部を明石市が行うことができるものとする。

ウ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(児童相談所を設置する特別区を含む。以下同じ。)が行うひきこもり等児童福祉対策事業

児童家庭支援センター運営等事業

- (ア)平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業
- (イ)平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要網」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業
- (ウ)平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙3「指導委託促進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う指導委託促進事業
- オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業
 - カ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業
- (ア) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業
 - (イ) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等

児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員人材確保事業

- キ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
- (ア) 平成57年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業
- (イ)平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、市町村(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ)平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業
- (エ)平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、市町村(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業
 - エアバラでにに近れた。m20~5年で、(オ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の3に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所及び一時保護所の環境改善事業
- ク 平成29年3月31日雇児発0331第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に

児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員人材確保事業

- キ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
- (ア)平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業
- (イ)平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、市町村(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ)平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業
- (エ)平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、市町村(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業
 - (オ)平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の3に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所及び一時保護所の環境改善事業
- ク 平成29年3月31日雇児発0331第56号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に

指定都市及び児童相談所設置市が行う就学 自立生活援助事業 都道府県、 γ 華 쨎

- 社会的養護自立支援事業
- 童家庭局長通知の別紙1「社会的養護自立支援事業実施要 及び福祉事)平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等 務所を設置する町村が行う社会的養護自立支援事業 市(特別区を含む。 に基づき、都道府県、 淄」(弖 9
-)平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要 中核市及び児童相談所 綱」に基づき、都道府県、指定都市、 設置市が行う身元保証人確保対策事業
- 童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要 綱」に基づき、市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市 を除き、特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等 行う身元保証人確保対策事業(母子生活支援施設分に限 릸 5
- 平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長 通知の別紙「里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施要 児童相談所設置市及び事 業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う 業量(る。)に対して都道府県が補助する事業 綱」に基づき、都道府県、指定都市、 里親養育包括支援(フォスタリング)
- 通知の別紙「里親への委託前養育等支援事業実施要綱」に基づ き、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親への 令和2年1月30日子発0130第2号厚生労働省子ども家庭局 委託前養育等支援事業

岷

- 乳児院等多機能化推進事業
-)平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局 長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づ 中核市及び児童相談所設置市が行 う乳児院等多機能化推進事業 指定都市、 都道府県、 Ψ W
- 呾 γ 平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭 華 ij 児院等多機能化推進事業実施要綱 M N 長通知の別紙 7

指定都市及び児童相談所設置市が行う就学 自立生活援助事業 都道府県、 華

- 洲 栅 社会的養護自立支援。 7
- び福祉事 事業実施] (ア) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等 及 童家庭局長通知の別紙1「社会的養護自立支援 市(特別区を含む。) 務所を設置する町村が行う社会的養護自立支援事 都道府県、 鍋」に基づず、
- 童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要 中核市及び児童相談所 (イ) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等 設置市が行う身元保証人確保対策事業 都道府県、指定都市、 緇」に基づき、 弖
- 綱」に基づき、市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市 童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要 特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が (ウ) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等 行う身元保証人確保対策事業(母子生活支援施設分に を除き、 弖
 - る。)に対して都道府県が補助する事業
- 岷 圉 児童相談所設置市及び事 10 响 通知の別紙「里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施 業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行 平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭 綱」に基づき、都道府県、指定都市、 (フォスタリング) 里親養育包括支援
- 岷 \mathcal{T} 指定都市及び児童相談所設置市が行う里親への 响 通知の別紙「里親への委託前養育等支援事業実施要綱」に基 令和2年1月30日子発0130第2号厚生労働省子ども家庭 委託前養育等支援事業 き、都道府県、
- 乳児院等多機能化推進事業
- 佪 中核市及び児童相談所設置市が行 \mathcal{T} (ア) 平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭 長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基 う乳児院等多機能化推進事業 指定都市、 都道府県、 , HÚ
 - 佪 γ 7 号厚生労働省子ども家庭 .雌二 篮 個 院等多機能化推進事業実施) 平成30年3月28日子発0328第 弖 IN . 知の別紙 澚 岖 7

き、市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が行う乳児院等多機能化推進事業に対して都道府県が補助する事業

ス 児童養護施設等体制強化事業

- (ア)平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等体制強化事業
- (イ)平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等体制強化事業に対して都道府県が補助する事業
- 女医が成分では30年7月26日子発0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う養子縁組民間あっせん機関助成事業
 - ン 令和3年6月28日子発0628第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等民有地マッチング事業実施要綱」に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等民有地マッチング事業
 - ター令和※年※月※日子発※※第※号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が行うヤングケアラー支援体制強化事業

(2) DV·女性保護対策等支援事業

- ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業
 - 売春防止活動·DV対策機能強化事業
- (ア)昭和38年3月19日厚生省発杜第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のアに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る

き、市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が行う乳児院等多機能化推進事業に対して都道府県が補助する事業

ス 児童養護施設等体制強化事業

- (ア) 平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等体制強化事業
 - (イ)平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等体制強化事業に対して都道府県が補助する事業
- セ 平成30年7月26日子発0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う養子縁組民間あっせん機関助成事業
- ン 令和3年6月28日子発0628第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等民有地マッチング事業実施要綱」に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等民有地マッチング事業

(2) DV・女性保護対策等支援事業

- ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業・
 - 売春防止活動·DV対策機能強化事業
- (ア)昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のアに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る

啓発活動事業

イ)平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙 「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」に基づ 都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業

HU

- (ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う休日夜間電話相談事業
- (エ)平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要細」の1に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
 - (オ)平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等、児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県、婦人相談所を設置する指定都市及び婦人相談員を設置する市(特別区を含む。)が行う婦人相談所等職員への専門研修事業
- (カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「人身取引被害女性及び外国人DV 被害女性を支援する専門通訳者養成研修事業の実施要綱」に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う専門通訳者養成研修事業
 - (キ)平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う法的対応機能強化事業
- (ク) 平成30年5月28日子発0528第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

啓発活動事業

- (イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業
- (ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う休日夜間電話相談事業
 - (エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
- (オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県、婦人相談所を設置する指定都市及び婦人相談員を設置する市(特別区を含む。)が行う婦人相談所等職員への専門研修事業
- (カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「人身取引被害女性及び外国人DV 被害女性を支援する専門通訳者養成研修事業の実施要綱」に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う専門通訳者養成研修事業
 - (キ)平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う法的対応機能強化事業
- (ク) 平成30年5月28日子発0528第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事

- ケ)令和2年9月3日子発0903第6号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所SNS等相談支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所SNS等相談支援事業
- (コ)平成24年4月5日雇児発0405第23号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業について」に基づき、都道府県が行う地域生活移行支援事業
- (サ) 令和2年9月3日子発0903第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行うDV対応・児童虐待対応連携強化事業
- (シ) 令和2年9月3日子発0903第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童学習支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童学習支援事業
- (ス) 令和2年9月3日子発0903第4号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童通学支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童通学支援事業
- ウ 令和2年9月3日子発0903第10号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV被害者等自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)が行うDV被害者等自立生活援助事
- エ 令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「若年被害女性等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)が行う若年被害女性等支援事業
 - オー令和3年4月28日子発0428第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱」に基づき、婦人相談員を設置する市(特別区を含む。)が行う困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

- (ケ) 令和2年9月3日子発0903第6号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所SNS等相談支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所SNS等相談支援事業
- (コ)平成24年4月5日雇児発0405第23号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業について」に基づき、都道府県が行う地域生活移行支援事業
- (サ) 令和2年9月3日子発0903第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行うDV対応・児童虐待対応連携強化事業
- (シ) 令和2年9月3日子発0903第3号厚生労働省子ども家庭月長通知の別紙「同伴児童学習支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児重学習支援事業
- (ス) 令和2年9月3日子発0903第4号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童通学支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童通学支援事業
- ウ 令和2年9月3日子発0903第10号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV被害者等自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)が行うDV被害者等自立生活援助事
- エ 令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「若年被害女性等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市(指定都市及び中核市を除き、時間区を合む、)がたる 共存地電力性 電力 電報
- き、特別区を含む。)が行う若年被害女性等支援事業
 オ 令和3年4月28日子発0428第3号厚生労働省子ども家庭局長 通知の別紙「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業 実施要綱」に基づき、婦人相談員を設置する市(特別区を含
 - <u>へぷみ売」に乗って、パスロ欧スこの声とのは、いがにして</u> む。)が行う困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

民間団体支 も家庭局. [民間団体支援強化・推進事業実施要綱] に基づ 会む。 卟 型品性, **都道府県及び市町村** 全型※在※ロ※ロイ 接強化・推進事業 通知の別紙

(交付額の算定方法)

- 次 別表の第2欄に定める中区分ごとに、 により算出された額の合計額とする この補助金の交付額は、
- (1)3の(1)のイ、キの(イ)及び(エ)、ケの(ウ)、シの
- 別表の第3欄の各種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、 (イ) 並びにスの (イ) 以外の事業 少ない方の額を選定する。
- 額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じ イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た た場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3の(1)の1の事業

明石市が行う事業

- (ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の 実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とす る。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、 これを切り捨てるものとする。
- 社会福祉法人横浜博萌会が行う事業に対して横浜市が補助す る事業または一般財団法人あかしこども財団が行う事業に対し て明石市が補助する事業
- (ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の 実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の 入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- り選定された額と横浜市または明石市が補助し イ) によ Ð

(交付額の算定方法)

- 次 4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める中区分ごとに、 により算出された額の合計額とする。
 - (エ)、ケの(ひ)、シの (1) 3の(1)のイ、キの(イ)及び
 - (イ) 並びにスの (イ) 以外の事業
- 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、 別表の第3欄の各種目ごとに、第4欄に定める基準額と第 少ない方の額を選定する。
- 額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じ イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た た場合には、これを切り捨てるものとする。

3の(1)のイの事業

明石市が行う事業

- (ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の 実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とす る。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、 これを切り捨てるものとする。
- る事業または一般財団法人あかしこども財団が行う事業に対し 社会福祉法人横浜博萌会が行う事業に対して横浜市が補助 て明石市が補助する事業
- (ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の 実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) により選定された額と横浜市または明石市が補 Ţ

た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (3) 3の(1)のキの(イ)及び(エ)、ケの(ウ)、シの(イ)並びにスの(イ)の事業
- (1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額等の下限)

4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除ノニンをするほかには、同かが働土氏の参数を受けたければだい。
- く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければなら
- (2)事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4)事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5)補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場

た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (3) 3の (1) のキの (イ) 及び (エ)、ケの (ウ)、シの (イ) 並びにスの (イ) の事業
- (1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならかい)
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5)補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助 金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場

舎(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の

6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 9)都道府県、横浜市及び明石市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
 - (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付きなければならない。

合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (6)厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事ӭの完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9)都道府県、横浜市及び明石市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
 - (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのはは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- (11) (10) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (12) 横浜市及び明石市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「横浜市長」又は「明石市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」又は「明石市」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「横浜市長の承認」又は「明石市長の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助事業金」と読み替えるものとする。

- (13) (15)により付した条件に基づき横浜市長又は明石市長が承認をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない
- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(田計田編)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う_{場合}

市町村長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府 県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県1事」と、「国庫」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- (11) (10) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。(13) 樺にまなが明でまけ、間枠焼助今を間枠焼助車業 サーカイナス
 - (12) 横浜市及び明石市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から(8) までに掲げる条件を付さなければならない。 この場合において、(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚土・エー・

この場合において、(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「横浜市長」又は「明石市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」又は「明石市」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「横浜市長の承認」又は「明石市長の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助事業金」と読み替えるものとする。

- (13) (15) により付した条件に基づき横浜市長又は明石市長が承認をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- 14)間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(田諸田線)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ゴー 市町村長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府 県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知

適で正に 要な審査を行い、毎年度6月末日ま 爻 ıκ と認めたときはこれを取りまとめのう、 厚生労働大臣に提出するものとする。 したときは、 前記の申請書を受理

(2) 上記以外の場合

٣ 月末日ま <u>်</u> 年度(申請書及び関係書類を毎 に厚生労働大臣に提出して行うものとする 別紙様式第3による

更申請手続) (※

従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書及び関係書類 を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに

(交付決定までの標準的期間)

ら起算して)を行う 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を1 ものとする。

(補助金の概算払

国の支払 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、 ・画承認額の範囲内において概算払をすることができる。 盂

(実績報告)

- る法律第26条第2項 部を都道府県が行う 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2: 補助金等の交付に関する事務の一 に基づき、

定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(3)により 市町村長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に 当該承認通 釆 厚生了 ごで ₩ 事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、 知を受理した日から起算して1か月を経過した日)ま

띰 鮰 ٣ 116 査を行い、 要な審査を行い、毎年度6月末日 勾 と認めたときはこれを取りまとめのうえ、 厚生労働大臣に提出するものとする。 前記の申請書を受理したときは、 ť

(2) 上記以外の場合

#6 Ш ₩ Щ 9 麼 別紙様式第3による申請書及び関係書類を毎年J 厚生労働大臣に提出して行うものとする。

٣

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を IJ する。 変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続き!従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書及び関係書数を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。 (交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達

(補助金の概算払

国の支払 必要があると認める場合においては、 IIにおいて概算払をすることができる。 厚生労働大臣は、必要があると認める場・ ・画承認額の範囲内において概算払をする 10 盂

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項 に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行 ŲП

市町村長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(3)により 当該承認通 でに厚生労 ₩ 事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、 した日) を経過 (皿 Ŕ - ے 起算 日から した 吸阻 149

動大臣に提出しなければならない。
働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承 認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚 生労働大臣に提出しなければならない。 別紙様式第7による報告書を、

(補助金の返還)

て、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合におい

(その色)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受け てその定めるところによるものとする。

(2) 上記以外の場合

より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承 認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚 翌年度4月10日(6の(3) 生労働大臣に提出しなければならない。 別紙様式第7による報告書を、

(補助金の返還)

て、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合におい

(その色)

よることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。 手続きに 8及び11に定める算定方法、 13 特別の事情により4、7、

表	6補助	/2	_									_									_		_	_				_	_			_			_	
別	5対象経費 6	児童虐待 1	防止対策支	援事業に必	要な報酬、	給料及び職	員手当等	(ただし会	計年度任用	職員及び臨	時的任用職	員(臨時の	職に関する	場合に限	る。以下同	じ。)~対	給されるも	のに限	る)、 旅	費、需用費	(消耗品	費、教材	費、印刷製	本費、会議	費、光熱水	費)、改修	費、備品購	入費、役務	費(通信運	搬費、広告	料、保険	料)、報償	費、委託	料、使用料	及び賃借	英. 计. 世.
	4 基準額	次により算出された額の合計額	1 児童虐待防止対策研修事業	1 都道府県(指定都市又は児童相談所	設置市)又は1市町村当たり	※以下の①から⑧について、複数の	自治体で共同開催する場合におい	ても、①から⑧に掲げる基準額を	適用するもの(当該自治体毎の基	準額の合計額と一致させること)	とする。	①児童福祉司任用前講習会等	児童虐待防止対策支援事業実施要綱	(以下、本種目において「実施要	鑑」という。) 無3の1の(2)の①の	アに該当する事業	3,118,000 円	実施要綱第3の1の(2)の①のイに	該当する事業	695, 000 円		②児童福祉司任用後研修	3,118,000 円		③児童福祉司スーパーバイザー研修	ア 自主開催する場合	2, 313, 000 円	イ 研修を委託する場合	215,000 円		4)要保護児童対策調整機関調整担当者	中	3, 022, 000 円		⑤児童相談所長研修	ア 自主開催する場合
	図離り	虐 児童虐	止 待防止	等 対策支	事援事業																															
	1 区分 2 中区 分			5等 対策等		卌																														
_	<u>—</u>	児童虐	待防止	対新等	大	無																														
ו יצוון																																				
当	6 補 科	1/2																																		
別	5対象経費 6補助 率 率	-	防止対策支	援事業に必	要な報酬、	給料及び職	員手当等	(ただし会	計年度任用	職員及び臨	時的任用職	員(臨時の	職に関する	場合に限	る。以下同	じ。) ~対	然かたるも	のに限	る)、 旅	費、需用費	(消耗品	費、教材	費、印刷製	本費、会議	費、光熱水	費)、改修	費、備品購	入費、役務	費(通信運	搬費、広告	料、保険	料)、報償	費、委託	料、使用料	及び賃借	** *** ***
	対象経費	-		1 都道府県(指定都市又は児童相談所 援事業に必	ま1 市町村当たり	※以下の①から⑧について、複数の 給料及び職	自治体で共同開催する場合におい 員手当等		適用するもの(当該自治体毎の基 計年度任用			①児童福祉司任用前講習会等 員(臨時の	児童虐待防止対策支援事業実施要綱 職に関する		鑑」という。) 第3の1の(2)の①の る。以下回	アに該当する事業 じ。)へ支	3,118,000円 給されるも	実施要綱第3の1の(2)の①のイに のに限	9	695,000円 費、需用費	(消耗品	_:		本費、会議	③児童福祉司スーパーバイザー研修 費、光熱水	ア 自主開催する場合 費)、改修	2, 313, 000 円 費、備品購		212,000円 費 (通信運		④要保護児童対策調整機関調整担当者 料、保険	研修 神(神) (神) (神)	3,022,000円 費、委託	料、使用料	⑤児童相談所長研修 及び賃借	
	5 対象経費	児童虐 次により算出された額の合計額 児童虐待 1/	待防止 1 児童虐待防止対策研修事業	対策支 1都道府県(指定都市又は児童相談所	援事業 設置市)又は1市町村当たり	複数の						<u> </u>			16	<u>න</u>			9	意	出	黄	惠	本費、会議	顜	自主開催する場合	惠	研修を委託する場合			챛	(菜	惠	料、使用料	及び	自主開催する場合 料、
	4基準額 5対象経費	児童虐 児童虐 次により算出された額の合計額 児童虐待 1/	待防止 待防止 1 児童虐待防止対策研修事業	1 都道府県(指定都市又は児童相談所	支援事 接事業 設置市)又は1市町村当たり	複数の	自治体で共同開催する場合におい					<u> </u>			16	<u>න</u>			9	意	日	黄	惠	本費、会議	顜	自主開催する場合	惠	研修を委託する場合			챛	(菜	惠	表, 使用类	及び	自主開催する場合 料、

イ 研修を委託する場合 貴、	負担金	イ 研修を委託する場合 費、負担金 108,000 円	
⑥虐待対応関係機関専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑥のア		⑤虐待対応関係機関専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑥のア	
の (ア) に該当する事業 307,000 円		の (ア) に該当する事業 307,000円	
実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの(イ)に該当する事業		実施要綱第3の1の(2)の⑤のア の(イ)に該当する事業	
307,000 円 実施要鑑第3の1の(2)の⑥のイ に該当する事業		307,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のイ に該当する事業	
100 (2		100 (2	
日 196,000 日		196,000 円	
びに重任設別及びID町付職員争「11生通 化事業 宇 本田 郷第2616(2) 6 分 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		少児単性改列及のIT可の職員やL.J.圧強 化事業 中本亜鉛質のチャクシーを受ける	
に該当する事業 (1,668,000 田)			
※一時保護所職員向けの研修を実施する場合は、1,668,000円を加算			
実施要綱第3の1の(2)の⑦のイに該当する事業 196,000円		実施要綱第3の1の(2)の⑦のイに該当する事業 196,000円	
③医療機関従事者研修1,840,000 円		⑧医療機関従事者研修1,840,000 円	
③研修専任コーディネーターの配置5,003,000 円		③研修専任コーディネーターの配置5,002,000 円	
2 保護者指導・カウンセリング強化事業 (複数実施可能) 児童相談所1か所当たり		2 保護者指導・カウンセリング強化事業 (複数実施可能) 児童相談所1か所当たり	

			医療的機	能強化事業	に必要な報	酬、給料及	職員手当	(ただし	会計年度任	職員及び	臨時的任用	職員へ支給	されるもの	限る)、	旅費、需用	(消耗品	、教材	費、印刷製	本費、会議	費、光熱水	費)、備品	入費、役	務費(通信	運搬費、広	告料、保険	料)、報償	費、委託料、	使用料及び	賃借料、共	済費、扶助 費
①保護者指導支援員の配置 3, 528, 000 円	②保護者指導支援カウンセリング事業11, 707, 000 円	③児童相談所等職員の保護者指導支援 プログラム資格取得支援事業 300,000円	***			所設置市)及び1市町村当たり 酬		<u> </u>			しない場合は、748,000円 臨			置等を行う場合は、1児童相 に			· ·		*	#M		中		<u> </u>	—————————————————————————————————————	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 	#[[]	——————————————————————————————————————	和	<u>恢</u>
			医療的機	能強化事業	に必要な報	酬、給料及	び職員手当	等(ただし	会計年度任	用職員及び	臨時的任用	職員へ支給	されるもの	に限る)、	旅費、需用	費(消耗品	費、教材	費、印刷製	本費、会議	費、光熱水	費)、備品	購入費、役	務費(通信	運搬費、広	告料、保険	料)、報償	費、委託料、	使用料及び	賃借料、共	済費、扶助 費
①保護者指導支援員の配置 3, 528, 000 円	②保護者指導支援カウンセリング事業 11, 707, 000 円	③児童相談所等職員の保護者指導支援 プログラム資格取得支援事業 300, 000 円	3 医療的機能強化等事業			所設置市) 及び1 市町村当たり				員の配置に向けて取組を実施				置等を行う場合は、1児童相																

事業 児童虐待	丑				5月数料(ただし	会計年度任	用職員及び	臨時的任用	職員へ支給	されるもの	に限る)、	報償費、職	員手当等	(ただし会	計年度任用	職員及び臨	時的任用職	員へ支給さ	れるものに	限る)、共	済費、旅	費、需用費	(消耗品	費、食糧	費、印刷製	本費)、役		運搬費、広	告料)、委託	料、使用料		料、備品購	入費	児童虐待	防止対策支	援事業に必	0 田 夢な報酬.
②児童虐待防止医療ネットワーク	次により算出された額の合計額	1部道府県(指定都市)当たり	4,818,000 田	※事業期間が1年に満たない場合	は、4,818,000円×事業実施月数	/12																												4 法的对応機能強化事業		児童相談所1か所当たり	15. 644. 000 円
待	- 	7	幽	黎	ر	任	ゔ)	梨	е		職		4k		盟	1	10	1)	#/		費			数	- 2 시		石	淵	क्री		購		(±×		
ク事業 │ 児童虐待		<u> </u>	冊	ハ場合 な報酬、	菜	会計年度任	用職員及び	臨時的任用	職員へ支	されるも	に限る)、	報償費、	員手当等	(ただし会	計年度任用	職員及び臨	時的任用職	員へ支給さ	れるものに	限る)、共	済費、旅	費、需用費	(消耗品	費、食糧	費、印刷製	本費)、役	務費(通信	運搬費、	告料)、委託	料、使用料	Š	料、備品購	入貴		豆		
②児童虐待防止医療ネットワーク	次により算出された額の合計額	1部道府県(指定都市)当たり	4,818,000 円	※事業期間が1年に満たない場合	は、4,818,000円×事業実施月数料	/12																												4 法的对応機能強化事業	ιĬ	弁護士1人又は事業者1者当たり	15.644.000 円

	給料及び職		給料及び職
※常勤的職員を配置又は常勤職員の配	員手当等	屋	員手当等
向けた取組を実施しない場合	(ただし会	向けた取組を実施しない場合	(ただし会
	計年度任用	は、7,822,000円	計年度任用
	職員及び臨	西	職員及び臨
②非常勤職員を配置する場合	時的任用職	<u> </u>	時的任用職
	員へ支給さ		員へ支給さ
10,000 円	れるものに	*	れるものに
	限る)、旅	2	限る)、旅
※常勤的職員を配置又は常勤職員の配	費、需用費	TO PAGE	費、需用費
置に向けた取組を実施しない場合	(消耗品		(消耗品
は、5,000円	費、印刷製	Tatima	費、印刷製
	本費、会議	IX	本費、会議
	費)、備品	10 fem	費)、備品
は、1名当たり3,597,000円を加	購入費、役		購入費、役
は弁	務費(通信		務費(通信
護士1名につき1名が補助上限	運搬費、保	<u></u>	運搬費、保
	険料)、報償	22	険料)、報償
	費、委託料、	TOPPS	費、委託料、
	共済費、扶	TIX	共済費、扶
	助費		助費
5 児童相談所体制整備事業	児童虐待	5 児童相談所体制整備事業	児童虐待
ア 児童相談所1か所当たり	防止対策支	ア 児童相談所1か所当たり	坊止対策支
護機能強	援事業に必	護機能強	援事業に必
化事業	要な報酬、	化事業	要な報酬、
511,000 円	給料及び職	511,000 日参	給料及び職
	員手当等	JULY	員手当等
	(ただし会	②市町村との連携強化事業	(ただし会
4, 212, 000 円	計年度任用	4, 212, 000 円	計年度任用
· 東日本大震災被災地特別加算	職員及び臨	· 東日本大震災被災地特別加算 即	職員及び臨
岩手県、宮城県、福島県、仙台	時的任用職	岩手県、宮城県、福島県、仙台B	時的任用職
汝の	員へ支給な	実施する場合、次の	員へ大給 は
単価を加算	れるものに	単価を加算	れるものに
4, 565, 000 円	限る)、旅	4, 565, 000 円 周	限る)、旅
	費、需用費		費、需用費
③24時間·365日体制強化事業	(消耗品		(消耗品
		50 (3) 037	,
に該当する事業	費、印刷製	に該当する事業	費、印刷製

ア 時間外受付を 22 時まで実施 本費、会議 した場合 5, 263, 000 円 費)、改修 イ 時間外受付を 22 時以降も実 費、備品購 施した場合 13,158,000円 費(通信運 機費、広告 対、保険 料、保険 料、保険 料、保険 料、報償	実施要綱第3の5の(3)の③イ 費、委託料、 に該当する事業 使用料及び ウ 365日体制強化のみ実施す 賃借料、共 る場合 2,600,000円 費、負担金 エ イ及びウを実施した場合	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	 6 児童相談所設置促進事業 ア 1 中核市、施行時特例市又は特別 区当たり 設置準備対応職員を配置する場合 2,172,000円 研修等代替職員を配置する場合
ア 時間外受付を 22 時まで実施本費、会議した場合5, 270, 000 円費)、改修イ 時間外受付を 22 時以降も実費、備品購施した場合入費、役務施した場合機費、広告料、保険料、保険	実施要綱第3の5の(3)の③イ 賞、委託料、 に該当する事業 ウ 365日体制強化のみ実施す 賃借料、共 る場合 2,600,000円 費、負担金 エ イ及びウを実施した場合 15,778,000円	(4) 医療連携支援コーディネーター事業 4, 436, 000 円 4, 436, 000 円 7 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり S N S等相談事業 39, 241, 000 円 ※同一機関においてDV相談も併せて行う場合の加算 29, 541, 000 円 ※SNS を活用した全国一元的な相談支援体制の構築のために 外部委託等を行う場合の加算 39, 241, 000 円 39, 241, 000 円	6 児童相談所設置促進事業 ア 1 中核市、施行時特例市又は特別 区当たり 設置準備対応職員を配置する場合 2.172,000円 研修等代替職員を配置する場合

	一時 の 業 を と は は は は は は は は は は は は は は は は は は	防援要給員)計職時員れ殴費、費費本費買止車な料手た年員的へるる、消、費置対業報及当だ度及任支も入禽、消、費貨策に酬び等し任び用給の、需耗教印、光、存支必、職(会用臨職さに体費(型報議が修
10, 259, 000 円 イ 1 都道府県(指定都市又は児童相 談所設置市)当たり 都道府県等代替職員を配置する場合 6, 839, 000 円		8 市町村相談体制整備事業
	一時 海 海 海 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	た ※ 要 給 員 で 音 寒 寒 倉 員 た 寒 寒 稔 員 ご 書 意 本 鶴 忠 筆 報 及 書 大 業 報 及 当 だ 度 及 ら る 、 消 、 費 直 英 実 成 当 だ 度 及 ち ろ る 、 消 、 費 点 実 と し 居 紀 の か の 赤 用 品 材 刷 会 熱 改 は 下 友 必 、 職 会 用 臨 職 さ に 旅 曹 製 議 水 修 後
10, 259, 000 円イ 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり都道府県等代替職員を配置する場合6, 839, 000 円	車修業改備賃備	8 市町村相談体制整備事業
10 1都道府県(指定都市 談所設置市)当たり 都道府県等代替職員を酉	一時保護専用施設改修費支援事業 1カ所当たり 21,900,000 円 改修期間中に賃借料が発生する場合、 当該費用(10,000 千円を上限)を加算	市町村相談体制整備事業 (1) 市町村和談体制整備事業 ア 中核市、施行時特例市又は特別 区において実施した場合(児童相談所設置市である場合を除く。) 2,605,000円イアに属さない市町村において実施した場合 イアに属さない市町村において実施した場合 1,303,000円・1市町村当たり実施要綱第3の8の(2)の②アに該当する事業 (68,000円実施要綱第3の8の(2)の②イに該当する事業 (12該当する事業 (12該当する事業 (12該当する事業 (12該当する事業) (12該当する事業 (12該当する事業) (12該当する事業) (12該当する事業) (12該当する事業)

)家庭総合支援拠点, た額の合計額	1 支援拠点当たり 料、保険 ア・基本分(直営で行う場合) 料、報償 (ア) 基礎単価 費、委託料、小規模 A 型 3. 769, 000 円 (毎用料及び)	型型 3,623,000円 3,000円 3,0000 3,0000 3,0000 3,0000 3,0000 3,0000 3,0000 3,0000 3,0000 3		(ウ) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円 ×配置人数(上限5人)	イ 基本分(委託して行う場合) (ア)基礎単価 小規模A型 9,118,000円 小規模B型 14,972,000円 小規模C型 21,329,000円 由指権利 32,047,000円	看 人 后 周	5,646,000 円×配置人数 非常勤職員を配置した場合 2,715,000 円×配置人数 (ウ)最低配置人員を満たした上 での虐待対応専門員の上乗 せ配置単価(上限5人)
)家庭総合支援拠点 入費 費 費 ・ ・た額の合計額 搬費	1 支援拠点当たり 料、保険アープ 基本分(直営で行う場合) 料、報償 (ア)基礎単価 費、委託料、小は模 A 型 3 769 000円 伸用料及び	9, 623, 000 円 15, 980, 000 円 21, 350, 000 円	大規模型 33, 619, 000 円 (イ) 最低配置人員を満たすため の虐待対応専門員の上乗せ 配置単価 2, 715, 000 円×配置人数	(ウ) 最低配置人員を満たした上 での虐待対応専門員の上乗 せ配置単価 2,715,000円 ×配置人数(上限5人)	イ 基本分(委託して行う場合) (ア)基礎単価 小規模 A型 9,118,000円 小規模 B型 14,972,000円 小規模 C型 21,329,000円 由指権 型 32,047,000円	旱水王を	5,646,000円×配置人数 非常勤職員を配置した場合 2,715,000円×配置人数 (ウ)最低配置人員を満たした上 での虐待対応専門員の上乗 せ配置単価(上限5人)

中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5.646,000円×配置人数
3. 715,000 円×配置人数 2. 715,000 円×配置人数 2. 715,000 円×配置人数 7 又はイによる基準額× ((1) 週間当たりの開所時間 本 一	1. 566 1000 日 X 配置人数 3 2. 大下 500 000 日 X 配置人数 7 2. 大下 500 000 日 X 配置人数 7 2. 大下 500 000 日 X 配置人数 7 2. 女間・土日開所加算 3 3. (1 通過当上少 00 開所時間 3 3. (1 通過当上少 00 開所時間 3 3. (2 000 日) 3 3. (3 000 000 日) 3 3. (4 000 日) 3 3. (5 00 000 日) 3 3. (4 000 日) 3 3. (5 00 000 日) 3 3. (6 000 日) 3 4. (1 か所当たり) 5 5. (2 000 日) 3 6. (2 000 日) 3 6. (4 000 日) 3 6. (5 000 日) 3 7. (1 か所当たり) 5 6. (5 000 日) 3 6. (5 000 日) 3 (2 加算分、(電泊を伴う場合) (3 加算分、(2 加算分、(2 つか) 日) (3 加算分、(2 回りまた) (3 の加算分・(2 の加算分・(2 の加算分・(2 の加算分・(2 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
5, 049, 000 非常勤職員を 2, 715, 000 7 又はイによ ((1週間当才 数一40) ÷40 十 弁碳十・医師等 1 女媛拠点当た「 可修・広報啓発費 1 女媛拠点当た「 1 女媛拠点当 1 女媛拠点当 1 女媛拠点当 1 女媛拠点当 1 女媛拠点当 1 女媛拠点当 1 女媛拠点当 1 女媛拠点当 1 女媛拠点当 2 1 女媛拠点当 2 1 女媛拠点当 2 1 女媛拠点当 2 1 女媛之 3 1 女子とも家庭終 能強化事業 ①基本分(宿泊を伴わ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	5,646,000 非常動職員を 2,715,000 2,715,000 7又はイによ ((1週間当片 数一40) ÷40 工 開設準備経費 1 支援拠点当た。 1 支援拠点当た。 1 支援拠点当が 1 支援拠点当が 1 支援拠点当が 1 支援拠点当が 1 支援拠点当が 1 支援拠点当が 1 支援拠点当が 1 支援拠点当が 1 支援拠点当が 0 加質・ (宿泊を伴わ、 2 加質・ (宿泊を伴わ、 2 加質・ (宿泊を伴わ、 2 配列 (宿泊を伴わ、 2 配列 (宿泊を伴わ、 2 配列 (宿泊を伴わ、 2 配入利用児]
2,715,000 非常勤職員を 2,715,000 マスはイによ ((1)週間当才 数一40) ÷40 工 開設準備経費 1 支援拠点当た「 可修・広報啓発費 1 支援拠点当た「 日中り活動等権 1 支援拠点当 1 支援地点当 1 支援地点分(宿泊を伴わ入 2 配べ利用周 2 配べ利用国	2,715,000 非常勤職員を 2,715,000 マスはイによ ((1)週間当才 数一40) ÷40 工 開設準備経費 1 支援拠点当た「 可修・広報啓発費 1 支援拠点当た「 日中り活動等権 1 支援拠点当 1 支援地点当 1 支援地点分(宿泊を伴わ入 2 配べ利用周 2 配べ利用国
5, 049, 000 非常勤職員を 2, 715, 000 7 又はイによ ((1週間当才 数一40) ÷40 ((1週間当才 数一40) ÷40 1 女援拠点当た「 1 女援拠点当た「 1 女援拠点当た「 1 女援拠点当だ 1 女援拠点当だ 1 女援拠点当だ 1 女援拠点当 1 女援拠点当 1 女援拠点当 1 女援拠点当 1 女援拠点当 1 大援拠点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大 被点当 1 大 被点当 1 大 被	5, 049, 000 非常勤職員を 2, 715, 000 7 又はイによ ((1週間当才 数一40) ÷40 ((1週間当才 数一40) ÷40 1 女援拠点当た「 1 女援拠点当た「 1 女援拠点当た「 1 女援拠点当だ 1 女援拠点当だ 1 女援拠点当だ 1 女援拠点当 1 女援拠点当 1 女援拠点当 1 女援拠点当 1 女援拠点当 1 大援拠点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大援地点当 1 大 被点当 1 大 被点当 1 大 被

10 未就園児等全戸訪問事業 ①訪問費用 訪問1回あたり×6,000円	②事務職員雇上費(日額) 1 市町村当たり 事務職員数×日額 7,210円	③訪問を民間団体に委託する際に運営 に必要となる事務費 1 市町村当たり 年額 564,000円	11 子育て支援訪問事業 1人当たり 8,000円	12 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり ①学習指導協力員以外の者 2,725,000円 ×実施事業数(配置協力員種別数)		②学習指導協力員(実施要綱第3の8 の(2)の①学習指導協力員) ア 基本分 2,725,000円×配置人数	学多加
10 未就園児等全戸訪問事業 ①訪問費用 訪問1回あたり×6,000円	②事務職員雇上費(日額) 1市町村当たり 事務職員数×日額 7,220円	③訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費 1 市町村当たり 年額 564,000 円	11 子育て支援訪問事業 1 人当たり 8,000円	12 一時保護機能強化事業 児童相談所 1 か所当たり ①学習指導協力員以外の者 ア <u>基本分</u> 2, 725, 000 円 ×実施事業数(配置協力員種別数) イ <u>加算分</u> 1, 384, 000 円	※加算分は、一時保護委託付添協力 員を配置する場合で、一時保護所 等から原籍校に通学する際に付添 を行う場合に適用するものとす る。	②学習指導協力員(実施要綱第3の8) の(2)の①学習指導協力員) ア 基本分 2,725,000円×配置人数	1 加昇力 1, 429, 000 円 ※学習指導協力員の配置人数は3名 を上限する。 ※加算分は、学習支援その他学習面

全般の調整を行うことができる体制を整えた場合に適用するものとし、配置人数のうち1名を上限として、基本分の基準額に上乗せして、基準額を算定する。	13 官・民連携強化事業(複数実施可能) 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり ①民間団体委託推進事業 3, 202, 000 円	②民間団体活動推進事業 1,140,000円	③民間団体育成事業 1, 253, 000 円 ①指導委託促進事業 1件当たり 月額 82, 490 円	14 評価・検証委員会設置促進事業 1 都道府県及び1 市町村当たり 934,000 円		15 未成年後見人支援事業 ①未成年後見人の報酬補助事業 1人あたり 年額 240,000 円(月額 20,000円)	②未成年後見人が加入する損害賠償保 険料補助事業 ア 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり年額5,210円 イ 被後見人の傷害保険
全般の調整を行うことができる体 制を整えた場合に適用するものと し、配置人数のうち1名を上限と して、基本分の基準額に上乗せし て、基準額を算定する。	13 官・民連携強化事業(複数実施可能) 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり ①民間団体委託推進事業 3, 202, 000 円	②民間団体活動推進事業 1,140,000円	③民間団体育成事業 1, 253, 000 円 ④指導委託促進事業 1 件当たり 月額 82, 490 円	14 評価・検証委員会設置促進事業 1 都道府県及び1 市町村当たり 934,000 円	※民間評価者に第三者評価を依頼する場合加算 934,000 円	15 未成年後見人支援事業 ①未成年後見人の報酬補助事業 1 人あたり 年額 240,000円(月額 20,000円)	②未成年後見人が加入する損害賠償保 険料補助事業 ア 未成年後見人の賠償責任保険 1 人あたり年額 5, 210 円 イ 被後見人の傷害保険

	点 額
	権係デ必酬び等会用臨職さに旅費費費本費費購務運告子利る此要、職(計職時員れ限費)、、費、八人費搬料ど擁実事な給員た年員的へるる、消教印、光備費(費、も護証業報料手だ度及任支も八需耗材刷会熱備、通、保のにモに 及当し任び用給の、用品 製議水品役信広険
16 児童の安全確認等のための体制強化 事業 1児童相談所当たり(警察 0B を配置 し、警察との連携強化を図る取組を行う場合) 25,010,000円 ※警察 0 B を配置し、警察との連携 強化を図る取組を行わない場合 は、20,008,000円 1 市町村当たり	17 子どもの権利擁護に係る実証モデル 事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所 設置市)当たり 8, 175, 000 円
	T
	協
	権係デ必酬び等会用臨職さに旅費費費本費費購務運告子利るル要、職(計職時員れ限費)、、費、(八費搬料ど擁実事な給員た年員的へるる、消教印、光備費(費、も護証業報料手だ度及任支も、需耗材刷会熱備、通、保のにモに 及当し任び用給の 用品 製議水品役信広険短
16 児童の安全確認等のための体制強化 事業 1児童相談所当たり(警察 0B を配置 し、警察との連携強化を図る取組を行う場合) 25,015,000 円 ※警察〇Bを配置し、警察との連携 強化を図る取組を行わない場合 は、20,012,000 円 1市町村当たり 15,009,000 円	のにモに 及当し任び用給の 用品 製議水記役信広険
児童の安全確認等のたと 事業 1児童相談所当たり (警 し、警察との連携強化を う場合) 2 ※警察 OB を配置し、 強化を図る取組を行 は、20,012,000円 1市町村当たり	子どもの権利擁護に係る実証モデル 子どもの権利擁護に (
児童の安全確認等のたと 事業 1児童相談所当たり (警 し、警察との連携強化を う場合) 2 ※警察 OB を配置し、 強化を図る取組を行 は、20,012,000円 1市町村当たり	子どもの権利擁護に係る実証モデル 子どもの権利擁護に (

	1/2																								
貴、委託将、 使用料及び 賃借料、井 済費	児童虐待 防止対策支 ^{極事業} 「※	坂中米「が野なお、野な、野な、野な、野な、野ない。」	高力 次 で 過 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	、たんしお計年度任用	職員及び臨	時的任用職員の対象を	点、文品にれるものに	限る)、旅	費、需用費	(消耗品 数材	費、印刷製	本費、会議	費、光熱水	費)、改修	費、備品購工業の設	人質、 役務書 人名 市	費(通信運	撒費、広告るの	本、宋 志)	作,, 故頃	使用料及び	賃借料、共	済費、扶助	費、負担金	
	18 児童虐待防止のための広報啓発等事業 業 1 都 送 佐 回 (地 立 却 士 7 は 旧 幸 お ジ だ に	(11年間) 人は近年11歳7月 たり 13 482 000日			1 都道府県及び市(指定都市、児童相	談所設置市及び児童相談所を設置する計画を右末さ市(特別区・一町車終約	国産を行うを引くすがは、 即事が過合を含む。) に限る。) 当たり	2,000円	の専門職採用活動	を行う場合は、3, 528, 000 円を加算	.		1人当たり 130,000円												
- 	2																								
6、安記科、 東田料及び 言価料、共 斉費	-	ダ中米に必要な報酬、☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆	□☆◇で、過 単手当等 カナナー 夕	、たんと会計を存在用	戦員及び臨	時的任用職員のおかり	ず、文語でたるものに	限る)、旅	費、需用費	(消耗品 数材 制	***	本費、会議	費、光熱水	費)、改修	費、備品購	人質、役務 第八次 后语	費(通信運	般費、広告 1	4、来) 4、 帮(4)	147、故原曹、泰託粹、		責借料、共	斉費、扶助	費、負担金	
		、指に事いストンに重信級が たり 13 487 000 田		7. 生活14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14.	1 都道府県及び市(指定都市、児童相 職員及び臨	談所設置市及び児童相談所を設置する 時的任用職計画を方式を非てはいて、一部事務等にあったがま	回さ行うの (140mに、 四字の加 良、文帖に 合を含む。) に限る。) 当たり れるものに		の専門職採用活動量、	を行う場合は、3, 528, 000 円を加 (消耗品質		20 児童福祉司任用資格取得支援事業 本費、会議	1 人当たり 130,000円 費、光熱水	費)、改修	費、備品購工	人質、役務書へいては			大, 大	47、故境 中, 44、故境	使用料及び	賃借料、共	済費、扶助	,	
(4) 会計者、 使用料及び (1) 信借料、共 済費	児童虐待防止等のための広報啓発等 児童虐待 1/事業 防止対策支 かんかった おきまま おかん 1/1 かん 1		19, 402, 000 1] 19, 402, 000 1] 19, 402, 000 1]	7. 生活14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14.	1 都道府県及び市(指定都市、児童相 職員及び臨		ニョン・コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート		曹	3, 528, 000 円を加		児童福祉司任用資格取得支援事業	130,000円	費)、改修	費、備品購工工作。	人質、役務	黄(通信連		不 ()	47、秋原	使用料及び	(重信料、共		,	

	協	
	奉奉をを受ける。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	春報々必酬職等費費需務虐期研一要、員、、用費件問修事な給手共報旅費、保題と業報料当済償費、委にほけ、役託
	明石市分(直接補助) 厚生労働大臣が必要と認めた額	社会福祉法人横浜博萌会(間接補助) ①研修センター事業費 207, 597, 000 円 ②情報共有システム構築事業費 230, 392, 000 円 一般社団法人あかしこども財団 (間接補助) 厚生労働大臣が必要と認めた額
	22 倉思 昭 昭 七 七 巻 題 研 カ 十 年 題 研 カ 十 年 巻 夕 華 十 巻 夕 業	
0/10	記	
		奉報々必酬職等費働需務使期研一要、員、實施所一要、員、実力問後事な給手共報旅費、問題と業報料当済償費、委役をは、役後、役託
1 アウトリーチ型/居場所型 2 接対象 2		
/ 居場所型 支援対象 2 (729,000円 児童等見守 り強化事業 に必要な報 に必要な報 10 チャー等活用型 窓庭の所得状 職員手当 等、賃金、 等、賃金、 整、 10 50,000円(※) 等、賃金、 等、賃金、 等、 費、 50,000円(※) 費、 費、 50,000円(※) 費、 費 50,000円(※) 費、 費 50,000円(※) 費、 費 50,000円(※) 費、 費 60%和の範囲 事、 要 会託 等、 20%和の範囲 事、 要 会託 等、 機構 20%和の範囲 事業 機構 会託 等 機構 6億円料等 賃借料等 6億円料等	を は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	舞 E
1 アウトリーチ型/居場所型 2 接対象 2	明石市分(直接補助) 虐待・思 厚生労働大臣が必要と認めた額 春期問題情 報研修セン ター事業に 必要な給 料、職員手 当等、共済 費、旅費	舞 E
1 アウトリーチ型/居場所型 2 接続対象 2	明石市分(直接補助) 虐待・思 厚生労働大臣が必要と認めた額 春期問題情 報研修セン ター事業に 必要な給 料、職員手 当等、共済 費、旅費	舞 E

	1/2																								
本、使用及び賃本、備入費	ひきこもり等児童福	作対策事業 に必要な報	盟、	び職員手当等(ただし	_	用職員及び臨時的任用	顕真っ大統	されるもの	に限る)、	報價資、 聚費、 需用費	(消耗品	10、 中心 本費、 然料	費、光熱水	費)、役務		漫類)、 被	tIH I.	類人質、 甘 田 一 田 一	料及び賃借	料、補助金	ただし、	「ひきこも	り等児童福	社対策事業・	の実施にしことに
	次により算出された額の合計額 1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交	: 5県(指定都市又は児童相談所	[374, 920 FJ	ふの友訪問援助事業を実施	する場合) ①メンタルフレンド活動費	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		165,000 円	③沽動検討会 1回当たり 30,180 円	0 11十一十二年日本日子年七年书	\bigcirc	児童1人当たり日額 3,610円		児童1人当たり日額 1,750円							3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議		1回当たり 12,500円	
	ひゅいかい まっぱい まっぱい 第一	児軍倫 祉対策	業																						
六 ##	2 1 2		, x	<u></u>		公 田	2 40			义 骗		W 721					ma 4		mt	\lambda		0	loff :	*uV	
や、使用料 及び賃借 料、備品購 入費	_	<u> </u>	酬、給料及 過期 1 元	び瞬員手当 等(ただし	会計年度任	用職員及び 路時的年田	調の方法	されるもの	に限る)、	報償實、派 費、需用費	-4III.	真、 于	費、光熱水	費)、役務	費(通信運	殿費)、麥	記料、備品 購入# + +	蔣 〈賀、	料及び賃借	料、補助金	ただし、	「ひずこも	り等児童福	<u> </u>	の実施につ
や、使用や 及び賃借 粋、備品購 入費	ひきこも 1/ 保護者交 り等児童福	仏	蓋	374,920円 び職員手当	(ふれあい心の友訪問援助事業を実施 会計年度任	する場合) (①メンタルフレンド法軸書 医時的任用	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		165,000 円	- 必沽動筷討会 - 1 回当たり 30,180 円 費、需用費	(注) 《	ひてに 0.7 4 77年1日7147日47日47年 1日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7	[1 人当たり日額 3,610円	量	児童1人当たり日額 1,750円 費(通信運	被置,茶	託科、備品	蔣入寅、扶	料及び賃借	料、補助金	ただし、	ひきこもり等児童福祉教育連絡会議		1 回当たり 12,500 円 祉対策事業	の実施につ
科、使用科 及び賃借 料、備品購 入費	次により算出された額の合計額 ひきこも 1/ 1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交 り等児童福	:県(指定都市又は児童相談所	設置市)当たり	奏い	(ふれあい心の友訪問援助事業を実施 会計年度任	する場合) (①メンタルフレンド活動書 臨時的任用	1977 1977 1978 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977 1977		165,000 円	報信 1回当たり 30,180円 費、	<u></u>	ひてに 0.7 4 77年1日7147日47日47年 1日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7	[1 人当たり日額 3,610円		1,750円 費(通信			两人資、沃	料及び賃借	料、補助金	ただし、	こもり等児童福祉教育連絡会議		回当たり 12,500円	の実施につ

17.8 日		a
1		_
1	万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万	支一に料手だ度及任支もる費需糧製耗役償酬料児援運必及当し任び用給のハ、用費本品務費、、重七営要び等会用臨職さに共旅費、費費費、委補家ン事な職(計職時員れ限済費(印、入、報託助庭々業給員た年員的へる 済、食刷消、報 金
(4年 大学 1 日本 1 日		事業 5職員が消 50000円 5年上等 5年上等 5年日上等 5職員が常 55,000円 31とする)
(1) 日本 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		児庭七一等重支ン運事家 探夕宫 業
(1) 日本 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		
次により算出された額の合計額 1 児童家庭支援センター運営事業		1 / 2
次により算出された額の合計額 1 児童家庭支援センター運営事業	成 1/ 年3 日 28 日 雇 28 日 雇 28 日 雇 25 28 006 号 62 28 006 号 6	児接運必及当し任び用給の\、用費本品務費\、童七営要び等会用臨職さ巳ヲ旅費、費費費、委補
児 庭 セ 一 等重 支 ン 運 事家 塚 タ 営 業		事業 80,000円 5職員が消 46,000円 5職員が消 5職員が消 54,000円 34とする) 92,000円 34とする)
		(1 日本) (本日 本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
		X

イ 事業費 1か所当たり	次の表の該当する件数区分に定	5 額	※ 件数区分の算定は、前年度	における地域・家庭(里親家	庭を含む。)からの電話相	談、来所相談、訪問相談、通	所指導、派遣相談、心理療法及びは大きのでは、一番のでは、一門・手術を合作には	次でパープーナ船での同じの名相談件がは関係機関と	の連絡・調整、市町村からの	求めに応じた回数を合算した	数とする。(訪問相談件数	は、実際の相談件数に2を乗	じて得た数とする。)	前年度途中に開所した場合	は、前年度の件数を開所した	月以降の月数で除した数に	12 を乗じて得た数の区分と	94 S.	年度途中の開始の場合に	は、開始されたセンターの所	在する地域におけるニーズ等	を踏まえ、都道府県(指定都	市及び児童相談所設置市を含	む。)が区分を設定するもの	<i>১</i> ক ক ত	件数区分 基準額	50 件~ 599 件 352, 800 円	600 件~ 899 件 937, 550 円	<u> </u>		_	2, 900 年~3, 399 年 4, 997, 000 五 3 400 年~3, 809 年 5, 732, 000 田	-
イ 事業費 1 か所当たり	次の表の該当する件数区分に定	5額	※ 件数区分の算定は、前年度	における地域・家庭(里親家	庭を含む。)からの電話相	談、来所相談、訪問相談、通	所指導、派遣相談、心理療法	次で、 ゲールでの同じの 名相談件教徒では「関係機関と	の連絡・調整、市町村からの	求めに応じた回数を合算した	数とする。(訪問相談件数	は、実際の相談件数に2を乗	じて得た数とする。)	前年度途中に開所した場合	は、前年度の件数を開所した	月以降の月数で除した数に	12 を乗じて得た数の区分と	9 4 8°	年度途中の開始の場合に	は、開始されたセンターの所	在する地域におけるニーズ等	を踏まえ、都道府県(指定都	市及び児童相談所設置市を含	む。)が区分を設定するもの	とする。	件数区分 基準額	50 件~ 599 件 352,800 円	600件~ 899件 937,550円		900 件~2, 399 件 3,	400 件~2,899 件 4,	2,900 年~3,389 年 4,987,000 日 3 400 年~3,889 年 5,287,000 日	900 件~3, 339 件

																													0	ı							
必要な報	酬、給萃及7%瞬回干出	ら 毎回十三年 (ケだし)	会計年度任	用職員及び	臨時的任用	職員(臨時	の職に関す	る場合に限	る。以下同	に。)~対	給されるも	のに限	る)、共済	費、報償	費、旅費、	需用費(消	耗品費、印		食料費、光		役務費(通	信運搬	費)、委託	料、使用料	及び賃借	料、備品購	入費、補助	④	大1 無的脚	11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.	1.2.10世米	この労々戦	雪、솖萃及	び職員手当	等(ただし	会計年度任	用職員及び
<u>ਜ</u>	A Metal		(1)	<u> </u>		<u> </u>	2				本	2	•	Perpe	Perfect	wj.L	THE	<u> </u>	1	ndis	//-	,	المتابلة: - المتابلة: المتابلة: المتابلة: المتابلة: المتابلة: المتابلة: المتابلة: المتابلة: المتابلة: المتابلة	**	7	**	- \	VI	次により算出された額の合計額	7、18、7、4、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、18、	一部运物系(指在部门),还单位吸引成宣士)。441	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1	489, 000 田 閏	2)	WII.	M1	<u> </u>
																													基幹的	日日祖	表	米+					
																													1/2								
必要な報	酬、給料及 / 18 18 18 18 18 18 18 18	び興冥十三年(ただし)	会計年度任	用職員及び	臨時的任用	職員(臨時	の職に関す	る場合に限	る。以下同	に。) ~対	給されるも	のに限	る)、共済	費、報償	費、旅費、	需用費(消	耗品費、印	刷製本費、	食料費、光	熱水費)、	役務費(通	信運搬	費)、委託	料、使用料	及び賃借	金龍	入費、補助	俐	基幹的職 1/2	-		この岁々戦	雪、給料及	び職員手当	等(ただし	会計年度任	用職員及び
必要な報	型、給料及 7.8期 3.1	の職員十三年(かだり)	会計年度任	用職員及び	臨時的任用	職員(臨時	の職に関す	る場合に限	る。以下同	「い。)~汝	給されるも	回じの		費、報償	費、旅費、	需用費(消	耗品費、印	刷製本費、	食料費、光	熱水費)、	役務費(通	信運搬	費)、委託	料、使用料	及び賃借	金龍	黄	徘	-	7.37.6871578 1.78 1.78 1.78 1.78 1.78 1.78 1.88 1.8	元里伯歌別改宣		489,000 円 層、 給料及	び職員手当	等(ただし	会計年度任	用職員及び
必要な報	MM、给料及	ら戦気ナ当年(かんり)	会計年度任	用職員及び	臨時的任用	台灣	の職に関す	る場合に限	2。以下同	(い) 人 文	給されるも	砂に殴	契	費、報償	費、旅費、		耗品費、印		食料費、光	熱水費)、	役務費(通	信運搬	費)、委託	料、使用料	及び賃借	金龍	黄	俐	次により算出された類の合計類 基幹的職 1/	2、1.2、2、4.1(1.1)(1.1)(1.1)(1.1)(1.1)(1.1)(1.1)(1	(18)人,还里怕败对这直	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		び職員手当	等(ただし	会計年度任	用職員及び
	M. 给料及	の職員十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	会計年度任	用職員及び			の職に関す	る場合に限	8。以下同	(で。) ~	給されるも	部 つ の こ			費、旅費、	需用費(消	耗品費、印	刷製本費、	食料費、光	熱水費)、	(信運搬	費)、委託	料、使用料	及び賃借	金龍	黄	御	次により算出された類の合計類 基幹的職 1/	2、1.2、2、4.1(1.1)(1.1)(1.1)(1.1)(1.1)(1.1)(1.1)(1	部垣心宗(指左部門) 近里在殿内成屋 十) 3.4.1	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		び職員手当	等(ただし	会計年度任	用職員及び

(2) 長期 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		1/2																							
「	臨職さに報實、費料料、時員な別優賞、印入及場に別信、印、及、対に、別、別、及、費品別、及、費用配、以及、用製食は、次の、無理をは、終明をは、抵害をは、抵害をは、は、	児童養護施設を受験	温の資質向	上のための	研修事業に	必要な給料	及び職員手※弁	当等(たた 今計年度	ころに十分任用職員及	び臨時的任	用職員へ支	給されるも	のに限	る)、賃金	(代替職員	雇上げ経費	等)、報償	費、旅費、	需用費(消		別數本	費)、役務	費(通信運	搬費、広告	料)、使用
(1) 原本の (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		次-	-			1人当たり	②宿泊なし	ト人当たり	(2)長期研修	①送り出し施設	1, 052,	②受入施設			調整機関事務費加算	2, 992, 000 円			及び多機能化・機能転換等に向け	た研修	7,)学生(実習生)への指導	
(1) を表する (2) 長期研修 (2) 長期研修 (2) 長期研修 (2) 1,052,000円 (2) 1,052		児童養	等の職の職	員の資	質向上	のため	の印象	₩ ₩ ₩																	
次により算出された額の合計額 1 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 (1) 短期研修(送り出し施設) ①宿泊あり 1人当たり 133,000円 2合泊なし 1人当たり 73,000円 1人当たり 1,052,000円 (2) 長期研修 (3) 調整機関事務費加算 2,992,000円 (4) 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた研修 1 施設種別当たり 2,543,000円 1 施設種別当たり 2,543,000円 2 児童養護施設等の職員人材確保事業 (1) 学生(実習生)への指導 実習1回当たり 86,200円		2																							
児護等員質のの等置施のの向た研事設職資上め修業	に は を と た た で の で の が を が が が を が が が が が が が が が が が が が	児童養護 1/記等分離		このための	H修事業に		なび職員手	3季(たた		K臨時的任	引職員へ支	きされるも	こに限	5)、賃金	(代替職員	€上げ経費	羊)、報償	1、旅費、		毛品費、印]製本	1)、役務	1 (通信運	设費、広告	判)、使用
	日本の自体の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本 日本	岩		<u> </u>	<u>臣</u>	人当たり 133,000円 必		73, 000 T	7 刑	<u>A</u>	1,052,000 円 用	然	216,000円	W	調整機関事務費加算	Щ		刪	幾能化・機能転換等に向け 需		2, 543, 000 円 周		児童養護施設等の職員人材確保事業	学生(実習生)への指導	86, 200 円

	1/2 XIA	(世)	市及び 福祉事	務所を設置す	る町村が作っ	ン無いに	なしておいる	罪が補	1 √10	т (С)								
離 6			翻			- *** 2 ##	女報	一二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	出場	N (1								
** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	児童養護施設等の生活向上のた	めの環境改 善事業に必	要な改修 費、設備整	備費、備品 購入費及び	賃借料													
(2)字生(美省生)の750職促進 1日当たり 3,760 円	次により算出された額の合計額 1 児童養護施設等の環境改善事業(児 童養護施設等の生活向上のための環	境改善実施事業実施要綱 (以下、本種目において「実施要綱」という。)	第3の1に定める事業) (1) 入所児童等の生活環境改善事業	①児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、到児院、	児童心理治療施設、婦人保護施 塾 - 婦人相談所 - 婦人相談所の一	い、 がい、 はい、 はい はい は は は は は は は は は は は は は は	アミリーホームにかかる事業分1 から当まり 8 000 000 日		母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分	1 か所当たり 1,000,000円	(2) ファミリーホーム等開設支援事業 1 か	メファミリーホーム、地域小規模児	童養護施設及び分園型小規模グル ープケアの開設に当たり、改修期	間中に賃借料が発生する場合、当 該費田(10 000 エロを - 限)を	(TO, 000 1 1 1 & L PX)	(3) 児童家庭支援センター開設支援事 業	1 か所当たり 3,000,000円	(4) 耐震物件への移転支援事業
	養設生	1 년 &	の環境 改善事	業 型 口口	ナウイ	感染状	大牙子がある	図る事	業 へ の 系 の の	`								
	温 議 無無 無 無 無 無 無 ままままままままままままままままままままままま	活向上のため	<u>6 股</u>	業 型	<u> </u>													
	/2 XIA /3							罪が補 開	助する 場合	273								
、、曹	To:	環境改 (注1) 業に必	数修	備品 務所を 費及び 設置す	借料る町村が行っています。		トーターを連続を	1. 一直	助する場合									
、 、	児童養護 1/2 設等の生 又は 向上のた 2/3	(以下、本 めの環境改 (注1) (注2) (当2いう。)	市及び	備品 務所を 費及び 設置す	(重備料 る町村 Aが行っ) Aが行っ			支援センター又は	母子家庭等就業・自立支援センタ 助する サービかかる事業分 場合 場合	1,000,000 円	(2)ファミリーホーム等開設支援事業 1 からから 1 からませた 1 8 000 000 円	メファミリーホーム、地域小規模児	童養護施設及び分園型小規模グル ープケアの開設に当たり、改修期	間中に賃借料が発生する場合、当 該費用(10 000 年円を F限)を		(3) 児童家庭支援センター開設支援事 業	1 か所当たり 3,000,000円	(4) 耐震物件への移転支援事業

			72													
, D	No.	У.О. Г	就学者自 1/立生活援助	日 事業に必要な問題	淮	事当等(た) ボー 今計年				-	£01		費(消耗品等数数数	K TE	nP-m/	り 費、光熱水 #、 # f
20、47エ/10人の 20、47エ/10人の 児童心理治療施設、婦人保護施 設、婦人相談所、婦人相談所の一 時保護所、自立援助ホーム又はフ アミリーホームにかかる事業分 1か所当たり 8,000,000円 ②里親、児童家庭支援センター又は 母子家庭等就業・自立支援センタ 一にかかる事業分	2 地域子育て支援拠点の環境改善事業 (実施要綱第3の2に定める事業) 1か所当たり 8,000,000円	3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業(実施要綱第3の3に定める事業) 1 か所当たり 8,000,000円	次により算出された額の合計額 1 一般生活費	1 人当たり 月額 <u>11,310 円</u>	2 特別育成費	自立援助ホームの入所者(50 歳到達 後かご 酉目 22 歳の午 昨ままかの間の	gス゚・ワルメッタ゚ニビಙタンサー皮トータ 、゚ンパロッ゚者)であって、高等学校に在学して	及び高等	する者		1人当たり 月額 24,420円		(2) 資格取得等特別加算 1 1 3 4 5 10 日	0,'0		1 人当たり 月額 20,000 円
			就学者 自立生	活援助	K ⊩											
			1/2													
			就学者自 立生活援助	事業に必要な問題。	なお買い店料及び職員	手当等(ただ」合計年	たっか。中度任用職員	及び臨時的	任用職員へ	大給される	\overline{c}	$\overline{}$	費(消耗品券、材料	貴、 数危費、 中剛製	##m/	費、光熱水
23、471年7人20元3、12、12、12、12、12、12、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、	地域子育て支援拠点の環境改善事業 (実施要綱第3の2に定める事業) 1 か所当たり 8,000,000 円	児童相談所及び一時保護所の環境改善事業(実施要綱第3の3に定める事業) 1 か所当たり 8,000,000円	次により算出された額の合計額 1 一般生活費	1人当たり 月額 11,360円	特別育成費	自立援助ホームの入所者(50 歳到達後から 国門 20 第の午申キャの問の	`	『学校第1学年に入学	する者	(1) 基本額	1人当たり 月額 24,420円	*** *** *** *** *** *** *** *** *** **)資格取得等特別加算 1人当たり 670日		補習費	1 人当たり 月額 20,000 円
②	2 基	の思書事	 		α	.,				\Box		`	(2)		(3)	
			就学者 次に。自立生 1 -	活援助	7								Z) 		e) 	

	購入費、役			購入費、役	
1人当たり 月額 25,000円	務費(通信	1人当たり 月	月額 25,000円	務費(通信	
	運搬費、広		-11	運搬費、広	
3 児童用採暖費	告料、保険	3 児童用採暖費	7	告料、保険	
児童用採暖費保護単価表(1人当た	料)、報償	児童用採暖費保護単価表	(1人当た	料)、報償	
り月額)	費、委託	り月額)		費、委託	
※10 月分から翌年3月分に限る		※10 月分から翌年3月	月分に限る	料、使用料	
			F	及び賃借	
旧4級地 1,020 円		旧4級地	1,020円	本、 井 淡	
旧3級地 630 円	費、扶助	旧3級地	630 田	費、扶助	
旧2級地 400 円	費、補助金	旧2級地	400日	費、補助金	
その他の地域 200 円		その他の地域	200 田		
(注) この表の「旧5級地から旧2		(注) この表の「旧5級地から旧	5級地から旧2		
級地」までの級地区分は一般職		級地」までの級	級地」までの級地区分は一般職		
の職員の給与に関する法律等の		の職員の給与に関する法律等の	関する法律等の		
一部を改正する法律(平成16		一部を改正する法律(平成16	法律(平成16		
年法律第136号)の施行(平成		年法律第136号	年法律第136号)の施行(平成		
16年10月28日)前の国家公		16年10月28日)前の国家公	1) 前の国家公		
務員の寒冷地手当に関する法律		務員の実冷地手	務員の寒冷地手当に関する法律		
第1条に定める地域とし、「そ		第1条に定める地域とし、「そ			
の他の 封 対 に に の を の に に に に に に に に に に に に に に に		のものも対しは	の他の地域」は旧り総地から旧		
2級地までの地域以外の地域と		2 総地までの地	2級地までの地域以外の地域と		
するにた。		すること。			
4 就職支度費		4 就職支捜費			
自立援助ホームの入所者(20 歳到達		自立援助ホームの入所者(20 歳到達	f者(20 歳到達		
後から原則 22 歳の年度末までの間の		後から原則 22 歳の年度末までの間の	要末までの間の		
就学者)であって、就職することと		であって、	就職することと		
なった者					
		(1)—殷分			
1 人当たり 82, 760 円		1人当たり	り 82, 760 円		
(2) 特別基準分		一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			
198, 530円 198, 530円		(三) はがますの 人当たり	り 198, 530 円		
5 大学進学等自立生活支度費		5 大学進学等自立生活支度費	5度費		
自立援助ホームの入所者(20 歳到達		自立援助ホームの入所者	f者(20 歳到達		
後から原則 22 歳の年度末までの間の		後から原則 22 歳の年度末までの間の	実末までの間の		
就学者)であって、大学等へ進学す		就学者)であって、大	であって、大学等へ進学す		

ることとなった者 (1) 一般分 1 人当たり 82,760 円 (2) 特別基準分 1 人当たり 198,530 円	社会的次により算出された額の合計額社会的養 1/2養護自1 社会的養護自立支援事業社会的養立支援(1)支援コーディネーターの配置護自立支援事業等1 か所当たり 6.232,000円事業に必要	#X \(\tau \	(古用 順) 女	に就学している者(「自立援助ホー 教材費、印 ムで居住」を除く)、就労している 刷製本費、 者 者 ア 里親宅で居住 熱水費)、 1人当たり 月額 90,000円 備品購入 イ ファミリーホームで居住 費、役務費 1人当たり 月額 183,000円 (通信運搬	1 人当たり 月額 251,000 円 料、 1 人当たり 月額 251,000 円 料、 1 人当たり 月額 397,000 円 費、 1 人当たり 月額 504,000 円 及び 日童白支援施設で居住 料、 1 人当たり 月額 482,000 円 482,000 円 積 482,000 円 482,00
ることとなった者 (1) 一般分 1人当たり 82,760円 (2) 特別基準分 1人当たり 198,530円	社会的次により算出された額の合計額社会的養護自立支援事業社会的養 1/2立支援(1)支援コーディネーターの配置護自立支援事業等1自治体当たり 6.224,000 円 事業に必要	以上に <u>しょる場合、万里和歌</u> な報酬、 <u>設置か所数(配置人数を超え</u> 料及び職合 <u>估配置人数)を乗じて得た</u> 手当等(することができる。 だし会計 期間が 1 年に満たない場合度任用職期間が 1 年に満たない場合 度任用職	<u>1 009, 000 円</u> <u>7 一の対応件数</u> 支給され <u>1 合に限る。</u> る)、旅 費、需用 いない者、大学等 (消耗品)	に就学している者(「自立援助ホー 教材費、印 ムで居住」を除く)、就労している 刷製本費、 者 者 ア 里親宅で居住 熱水費)、 1人当たり 月額 90,000円 備品購入 イ ファミリーホームで居住 費、役務費 り 日本発助ホームで居住 カー 高信運搬	1 人当たり 月額 251,000 円

②就学し一般賃貸住宅等に居住していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者り中退した者1人当たり 月額 50,000円の範囲内(支給期間は6か月を限度)	(3) 生活費支援 ①一般生活費 ア 就学・就労をしていない者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する者 1 人当たり 月額 51,870円 イ 就学している者で措置されていた理親宅、ファミリーホーム、施設等に居住する者 1 人当たり 月額 11,310円 ウ 就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 1 人当たり 月額 50,000円	(2)児童用採暖費 児童用採暖費保護単価表 (1人当たり月額) ※10月分から翌年3月分に限る ※10月分から翌年3月分に限る 対象者 就学・就労 大学等に就 をしている い者、就労し に一般賃貸 ている者 住宅等に居 住したが、 疾病等やむ 疾病等やむ を得ない事 情により中 ぬかい
②就学し一般賃貸住宅等に居住していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者1人当たり 月額 50,000円の範囲内(支給期間は6か月を限度)	(3) 生活費支援 ①一般生活費 ア 就学・就労をしていない者で指 置されていた里親宅、ファミリ ーホーム、自立援助ホームや施 設等に居住する者 1 人当たり 月額 52,120円 イ 就学している者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、施設等に居住する者 1 人当たり 月額 11,360円 ウ 就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者 1 人当たり 月額 50,000円 (支給期間は6か月を限度)	②児童用採暖費保護単価表 (1 人当たり月額)※10 月分から翌年3月分に限る対象者 就学

旧5級地 7,270円 1,210円 旧4級地 5,570円 1,020円 旧3級地 3,600円 630円	旧2級地2,680円400円その他の1,340円200円地域	(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の	一部を改止する法律(半成 16年法律第 136号)の施行(平成年 10日 28日)前の国家公務員の事会を第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	第1条に定める地域とし、「そ 第1条に応める地域とし、「そ の他の地域」は旧5級地から旧 2級地までの地域以外の地域と すること。	(4) 学習費等支援 ①特別育成費 居住費支援又は生活支援を受けて いる者であって、①高等学校に在 学している者、②高等学校第1学 年に入学する者、③高等学校率業 者のうち大学等に在籍していない かつ就労していない者(③の者に ついては、ウ及びエの経費に限 る。)	ア 基本額 1人当たり 月額 24,420円 イ 資格取得等特別加算 1人当たり 57,610円 ウ 補習費 1人当たり 月額 20,000円 工 補習費特別分 1人当たり 月額 25,000円
旧5級地 7,270円 旧4級地 5,570円 旧3級地 3,600円 630円	旧2級地2.680 円400 円その他の1,340 円200 円地域	(注) この表の「旧5級地から旧2 級地」までの級地区分は一般職 の職員の給与に関する法律等の	一部を改止する法律(半成 16年2年136年)の施行(平成年第136年)の施行(平成16年10月 28日)前の国家公務員の第令地主当に関する注象	第1条に定める地域とし、「そ 第1条に定める地域とし、「そ の他の地域」は旧5級地から旧 2 後地までの地域以外の地域と すること。	(4) 学習費等支援 ①特別育成費 居住費支援又は生活支援を受けて いる者であって、①高等学校に在 学している者、②高等学校第1学 年に入学する者、③高等学校第1学 年に入学する者、③高等学校第1 かつものうち大学等に在籍していない かつ就労していない者(③の者に ついては、ウ及びエの経費に限	ア 基本額 1人当たり 月額 24,420円 イ 資格取得等特別加算 1人当たり 月額 20,000円 エ 補習費特別分 工 補習費特別分 1人当たり 月額 25,000円 一人当たり 月額 25,000円

居住費支援又は生活支援を受けて いる者であって、就職することと なった者(過去に就職支度費又は 大学進学等自立生活支度費を支給 された者を除く。) ア 一般分 イ 特別基準分	③大学進学等自立生活支援者受けている者であって、大学等へ進学することとなった者(過去に就職支度費又は大学進学等自立生活支度費を表された者を除く。) アー般分 イ特別基準分 イ特別基準分 1人当たり 198,530 円	(5) 自立後生活体験支援 1人当たり 月額 53,700円 (6) 生活相談支援 ①賃金 ア 常勤職員を2名以上配置した場合 1 か所当たり 10,212,000円 イ ア以外の場合 1 か所当たり 6,981,000円	②事務費ア 自助活動を行える場を常設する 場合場合1 か所当たり4,860,000 円イ ア以外の場合 1 か所当たり2,166,000 円
居住費支援又は生活支援を受けて いる者であって、就職することと なった者(過去に就職支度費又は 大学進学等自立生活支度費を支給 された者を除く。) ア 一般分 1 人当たり 82,760 円 イ 特別基準分	③大学進学等自立生活支度費 居住費支援又は生活支援を受けている者であって、大学等へ進学することとなった者(過去に就職支度費及は大学進学等自立生活支度費を支給された者を除く。) アー般分 イ特別基準分 イ特別基準分 1人当たり 198,530 円	(5) 自立後生活体験支援 1 人当たり 月額 53,700円 (6) 生活相談支援 ①賃金 ア 常勤職員を2名以上配置した場合 1 か所当たり 10,196,000円 イ ア以外の場合 1 か所当たり 6,975,000円	②事務費 ア 自助活動を行える場を常設する 場合 1 か所当たり 4,863,000円 イ ア以外の場合 1 か所当たり 2,166,000円

(7) 医療連携支援 1 か所当たり 5,900,000円	(8) 法律相談支援 身元保証 1/2 1 か所当たり 3,000,000 円 人確保対策 市及び 事業に必要 福祉事 (9) 就労相談支援 務所を (日険料) 設置す 1 チーム当たり 4,483,000 円 お所を (2) 高務費 事業に	1 チーム当たり 1,256,000 円 対して 制道府 無道府 無道府 無道府 に 1) 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人 当たり 10,560 円 10,560 円	(2)賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人 当たり 19,152円 (3)大学、高等学校など教育機関入学 時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人 当たり 10,560円
7 7.842,000 円 への同行支援を 557,000 円を加	3,000,000 円 人確保対策		車帯保証 対象者 1 人 19, 152 円 18, 152 円 対象者 1 人 10, 560 円
(7) 医療連携支援 1 か所当たり 7.8 ※医療機関への同 行う場合、557,00 えた額		(3)事業費 (3)事業費 (1) 大一ム当たり 557,000 円 ※就労支援機関への同行支援 が含まれる場合に限る。 2 身元保証人確保対策事業 (1) 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人 当たり	(2) 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人 当たり 19,152 円 (3) 大学、高等学校など教育機関入学 時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人 当たり 10,560 円

	1/2 Xf\$	2/3	(2世2)	里親等	委託推	維 提 ₩ ₩	無量 計	こ り こ こ こ た	ر اگر 10/10																			
	里親養育包括支援	₩.	リンク)事業に受用され					職員及び臨	時的任用職品の主然は	買く又指でしたるものに	限る)、共	済費、報	酬、報償事	買、派員、 需用費(消	耗品費、印	周製 本	費)、役務	費(通信運	搬費、広告	料、保険	料)、 委託	料、使用料		料、補助金				
ルでなりに重すりで改べます。 当たり 2,400 円	次により算出された額の合計額 1 統括責任者加算	1 か所当たり 5,875,000円	の一下を対する。	1 か別当たり 2,700,000 円	•	3 里親制度等普及促進・里親リクルー			ı⊢	黒後に米	(指定都市又は児童相談		1,938,000 田 1,938	E 00			応じ加算		1,305,000円		か所当たり 1,860,000円		1 か所当たり 2,415,000円	田田二十二十四十五年	(3)里親リグルーター昭直加算1 4 5 142 000 日		4 里親研修・トレーニング等事業	(1)基本分(加油中) (加油中) (加油中)
	里親養育包括	支援	(フオ 	ング、グ	、業・・																							
				ــابار	, III	N/	VIII																					
	親養育 1/2 支援 又は		7) 事 (汪.5)						田馬蘭 (c lev)		# * *	華	報 位		黄, 印		役務	題信運	立	呆険	米) 	真借	哺助金				
	里親養育1/2包括支援又は	(フォスタ	リンク)毎(江2) ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	新 お 数 及 び 職	員手当等			職員及び臨	時的任用職員の主参す	マ に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	限る	対	· 翻、報償 事、	軍馬	,	別製本	貴)、役務	費(通信運	搬費	菜	<u>(</u> 菜	菜	<u> </u>	料、補助金				
施設 返げ 近里寺 5.7 末限 対象 4 「 人 当たり 2,400 田 2,400 田	親養育 1 / 支援 又は	オスタ	すった。	* 1.5.1.1 (本語) * 1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.5.2 (1.	国手当等	だし会	度任用	職員及び臨	年田職士 はいまん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はん	買く又割られるものに	(指定都市又は児童相談 限る	対		00 円 帰用	耗品費、		応じ加算 費)、	重	1,306,000円 搬費	<u> </u>	5) 所当たり 1,862,000円 料)、	菜	1 か所当たり <u>2,417,000円</u> 及び賃借 いごう	<u>菜</u>	(3) 里親リグルーダー部画加算 1 衣所当たり - 2 736 000 円	5	4 里親研修・トレーニング等事業	(1) 基本分(対策な同(おら対策な)

施する場合) 1 都道府県(指定都市又は児童相談 所設置市(設置予定市区))当たり 7,759,000円 (地域を分割して実施する場合) 1 か所当たり 5,173,000円	(2) 里親トレーナー配置加算 常勤配置 1 か所当たり 5,439,000 円 非常勤配置 1 か所当たり 2,604,000 円	\circ	5 里親委託推進等事業 (1)基本分 1 か所当たり <u>6, 485, 000 円</u>	(2) 加算分 新規里親等委託件数に応じ加算 15件以上30件未満 1か所当たり 1,125,000円 30件以上45件未満 1か所当たり 2,880,000円 45件以上 1か所当たり 3,945,000円	6 里親訪問等支援事業 (1)基本分 1か所当たり <u>9,803,000円</u>	(2) 加算分 里親等委託児童数に応じ加算 20 人以上 40 人未満 1 か所当たり 2, 337, 000 円 40 人以上 60 人未満 1 か所当たり 4, 304, 000 円
施する場合) 1 都道府県(指定都市又は児童相談 所設置市(設置予定市区))当たり 7, 759, 000 円 (地域を分割して実施する場合) 1 か所当たり 5, 173, 000 円	(2) 里親トレーナー配置加算 常勤配置 1 か所当たり 5,431,000 円 非常勤配置 1 か所当たり 2,604,000 円	\circ	5 里親委託雅進等事業 (1)基本分 1か所当たり 6,476,000円	(2) 加算分 新規里親等委託件数に応じ加算 15 件以上 30 件未満 1 か所当たり 1,126,000 円 30 件以上 45 件未満 1 か所当たり 2,882,000 円 45 件以上	6 里親訪問等支援事業 (1)基本分 1か所当たり <u>9,796,000円</u>	(2) 加算分 里親等委託児童数に応じ加算 20 人以上 40 人未満 1 か所当たり 2,340,000 円 40 人以上 60 人未満 1 か所当たり 4,308,000 円

60 人以上 80 人未満 1 か所当たり 7, 769, 000 円 80 人以上 1 か所当たり 10, 486, 000 円 (3) 心理訪問支援員配置加算 常勤配置 1 か所当たり 5, 106, 000 円 非常勤配置 1 か所当たり 1, 552, 000 円	(4) 面会交流支援加算 1 か所当たり 2, 195, 000 円	(5) 夜間・土日相談対応強化加算 (24 時間 385 日の相談支援体制を整備 する場合) 1 か所当たり 6,092,000 円 (上記以外) 1 か所当たり 2,880,000 円			7 里親等委託児童自立支援事業 (アフターケア対象者 10 人以上かつ 支援回数 120 回以上の場合) 1 か所当たり 2,906,000 円
60 人以上 80 人未満 1 か所当たり 7,777,000 円 80 人以上 1 か所当たり 10,496,000 円 (3) 心理訪問支援員配置加算 常勤配置 1 か所当たり 5,098,000 円 非常勤配置 1 か所当たり 1,552,000 円	(4) 面会交流支援加算 1 か所当たり 2, 195, 000 円	(5) 夜間・土日相談対応強化加算 (24 時間 365 日の相談支援体制を整備 する場合) 1 か所当たり 6,092,000 円 (上記以外) 1 か所当たり 2,880,000円	(6)里親家庭養育協力支援 1回当たり 4,860円	(7) 養育児預かり支援 受入準備経費 一時預かり (宿泊を伴う場合) 日額 13,980円 (宿泊を伴わない場合) 日額 5,500円 日額 5,500円	7 里親等委託児童自立支援事業 (アフターケア対象者 10 人以上かつ 支援回数 120 回以上の場合) ①事務費 1か所当たり 2,906,000 円 ②事業費

			7
			寒等 !
			委等に費、費費費費 里託支必、消、、、、、 親前援要需耗燃食光 会 会 会 会 会 会 会
0 E		iii シ E	
E 201	に 記事相記 当たり 9,000円 事業 9,000円	児童相記 当たり), 000 円	200
7 人以上かつ場合) 場合) 5,812,000 円	(重事業 (区)) 当たり (区)) 当たり (3,749,000円 モデル事業 でデル事業	!事業 市又は児童相診 市区))当たり 10,000,000円	က် က်
· 20, の場	到	型	4
後 1 1 1 1 1 1 1 1 1	番記されています。	据	顔の17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 1
ーケア対象者 20 人以上かつ数 240 回以上の場合) 1 か所当たり 5,812,000 円	家庭里親委託 府県(指定都 市(設置予定 門親等委託推ジ 1か所当たり	推 無 (をれた額の合計者 5 接 1 人当たり日額 5 接 1 件当たり日額
│ │ │	共働き家庭里親委託促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談 所設置市(設置予定市区))当たり 3,749,000円 障害児里親等委託推進モデル事業 1か所当たり 2,100,000円	里親等委託推進提案型事業 1都道府県(指定都市又は児童相談 所設置市(設置予定市区))当たり 10,000,000円	次により算出された額の合計額 1 生活費等支援 1 人当たり日額 2 研修受講支援 1 件当たり日額
(アフタ 	働き 1 都ぶ 示設間 1 電児	親等 1 都近 所設置	り 活 算 費 受
	北	Щ	に 4
	ω σ	10	
			里の前等事親を養支業へ 話 宿 援
			里の前等事類を養支業
			2
			2 2
			-
			-
			-
	活 の の 田 田 田 田	: 	奏等に費、費 費 費 趣 動 題 記 玉 玉 支 必、消、 考 費 費 搬 助 親 前 援 要 需 耗 燃 後 光 、 () 費 金 へ 養 事 な 用 品 料 糧 熱 役 语 () 得 減 が 溶 運 補 水 務 信 補 水 務 信 神
000円 000円 000円	業 :児童相談 - 当たり 9,000 円 - 中事業 0,000 円	児童相談 当たり 0,000 円	奏等に費、費 費 費 趣 動 題 記 玉 玉 支 必、消、 考 費 費 搬 助 親 前 援 要 需 耗 燃 後 光 、 () 費 金 へ 養 事 な 用 品 料 糧 熱 役 语 () 得 減 が 溶 運 補 水 務 信 補 水 務 信 神
082,000 円) 人以上かつ 場合) 812,000 円 086,000 円	t 事業 (1区) 当たり (1区) 3,749,000円 (2,100,000円) (2,100,000円) (2,100,000円) (2,100,000円) (1,100,000円) (1,100,000-000-000円) (1,100,000-000-000-000-000-000-000-000-00	事業 又は児童相談 区) 当たり 0,000,000円	5, 200 円 番別 (2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 0 2, 200
1,082,000円 者 20 人以上かつ 上の場合) 5,812,000円 2,086,000円	・保健事業・都市又は児童相談・定市区))当たり3、749,000円・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ຊ型事業 :都市又は児童相談 :定市区)) 当たり 10,000,000円	5, 200 円 番別 (2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 0 2, 200
<u>1たり 1,082,000円</u> 対象者 20 人以上かつ 回以上の場合) たり 5,812,000円 たり 2,086,000円	規委託促進事業 :指定都市又は児童相談 :置予定市区)) 当たり 3,749,000円 委託推進モデル事業 当たり 2,100,000円	世提案型事業指定都市又は児童相談(電予定市区)) 当たり10,000,000 円	5, 200 円 番別 (2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 0 2, 200
<u>w所当たり 1,082,000円</u> ケア対象者 20 人以上かつ 240 回以上の場合) 選 所当たり 5,812,000円 <u>講</u> 所当たり 2,086,000円	庭里親委託促進事業 F県(指定都市又は児童相談 「(設置予定市区))当たり 3,749,000円 現等委託推進モデル事業 か所当たり 2,100,000円	託推進提案型事業 ・県(指定都市又は児童相談 「設置予定市区))当たり 10,000,000円	5, 200 円 番別 (2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 0 2, 200
1か所当たり 1,082,000 円ターケア対象者 20 人以上かつ(回数 240 回以上の場合)事務費1 か所当たり 5,812,000 円事業費1 か所当たり 2,086,000 円	き家庭里親委託促進事業 5道府県(指定都市又は児童相談 21道府県(指定都市又は児童相談 21749,000円 31749,000円 31年親等委託推進モデル事業 11か所当たり 2,100,000円	等委託推進提案型事業 3道府県(指定都市又は児童相談 2置市(設置予定市区))当たり 10,000,000円	5, 200 円 番別 (2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 0 2, 200
1か所当たり 1,082,000円 アフターケア対象者 20人以上かつ 支援回数 240 回以上の場合) ①事務費 1か所当たり 5,812,000円 ②事業費 1か所当たり 2,086,000円	共働き家庭里親委託促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談 所設置市(設置予定市区))当たり 3,749,000円 3,749,000円 電害児里親等委託推進モデル事業 1か所当たり 2,100,000円	里親等委託推進提案型事業 1都道府県(指定都市又は児童相談 所設置市(設置予定市区))当たり 10,000,000円	5, 200 円 番別 (2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 毎 2, 200 円 0 2, 200
1 か所当たり 1,082,000円 (アフターケア対象者 20 人以上かつ 支援回数 240 回以上の場合) ①事務費 1 か所当たり 5,812,000円 ②事業費 1 か所当たり 2,086,000円	开 置	ш	
1か所当たり 1,082,000円 支援回数 240 回以上の場合) ①事務費 (2事業費 1か所当たり 2,086,000円	8 共働き家庭里親委託促進事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談 所設置市(設置予定市区))当たり 3,749,000円 9 障害児里親等委託推進モデル事業 1 か所当たり 2,100,000円	10 里親等委託推進提案型事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市(設置予定市区))当たり 10,000,000円	次により算出された額の合計額 垂親への 1/ 1 生活費等支援 委託前養育 1 人当たり日額 5,200円 等支援事業 に必要な旅 2 研修受講支援 に必要な旅 1 件当たり日額 3,490円 費、需用費 準 2 研修受講支援 (消耗品) 1 件当たり日額 3,490円 費、需用費 (消耗品) 費、燃料 費、 費、 (後種) 費(通信運 財金 財金
1 か所当たり 1,082,000 円(アフターケア対象者 20 人以上かつ支援回数 240 回以上の場合)①事務費1 か所当たり 5,812,000 円②事業費1 か所当たり 2,086,000 円	开 置	ш	次により算出された額の合計額 垂親への 1/ 1 生活費等支援 委託前養育 1 人当たり日額 5,200円 等支援事業 に必要な旅 2 研修受講支援 に必要な旅 1 件当たり日額 3,490円 費、需用費 準 2 研修受講支援 (消耗品) 1 件当たり日額 3,490円 費、需用費 (消耗品) 費、燃料 費、 費、 (後種) 費(通信運 財金 財金
1 か所当たり 1,082,000円 (アフターケア対象者 20 人以上かつ 支援回数 240 回以上の場合) ①事務費 1 か所当たり 5,812,000円 ②事業費 1 か所当たり 2,086,000円	开 置	ш	
1 か所当たり 1,082,000 円 (アフターケア対象者 20 人以上かつ 支援回数 240 回以上の場合) ①事務費 1 か所当たり 5,812,000 円 ②事業費 1 か所当たり 2,086,000 円	开 置	ш	次により算出された額の合計額 垂親への 1/ 1 生活費等支援 委託前養育 1 人当たり日額 5,200円 等支援事業 に必要な旅 2 研修受講支援 に必要な旅 1 件当たり日額 3,490円 費、需用費 準 2 研修受講支援 (消耗品) 1 件当たり日額 3,490円 費、需用費 (消耗品) 費、燃料 費、 費、 (後種) 費(通信運 財金 財金
1 か所当たり 1,082,000 円 文援回数 240 回以上の場合) ①事務費 1 か所当たり 5,812,000 円 ①事業費 1か所当たり 2,086,000 円	开 置	ш	次により算出された額の合計額 垂親への 1/ 1 生活費等支援 委託前養育 1 人当たり日額 5,200円 等支援事業 に必要な旅 2 研修受講支援 に必要な旅 1 件当たり日額 3,490円 費、需用費 準 2 研修受講支援 (消耗品) 1 件当たり日額 3,490円 費、需用費 (消耗品) 費、燃料 費、 費、 (後種) 費(通信運 財金 財金

乳児院 次により算出された額の合計額	乳児院等 1/	2 割児院	次により算出された額の合計額	乳児院等
1 育児指導機能強化事業	<u>+</u>	(1) (単多機	1 育児指導機能強化事業	多機能化推
			1 世紀 7 1 4 887 000 日	ベニ素重果
			-	所とお覧
	女々散師、 黎所を	<u></u>		対や技質が
		10	寮機関等連携強化事業	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
(1)医療機関等連絡調整員(保健師・	員手当等 2 時	· ‡	(1) 医療機関等連絡調整員(保健師·	員手当等
の場合)			看護師・准看護師以外の場合)	(ただし会
E			1 施設当たり 1,927,000 円	ıliı¤
	米 -	<u></u>		
(2) 医療機関等連絡調整員(保健師・ 間			(2)医瘠機関等連絡調整員(保健師・	時的任用職
看莲師・准看莲師の場合)		社		は、一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
等が1人	単った。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	日本では、元日は大学についます。 (1) 医療的ケアが必要なり番等が1人	たるものに
	四回	0) 上流 () () () () () () () () () (隔る)、核
	<u></u>		1 権物制 1 2 129 000 田	4 4
②医療的ケアが必要な児童等が6人		.n	②医療的ケアが必要な児童等が6人	;
	食糧費、教		以上9人以下の場合	
5, 084, 000 円	材費、印刷		1 施設当たり 5 084 000 円	
な児童等が10	製木費、金		7.4	製本費、金
	議費、光熱		人以上の場合	
たり 6,349,000円	水費)、備		1施設当たり 6,358,000円	水費)、備
※(2)の基準額は、医療機関 品	品購入費、		※(2)の基準額は、医療機関	品購入費、
等連絡調整員を配置した月に 《	役務費(通		等連絡調整員を配置した月に	役務費(通
	信運搬費、		おける医療的ケアが必要な児	信運搬費、
人数の実人数に応じて	広告料、保		童等の人数の実人数に応じて	広告料、保
算定すること。 関			算定すること。	險料)、報
<u> </u>	償費、委託			償費、委託
事業	料、使用料		3 産前・産後母子支援事業	料、使用料
(1)支援コーディネーターの配置等に)	及び賃借		(1)支援コーディネーターの配置等に	及び賃借
よる支援			よる支援	蒸、米冰
1 か所当たり 7, 234, 000 円 3	費、扶助		1 か所当たり 7,241,000円	費、扶助
PPPE	費、改修			費、改修
(2) 看護師の配置等による支援 3	費、設備整		(2) 看護師の配置等による支援	費、設備整
E 000	備費、補助		1 か所当たり 5,090,000円	備費、補助
場合(加算)				
田	<u> </u>		1 か所当たり 1,125,000円	1
・ 日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、			光型 ヨー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	
、こと、日やらら、佐沢に当にしてらる場で、職			(2)圧まいの低沢に当たっての場合の	

		T
	− 「市福務設るが事対都県助場2/ 及祉所置町行業し道がす合/2 ∫び事をす村うにて府補る の	7
	据強必酬び 等会用路職さに報済金剛記設化要 (職) 審集事事な。職時時間に設定 (職) 華生 本な。 職時時間 (地) をは、 (も)	藤子縁組 民間あった ん機関助成 事業に必要 な賃金(代 替額負雇上
①妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等 1か所当たり 8,000,000円のな住まいの提供に必要となる賃借料 1か所当たり 10,000,000円のな住まいの提供に必要となる賃借料 1か所当たり 10,000,000円 1か所当たり 10,000,000円	次により算出された額の合計額 1 児童養護施設等体制強化事業 (1)児童指導員等となる人材の確保 1 人当たり 4,080,000円 (2)夜間業務等の業務負担軽減 1 か所当たり 4,080,000円 (3)ファミリーホームの業務負担軽減 1 か所当たり 4,080,000円	次により算出された額の合計額 1 養子縁組民間あっせん機関助成事業 」 (1)養子縁組民間あっせん機関基本助 が事業 成事業 ①養子縁組民間あっせん機関等職員 研修参加促進事業 研修参加促進事業
	児 護 等 強 業 童 施 体 化 養 設 制 事	養組あん助業子民の機成陽世関事
	<u> </u>	
	2 び事をす村うにて府補る 3)	N
	1 市福務設るが事対都県助場2/ 及祉所置町行業し道がす合/2 (び事をす村うにて府補る の	-
	施強必酬び等会用臨職さに報済金児設化要、職(計職時員れ限償費童等事な給員た年員的へるる費、養体業報料手だ度及任文も、、補護制に及当し任び用給の、共助	藤子縁組 たこり 大田 かん 様子 縁組 かん 様 関めった 神業 関助 ない はまま こめ 要な はい かい はい はい かい はい
①妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修 書・備品費等 1 か所当たり 8,000,000 円 20特定妊婦及び出産後の母子の緊急 的な住まいの提供に必要となる賃 借料 1 か所当たり 10,000,000 円 1 か所当たり 10,000,000 円	次により算出された額の合計額 1 児童養護施設等体制強化事業 (1) 児童指導員等となる人材の確保 1 人当たり 4,079,000円 (2) 夜間業務等の業務負担軽減 1 か所当たり 4,079,000円 1 か所当たり 4,079,000円 (3) ファミリーホームの業務負担軽減 1 か所当たり 4,079,000円 1 か所当たり 547,000円 (5) 施設職員に対する相談支援体制整備	次により算出された額の合計額 1 養子縁組民間あつせん機関助成事業 (1)養子縁組民間あつせん機関基本助 成事業 ①養子縁組民間あつせん機関等職員
	児 護 等 強 業 童 施 体 化 養 設 制 事	雑組める田業を民の機関の機関は機関は機関は無限は
		THE TO SEE THE

(2) 養子線和医師の音に		72
1.000 30. 新 34.000 34.000 35. 新 34.000 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35. 35	5 等酬び等会用臨職さに旅費費本務運告託購済費性、、職(計職時員れ限費)、費費搬料料入費等減終員た年員的へるる、消印入、費、、費料手だ度及任支も、需耗刷役通、委備、扶及当し任び用給の善用品製役信広委品共助	児童養護 1、
1,000 日 1,	第三者評価受審促進事業 1か所当たり321,000円 1か所当たり321,000円 1か所当たり4,583,000円 1か所当たり4,583,000円 1か所当たり4,583,000円 1か所当たり3,000円 1か所当たり6,179,000円 1か所当たり6,179,000円 1か所当たり6,344,000円 1か所当たり3,354,000円 1か所当たり3,354,000円 1か所当たり3,354,000円 1か所当たり3,354,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり1,100,000円 1か所当たり6,179,000円	次により算出された額の合計額
1000 日		沿軍報報
1,000 円 1,	「報給員た年員的へるる、消印)、費八、費、、費料手だ度及任支も、需耗刷役通、委備、扶及当し任び用給の 用品製役信広委品共助	-
S		- 、
正 開 瀬	(2) 養子縁組民間あっせんが (2) 養子縁組民間あっせんが (2) 養子縁組民間あっせんが (3) 養子縁組民間あっせんが (3) 養子縁組民間あっせんが (3) 養子縁組民間あっせんが (4) 大ともの出自を知る権 (5) 養親希望者手数料負担。 (5) 養親希望者手数料負担。	次により算出する。

地マッチン	グ事業に必	要な報酬、	給料及び職	員手当等	(ただし会	計年度任用	職員及び臨	時的任用職	員へ支給さ	れるものに	限る)、報	償費、旅	費、需用費	(会議費、	消耗品費、	印刷製本	費、光熱水	費、燃料	費)、役務	費(通信運	般費、広告	料、手数	4、保険	料)、委託	料、使用料	及び賃借	料、備品購	入費、共済	費、扶助費								
	(1) 民有地マッチング支援	900,000 田		(2) 整備候補地等の確保支援	1 自治体当たり 4,500,000円		(3) コーディネーター配置支援	こり 4,400,000円		K	8	<u>*</u>			<i>"</i> "	<u> </u>					10	**	AK	K.	**	<u> </u>	<u> </u>		lay-n								
等民有	若トシ	ナング	***																																		
																														C \	7 /						
地マッチン	グ事業に必		給料及び職	員手当等	(ただし会	計年度任用	職員及び臨	時的任用職	員へ支給さ	れるものに	限る)、報	償費、旅	費、需用費	(会議費、	消耗品費、	印刷製本	費、光熱水	費、燃料	費)、役務	費(通信運	搬費、広告	料、手数	料、保険	料)、委託	料、使用料	及び賃借	料、備品購	入費、共済	費、扶助費	ナブ、エ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		体制強化事業に必要し	乗し必要はお贈り会	板が、地位を対して、地域を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	当等(ただ	し会計年度
業	(1) 民有地マッチング支援	1 自治体当たり 5,900,000円		(2) 整備候補地等の確保支援			(3) コーディネーター配置支援																							シート に 首 コイケイ 哲の人 上路		1 ヤングケアラー実態調査・研修推進 = ***	米曲	(1) 宇能調本	<u>ス 窓調車</u> 1 都道府県、指定都市あたり	7, 491, 000 円	1 中核市、特別区あたり
等民有	おんシ	ナング	無																											Ĭ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ケアブー	1人法	4 声	₭		

<u>ත</u>	
職時圓化圆報族遭遭、遭、手保報姦對料人實、負員的へる。報達、可、光燃改區及恒広数열賞託起料及、實、補担及任支も。實、消教配会熱料慘購務運告。、以價、扶助金	
用鹽職さに入ご用品費本費費入」費(
但已圧終の玄遺霊表本霊護が遭遇入遺物光光光遺母宣占土臣全	el Fi
1市町村あたり	2, 582, 000 円 1, 710, 000 円
(2) 関係機関職員研修	2, 582 1, 710
(2) 関係機関職員研修	1
1 市町村あたり 1 市町村あたり 1 都道府県、指 1 市町村あたり 1 市村が 1 市村 1 市村	5たり
1市町村あたり 1 市町村あたり 1 都道府県、指 1 市町村あたり 1 市村が 1 市村 1 市村	<u>1 市町村あたり</u>
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>1</u>
(2)関係機関職員研修 1 都道府県、指定 1 中核市、特別区 1 市町村あたり 1 市町村あたり	

2																																								
)	7	た	な	菜	· H	<u> </u>		黄		_		ᇓ	₹ ₩	1110	#	明																								
エレくと	員活動強	対策費の	めに必要	報酬、給	四番3.2 公	Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y	1114、 戻	費、需用	出 排 訳)	1. 少	14、 反体:	費、印刷	本費)、 《	務費(通信		済費、		ζ.																						
第三日の後に強い一部第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	1 婦人相談員活動強化対策費	(1)婦人相談員手当		厚生労働大臣が必要と認めた婦人相	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		婦人相談員一人に対し、一月当たり	153, 900 田	ただし、別に定めるところにより、	- 小く日谷かるレーケサー()	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	婦人相談員1人に対し、1月当たり	197, 700 円	※1 会計年度任用職員等(令和元年	度以前の制度において、非常勤と	して委嘱されていた者を含む)と	 0)					※2 婦人相談員の1週間の勤務時間	が30時間を下回る場合は、30時	間に対する1週間の勤務時間の割	合を、上記の金額に乗じて算出す	ること。	(例1)1週間の勤務時間が 20 時間	である場合は、上記の金額に	20 時間/30 時間を乗じて金額	を算出	※3 婦人相談員が、婦人相談員以外	の業務と <mark>兼業</mark> している場合は、全	体の業務量に対する婦人相談員と	しての業務量の割合等を勘案し、	専従職員として換算した人数に上	記の金額に乗じて算出すること	(例2) 婦人相談員としての業務量	が、全体の業務量の半分程度	たなみ場合け 南洋聯目 0 5
> :)	女性侵	護対争	等全地	業業																																				
) - 																																								
治ロンよ	員活動強化	対策費のた	めに必要な	報酬、給料	7.7% 第四千	今で考定ト	11.14、 关	,	出 揖 訳)		,	,	本費)、役	務費(通信	運搬費)、共	済費、扶助	量	ζ																						
			基本額	厚生労働大臣が必要と認めた婦人相	(※1) 6巻6網囲石に だこと	CVV I C OVXXOV単位III AI L ROVC・C・L III III II ROVC III III III III III III III III III I			ただし、別に定めるところにより、	(L (C %)		員1人に対し、1月		用職員等(令和元年	非常勤と	(令む) と		、 <u>で、元十、十二四、十万で。</u> 2 「婦人相談昌手当の国审補助基	1/12日/以票 1/12日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	らままで、こと、こう十分日の8日の8日の8日で8日の8日で1日の8日十十七万多	月 20 日刊 17 末来 1020	IП		が30時間を下回る場合は、30時	間に対する1週間の勤務時間の割	合を、上記の金額に乗じて算出す	ること。	(例1) 1週間の勤務時間が20時間	である場合は、上記の金額に	20 時間/30 時間を乗じて金額	を算出	※4 婦人相談員が、婦人相談員以外	の業務と <mark>兼務</mark> している場合は、全	体の業務量に対する婦人相談員と	しての業務量の割合等を勘案し、	専従職員として換算した人数に上	記の金額に乗じて算出すること。	(例2)婦人相談員としての業務量	が、全体の業務量の半分程度	たある場合は 東谷聯目 0.5
ロナノへよく	談員活	動強化	# =	<u></u>																																				
			2 接	אוויף ,																																				
		続く信 久により乗出された破り目前数 - 流く信談 りょう ロマ がく信 久になり乗出された破り目前数 - 流く信談 かってもり乗出された破り目前数 - 流く信談 談員活 1 婦人相談員活動強化対策費 - 員活動強化 复活動強化 日本のでは 1 はん相談員活動強化対策費 - 1 員活動強化	端穴信 久により発出された殿が口引歯 端穴信畝 ひく10 Dで 超穴信 次により発出された殿が口引歯 高水化部 ひ 談員活 1 婦人相談員活動強化対策費 員活動強化 女性保 女性保 談員活 1 婦人相談員活動強化対策費 員活動強化 動強化 (1)婦人相談員手当 対策費のた 護対策 護対策 動強化 (1)婦人相談員手当 対策費のた	がいては、シャース・シャース・しん 破い口引 は、 かいにない こう はい ないにない こう はん はい	がかく信息 (1) 婦人相談員活動強化対策費 が発達のといる (1) 婦人相談員活動強化対策費 が発達のために必要な (1) 婦人相談員手当 が定めた婦人相談員手当 が定めた必要な (1) 婦人相談員手当 対策費のた (1) 婦人相談員手当 対策費のた 対策費のた (1) 婦人相談員手当 対策費のた 対策費のた 対策費のた (1) 婦人相談員手当 対策費のた 対策費のた 対策費のた 対策費のた 対策費のた 対策費のた 対策費のた 対策費のた必要な 財産が要ない 財産が要ない 財産が要ない 財産が要ない 財産が要ない 財産が要ない 財産が要ない 財産が要ない 財産が必要ない 財産が必要ない	MAYCH ACLANGE TO MAYCH MAYOR MAYCH MAYC	がかく信息 () は) は) と な に かい いっと () は) は) は () は) が か が 前 に かい いっと () は) は () は) が か が 前 に かい できる () は) は () は) が か が が 前 手 に かい できる () は) が か が が 前 手 に いっと () が か が が 前 手 に かい できる () が か が か 前 目 において、	がかく信息 (1) 婦人相談員活動強化対策費 が発費のた 対策費のた 事業 が発費のた 事業 が発費のた 事業 が上がいまりませられいで表します。 (1) 婦人相談員活動強化対策費 が発費のた 事業 が発費のた 事業 が発費のた 事業 が発費のた 事業 が表すのに必要な 事業 等支援 事業 事業 事業 事業 事業	がかく信息 (1) 婦人相談員活動強化対策費 が策費のたまりませる10.1 婦人相談員活動強化対策費 対策費のたまりませる10.1 婦人相談員活動強化対策費 対策費のたません。 対策費のたまれの表の範囲内において、及び職員手は、場上相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場、無人相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場、無人相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場、無人相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場、無人相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場、無人相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場、無用費 対策の円 対域と相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場、無用費 対域と相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場、無用費 対域と相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場の円 対域と相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場の円 対域と相談員1人に対し、1月当たり、当等、旅場、 対域とは対しに対し、1月当たり、対域とは対しに対し、1月当たり、対域とは対しに対し、1月当たり、対域とは対しに対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1月前に対し、1	がいた。 かにありませる10 において いっと かき は いっと かき かく はいます は は しょく かい ない	がかく信息 がかく信息 がかく信息 がのできりませるものできりませることにより、同じます。 がのできりませるものできます。 がのできりませるものできます。 がのできた。 は、おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	がかく信息 が、信息 が、行いるの子供に対していた。	が入信 小にかりま出 C 1 / 4 / 4 3 5 1 / 4 / 4 3 5 1 / 4 / 4 3 5 1 / 4 / 4 3 5 1 / 4 / 4 3 5 1 / 4 / 4 3 5 5 4 / 4 3 5 5 4 / 4 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5	第分記	第 分		A	Machanian Ma	May 1971 May 1971 May 1972 May 1972 May 1973 May 197		May			## (1) 婦人相談員手出 (1) 婦人相談員手当 (1) 婦人相談員「米1)の数の範囲内において、及び職員手 (1) 婦人相談員 (1) 人に対し、1月当たり、当等、旅 (1) 人は、別に定めるところにより、(1) 株品 (1) 人に対し、1月当たり、日 (1) 株別 (1) 人に対し、1月	Machanian Ma		「	Wander	## (1) 婦人相談員手当 1) 婦人相談員手当 1) 婦人相談員手当 2	「	(1)	# 5 人	May A	### 7 1 ## A A A A A A A A A	### 1	(1)	株式	## (1)	1	数字:1

人として換算し、上記の金額 に 0.5 を乗じて金額を算出 ※4 婦人相談員が、月の途中で任免 された場合は、当該月の勤務日数 や勤務時間に基づき算出した割合 を、上記の金額に乗じて算出する こと ※5 上記により算出した金額に、1 用当たり10円未満の端数が生じ た場合は、これを切り捨てるもの とする		
人として換算し、上記の金額 に 0.5を乗じて金額を算出。 ※5 婦人相談員が、月の途中で任免 された場合は、当該月の勤務日数 や勤務時間に基づき算出した割合 を、上記の金額に乗じて算出する こと。 ※6 上記により算出した金額に、1 月当たり10円未満の端数が生じ た場合は、これを切り捨てるもの とする。	イ 経験年数加算 が3年以上10年未満の婦人相談 員1人に対し、1月当たり3.500 円に経験年数から2を差し引いた 数を乗じた額 ただし、別に定めるところによ り、一定の研修を修了した者に ついては、婦人相談員1人に対 し、1月当たり4.500円に経験 年数から2を差し引いた数を乗 じた額 (イ)婦人相談員としての経験年数 が10年以上の婦人相談員1人に対 が10年以上の婦人相談員1人に対 が10年以上の婦人相談員1人に対 が10年以上の婦人相談員1人に対 が10年以上の婦人相談員1人に対 が10年以上の婦人相談員1人に 対し、1月当たり35.000円 ただし、別に定めるところによ り、一定の研修を修了した者に フいては、婦人相談員1人に対 し、1月当たり4.500円	 ※1 婦人相談員が、婦人相談員以外の業務と兼務している場合は、全体の業務量に対する婦人相談員としての業務量の割合等を勘案し、専従職員として換算した人数に上記の金額に乗じて算出すること。 ※2 婦人相談員が、月の途中で任免

	(2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相 談員の数に都道府県においては年額
された場合は、当該月の勤務日数 や勤務時間に基づき算出した割合 こと。 … 上記の金額に乗じて算出する こと。 ※3 年度の途中から経験年数加算を 適用する場合は、適用月時点の経 験年数に応じて加算額を算出する こと。 ※4 上記により算出した金額に、1 月当たり10円未満の端数が生じ た場合は、これを切り捨てるもの とする。 では、婦人相談員1人に対し、年額 392.440円 ただし、別に定めるところにより、 一定の研修を修了した者について は、婦人相談員1人に対し、年額 504,130円 ※1 婦人相談員1人に対し、年額 504,130円 ※2 婦人相談員として換算した人数に上 配の金額に乗じて算出すること。 ※2 婦人相談員を年度の中途におい、 で任免したとき、当該年度の在職 規間に基づき算出した割合を、上 記の金額に乗じて算出すること。 ※2 婦人相談員を生度の中途におい、 可定金額に乗じて算出すること。 ※3 上記により算出した郵音を、上 記の金額に乗じて算出すること。 ※3 上記により算出した金額に、1 月当たり10円未満の端数が生じた場合は、1 月当たり10円未満の端数が生じた。 た場合は、これを切り捨てるもの とする。	(2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相 談員の実数に都道府県においては年額

	2 10	
	事 啓 業 め 報 用 品 費 本 水 品 委 助 鵝 自 曲 螺 発 を に 鸞 載 貴 講 話 曹 婦 認 立 車 人 に 活 行 必 費) 、 印 、 、 八 料 人 別 生 生 後 別 八 別 生 後 所 活 食 剛 光 、 快 所 活 生 教 熱 補 曹 、 、 快 所 活 を 所 汚 た は 「 技 ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち	ともまる ない
58,000 円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000 円を乗じて算定した額。ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。また、婦人相談員が国、地方公共団体等が実施する各種研修に受講した場合に係る旅費1人当たり年額46,360円、婦人相談員の研修派遣中の代替職員を配置した場合の代替職員雇上費1自治体当たり年額230,720円	次により算出された額の合計額 1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1)婦人保護啓発活動事業 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 居 年額 (北海道・埼玉・神奈川・静 園・湿岡・長崎・沖縄) 自・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 居 (その他の県) 年額 338,000円 事業 大線を与人以上10人未満 対象者5人以上10人未満 1 時設当たり在額 929,000円 目 1 時設当たり在額 929,000円 目	1,858,000円 1,858,000円 11人につき 11個二、値でし
	売 山 動 > 機 化春 活 · 対 能事格 活 · 対 能事	
	2 10	
	ω	返事来で1 うために必 要な報酬、 響声料、職員 手出等 ・
58,000 円を、指定都市、中核市、児童 相談所設置市及び市においては年額 49,000 円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途にお いて任免したとき、その在職期間がら か月未満の場合は年額の 1/2 の額とす ること。 また、婦人相談員が国、地方公共団 体等が実施する各種研修に受講した場 合に係る旅費 1 人当たり年額 46,360 円、婦人相談員の研修派遣中の代替職 員を配置した場合の代替職員雇上費 1 自治体当たり年額 231,040 円	Ω	000 000 000 000 000 00 00 00 00 00 00 0
を、指定都市、中核市、 を乗じて算定した額。 を乗じて算定した額。 を乗じて算定した額。 、婦人相談員を年の中途 したとき、その在職期間 の場合は年額の1/2の額 麻する各種研修に受講し 旅費1人当たり年額46.3 相談員の研修派遣中の代 した場合の代替職員雇上 した場合の代替職員雇上	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	7 + 68 - 320, 000 17 B D J D J D J D J D J D J D J D J D J D
を、指定都市、中核市、 電市及び市においては年 を乗じて算定した額。 、婦人相談員を年の中途 したとき、その在職期間 の場合は年額の1/2の額 婦人相談員が国、地方公 統費1人当たり年額46.3 相談員の研修派遣中の代 した場合の代替職員雇上 した場合の代替職員雇上 たり年額231,040円	次により算出された額の合計額 編人保護 (1) 婦人保護啓発活動事業 事業に係る (1) 婦人保護啓発活動事業 事業に係る (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助 年額 604,000 円 啓発活動事業に係る (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助 無力、機 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助 婦人保護 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助 婦人保護 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助 婦人保護 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助 婦人保護 事業 1 施設退所者 1 地設当上 10 人未満 日立生活援 1 地設当上 10 人未満 日立生活援 1 地設当上 10 日本 日本等を介	7 + 68 - 300,000 FJ By Charles

費、印刷製本費)	婦人相談 写等観点 クタ 単二 日本 の 単二 日本 の 単二 日本 の 単二 日本 の まま こっき まっき きょうしき きょうしき まっき きょうしき まんり しょうきょう しょうきょう しょうきょう しょうきょう しょうきょう しょうしょう きょうしょう	事業など 韓雄 ない はい はい ない はい	者に 償費 者 本 務 運 使 衝 審 必 費 、 消、 費 費 搬 用 借 憲 服 成 要 、 需 耗 印 〔	機業業 機能にの 強い ない
	(3)婦人相談所等職員への専門研修事業次のア~ウのいずれか1つを選択する	る。 ア 研修を年1回開催する場合 年額 87,070円 イ 研修を年2回開催する場合 年額 174,140円 ウ 研修を年3回以上開催する場合	(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 <u>645,130円</u>	(5) 法的対応機能強化事業 年額 <u>713,960 円</u>
貴、印刷製 本費) <u>使</u> 開料及び賃 借料	婦人相談所等職員への専門研修	事な茶 曹 春 な 瀬 華 な 瀬 華 華 八 輝 華 第 一 編 華 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	者に 懺實、費 本務運 使 憲 金 曹 養 必 費、消、費 數 搬 用 借 憲 研 成 寒、需 耗 印 八、費 敷 用 相 聞 研 な 旅 用 品 副 役 通 河 教 料 料 観 報 役 復 人 及 、 対 資 数 検 費 製 役 信 、 び 賃 賃	機業 難難 難 難 難 難 難 難 難 事 事 事 別 別 別 別 別 別 別 別
	1	학 5 場合 87, 070 円 す 5 場合 174, 140 円 開催す 5 場合 261, 210 円	54, 970 円	769, 080 円
	(3)婦人相談所等職員への専門研修事業次のア~ウのいずれか1つを選択する	の。 ア 研修を年1回開催する場合 年額 87,070円 イ 研修を年2回開催する場合 年額 174,140円 ウ 研修を年3回以上開催する場合 年額 261,210円	(4) 専門通訳者養成研修事業年額 6000000000000000000000000000000000000	(5)法的对応機能強化事業年額
	(3)婦人相談所等職員へ 業 次のア~ウのいずれか		(4) 専門通訳者養成研修年	(5)法的对応機能強化事業年額

費)、役務 費(通信運 搬費)	婦人相談 所一時保護 所入所者個	別対応強化事業に必要	な報酬、給		当等、資金、報償		費、扶助費		婦人相談	型SNS相	談支援事業	に必要な報	闡、給料、	職員手当		報償費、需	用費(消耗	品費、印刷	製本費、)、	役務費(通	信運搬費	等)、委託	料、使用料	及び賃借	料、備品購	入費、共済	費、扶助費	婦人保護	施設入所者
	(6)婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業婦人相談所一時保護所において、個	別対応職員を配置した場合 年額 5 866 000 円		場合は、5,866,000 円×配置に乗りる		に、10 円未満の端数が生	じた場合は、これを切り捨	てるものとする。	(7)婦人相談所SNS等相談支援事業	1か所当たり	年額 39,837,000円																	(8)婦人保護施設入所者の地域生活移	
費)、役務 費(通信運 搬費)	婦人祖談 所一時保護 所入所者個	別対応強化事業に必要	な報酬、給	착、職 <u>員</u> 井 ∻弁 ←	当等、資金、報償	費、共済	費、扶助費		婦人相談	引SNS相	談支援事業	\ <u>\</u>	聖、然恭、	職員手当	等、賃金、	逥	用費(消耗	品費、印刷	製本費、)、	役務費(通	信運搬費	等)、委託	料、使用料		料、備品購	入費、共済	費、扶助費	婦人保護	施設入所者
	(6)婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業婦人相談所一時保護所において、個	H	※1 配置期間が1年に満たない 存報酬、給	場合は、5,866,000 円×配。 第124,40	画月数/12 ※2 上記により算出した金額		1を切り捨	てるものとする。	(7)婦人相談所SNS等相談支援事業		年額 39,862,000円																	(8) 婦人保護施設入所者の地域生活移	行支援事業

	10	/10
Null lutt (-4. 4Dm/		
選業	にる料当金費需耗刷会役信等料及料入費事必報、等、、用品製議務運(、、び、費、業要酬職、報旅費費本費費搬委 使賃備、扶実と、員賃償費(、費()費表用借品共助施な給手(、消印、、通(託料)購済費	者接要給手金費旅費若女事な料当、動物生性業報、等報測、消費務等に酬職、償金需耗害支必、員賃、用品品
(11) 同伴児童通学支援事業 - 時保護委託施設 1 施設当たり (4) 875,000 円 (4) 875,000 円 (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	1 施設当たり年額 4,550,000円 4,550,000円	次により算出された額の合計額 1 必須事業として次の事業を実施 (1)アウトリーチ支援(①夜間見回り等) 等) (2)関係機関連携会議の設置 上記(1)、(2)の事業を実施 1か所当たり 年額 11.322.000円 (3)加算分として次の事業を実施 アウトリーチ支援(②相談及び面 談)
	① 害 自 活 事 > 者 立 援 業 被 等 生 助	若 害 等 事 年 女 支 業 類 性 擬 性 凝
	Io.	0
	2 10	5 / 10
編業には一個によるできる。 一個 表別 はいい ない ない ない ない ない はい	事必報、等、、用品製騰務運(、など、費業要酬職、報旅費費本費費搬委 使賃備、扶集人、員賃貸費(、費、企費表用借品共助施な給手(、消印)、通、託用借品共助時が費	D.
(11) 同伴児童通学支援事業 同伴児童 一時保護委託施設1施設当たり 通学支援事 年額 1,875,000円 業に必要な 給与、報酬、賃金、職員手当 等、共済 費、共済	事必報、等、、用品製騰務運入、ど、費業要酬職、報旅費費本費費搬委 使賃備、扶実と、員賃貸費(、費(、暫委用借品共助施な給手)、消印、、通(託料)購済費ら、	ro V
同伴児童通学支援事業	1施設当たり年額 4,552,000円 に必要となると数 2を報酬、 2を表 3を表 3を	次により算出された額の合計額 若年被害 5人 1 必須事業として次の事業を実施 者女性等支 (1) アウトリーチ支援(①夜間見回り 援事業に必要) 要な報酬、 (2) 関係機関連携会議の設置 給料、職員 上記(1)、(2)の事業を実施 手当等、賃 1 か所当たり 年額 11,340,000円 金、報償 (3) 加算分として次の事業を実施 費、謝金、アウトリーチ支援(②相談及び面 旅費、需用 影) 費(消耗品
同伴児童通学支援事業	4.552.000日の2.564.4.252.000日の2.565.4.4.252.000日 2.564.4.4.4.2.2.2.2.2.2.2.2.3.4.4.4.4.4.4.4.	実施 若年被害 5人 間見回り 援事業に必要な報酬、 無料、職員 一十十年、 10000円 100000円 10000円 10000円 10000円 10000円

	70	
製議水 第 復 语 共 助 金	問る連デ必と具賃に、用品製議費搬講と共の1/01	
横、神、神、神、神、神、神、神、神、神、神、神、神、神、、、、、、、、、、、	題女携ル要給手金費旅費費本費(費品共助因を性強事な料当、、費)、費、通等購済費難杞支化業報、等報謝、消印、役信(八費なえ援モに酬職、償金需耗刷会務運備費、財局る連デ必、員賃、用品製議費搬傭、扶	
1 か所当たり 年額 5,930,000円 春本 本2 任意事業として次の事業を実施した 費場合 (1) 居場所の提供に関する支援 1 か所当たり 年額 3,798,000円 費 (2) 自立支援 1 か所当たり 年額 5,694,000円 務 1 か所当たり 年額 5,694,000円 落済 3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1 自治体当たり年額 8,519,000 日 2 2 3 3 4 4 5 1 3 3 4 4 4 5 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
	因問抱女援強デ業難題え性連化ルな をる支携モ事	
	田 問 抱 女 援 強 デ 業	
	1	2
製議水 52 運 使賃品共助金	10,	# · I · I
黄本黄曹 曹 撒 委用借 購 済 曹、 養、、、 動、、、 動、、、 曹 託 料 料 八 曹、印、光 食 役 通 等 料 及 利 人 曹、副 会 熱 糧 役 信 ()、 対 偽 、 曹、 枝 胡 義 難 水	題女携心要給手金費旅費費本費(費品共助因を性強事な料当、、費)、費、通等購済費難杞支化業報、等報謝、消印、役信(入費なえ援モに酬職、償金需耗刷会務運情費、扶田品製騰費機情	民間団体 支援強化· 推進事業に 必要な報
1000円 1000円 0000円 0000円	8, 673, 000 円	<u>计額</u> 3, 202, 000 円 以
1 か所当たり 年額 6,245,000 円 2 任意事業として次の事業を実施した場合 (1) 居場所の提供に関する支援 1 か所当たり 年額 20,626,000 円 (2) 自立支援 1 か所当たり 年額 7,423,000 円	1自治体当たり年額 8,6	<u>次により算出された額の合計額</u> 1 民間団体支援推進事業 1 自治体当たり年額 3, 202
1 か所当たり 3 任意事業としてが場合 1) 居場所の提供に 1 か所当たり 2) 自立支援 1 か所当たり	1自治体当たり年額	
1 か所当たり : 任意事業として必場合 1) 居場所の提供に 1 か所当たり 2) 自立支援 1 か所当たり	1 自治体当たり年額	次により算出された額の合 1 民間団体支援推進事業 1自治体当たり年額

	(注1) 「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する、以下の要件をすべて満たす整備計画については、補助率を2/3とする。 ① 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること。 ② 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。(乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位」の整備を含む整備計画であること。) ③ 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位」の整備を含む整備計画であること。) ③ (2) 理親委託加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う事業については、補助率を2/3とする。
業 2 民間団体育成事業 職員手当 等、賃金、1 自治体当たり年額 等、賃金、1 目治体当たり年額 3 民間団体立ち上げ支援事業 無用費(消 1 自治体当たり年額 無品費、印 5 民間団体立ち上げ支援事業 無用費(消 1 自治体当たり年額 無品費、印 6,930,000円 副製本費、百 1 自治体当たり年額 会議費、役 会議費、役 会議費、役 1 自治体当を対象 会議費、役 2 法財費 金、共済 2 法財費 費、扶助費	(注1)「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する、以下の要件をすべて満たす整備計画については、補助率を 2/3とする。 引 概ね10 年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること。 ② 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。(乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位」の整備を含む整備計画であること。(乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。(注2)「里親委託加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う事業については、補助率を 2/3とする。

資料 2	

	1	<u> </u>			具科乙
現行	別紙	(通則) 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において 交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年 法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助 金等交付規則(平成12年 厚生省 令第6号)の規定によるほか、この交付要綱 めるところによる。	(交付の目的) 2 この補助金は、都道府県等が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対ける母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。	(交付の対象) 3 この補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次の事業とする。 (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業	(2) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 13 号「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等日常生活支援事業並びに市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)が
改正後	別紙母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	1~2 略		(交付の対象) 3 この補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次の事業とする。 (1)~(2) 略	

現行	行う事業に対して都道府県が補助する事業	(3) 平成 28 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 31 号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業及び市町村が行うひとり親家庭等生活向上事業(子どものとり親家生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業(子どもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業(子どもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業に限る。)を除く。)に対して都道府県が補助する事業	(4) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 3 号「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	(5) 平成 27 年 4 月 10 日雇児発 0410 第 5 号「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	(6) 平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子・父子自立支援プログラム策定事業	(7) 平成26年3月31日雇児発0331第5号「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	(8) 令和元年 6 月 26 日子発 0626 第 2 号「離婚前後親支援モデル事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う離婚前後親支援モデル事業
故正後		(3) 平成28年4月1日雇児発0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の 実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家 庭等生活向上事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業	(4) ~ (11) 略				

現行	(9) 令和2年3月30日子発0330第2号「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業	(10) 令和3年3月29日子発0329第11号「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業	(11) 平成 28 年3月7日厚生労働省発雇児 0307 第8号「ひとり親家庭高等職業割練促進資金の貸付けについて」に基づき、都道府県及び指定都市(以下、3 (11)、4(3)、6(8)及び(9)において「都道府県等」という。)が行う住宅支援資金の貸付事業並びに都道府県等が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益村団法人、一般社団法人又は一般財団法人、以下「都道府県等が適当と認める団体」という。)が行う事業に対して都道府県等が補助する事業(以下「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)」という。)	(12) 合和3年2月1日子発0201第1号「ひとり親家庭等に対するワンストップ 相談体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、 市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対するワンストッ プ相談体制強化事業	(交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)のア (イ)、イ及び (2)により算出された額 (事業ごとに算出された額)に1,のア (1)3の(6)、(11)及び (12)以外の事業 (1)3の(6)、(11)及び (12)以外の事業 (1)3の(6)、(10)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)及び市町村が行うひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・は新りについては市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)及び市町村が行うひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・は新りに対していては市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)及び市町村が行うひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・は新りに対したるのとする。
改正後				(12) (削除)	(交付額の算定方法)4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1) のア (イ)、イ及び(2)により算出された額(事業ごとに算出された額)に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。(1)3の(6)及び(11)以外の事業 ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)(5)(7)(8)(9)(10)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)(ア) 別素色の (ア) 別素の (ア) 別素金の (ア) 別素金の (ア) 別素金の (ア) 別素金の (ア) 別素金の

現行	(ア) Ell主角の描の久徒日 (3 の (4) になって)+笛 3 媚の 1 及1K9) ざした
改正後	- 第9 調/デポス 甘浦畑 第1 調/デポス 学会 数 動/ 東 子 田 極 1

に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額(3の(2) の事業については、選定された額 から家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収額を控除した額)に 第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

アの(ア) に準じて選定された額 (3の(2)の事業については、選定された額から平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の (6) の事業

別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(3) 3の (11) の事業

- 7 都道府県等が行う事業
- (ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- イ 都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対して都道府県等が補助す ィョ※
- (ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比

- (ア)別表第2欄の各種目(3の(4)にあっては第3欄の1及び2)ごとに、 第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して 少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比 較して少ない方の額を選定する。

「市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

アの(ア) に準じて選定された額 (3の(2)の事業については、選定された額から平成 26年9月30日雇児福発 0930 第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道所県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とす

(2) 3の(6)及び(12)の事業

別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(3) 3の (11) の事業

都道府県等が行う事業

- (ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額に別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- イ 都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対して都道府県等が補助する 事業
- (ア) 別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比

改正後	現行
較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア) により選定された額と都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア) により選定された額と都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
5	(交付額の下限) 5 4 で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10 千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。
6 (1) ~ (11) 略	(交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
	(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければ ならない。 (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器
	具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、相保に供し、又は廃棄してはたらない。
	13.0、15年に対し、人は死来してはよりない。 (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0 円の場合を含む。)は、別紙様式第6により速やかに、遅くとも補助事業完 了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに厚生労働大臣に報告しなけ
	ればならない。 なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、 一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又 は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部
	の課税売上割合等の告内容に基づき報告を行うこと。 また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。 (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合
	には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

故正後	現行
	(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図
	らなければならない。
	(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第
	1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類
	を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃
	止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間
	保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財
	産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又
	は適正化法施行令第 14 条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定め
	る期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
	(8) 都道府県等は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた
	場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者
	に交付しなければならない。
	(9) 都道府県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)か
	ら (7) に掲げる条件を付さなければならない。
	この場合において (1)、 (2)、 (4) 及び (5) 中「厚生労働大臣」と
	あるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「国庫」とあるのは「都
	道府県」又は「指定都市」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都
	道府県知事の承認」又は「指定都市市長の承認」と、(4)中「補助事業」と
	あるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」
	と、(4)及び(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるも
	02420
	(10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市市長が承認する
	場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
	(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場
	合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
(申請手続)	(申請手続)
7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。	7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
(1)市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、	(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等
学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための	学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための

改正後	現行
相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業 <u>及び</u> ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ、毎年度別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。	相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業、ひとり親家庭等に対するロ談支援体制強化事業、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業及び市町村が実施するひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業に限る。)) 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ、毎年度別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
(2) 略	(2) 上記(1)以外の事業 別紙様式第3による申請書を毎年度別に定める日までに厚生労働大臣に提出 して行うものとする。
8~10 零	(変更申請手続) 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加 交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める 日までに行うものとする。
	(交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2 か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。
	(補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の 範囲内において概算払をすることができる。
(実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家 庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援	(実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業 、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高 等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のため

現行		れか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府・県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。	(2) エ記(1) 分がり事業 別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1か月を経過 した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、 当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月 末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 (補助金の返還)	12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。(その他)	13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。ちものとする。
改正後	のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取	りまとめのうえ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。		12~13	

1	1	ŀ
	1	
į		Ź
1	1	1

		5補助率	1/2													
		4対象経費	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に 必要な報酬、共済費、報償費、総料 (ただし会計年度 任用職員及び臨 時的任用職員へ 支給されるものに 限る)、職員手当 等 (ただし会計年 年のた用職員へ 支給されるものに 臨時的任用職員及び 臨時的任用職員及び 高時的任用職員及び	に限る)、旅費、需 用費(食糧費、印 刷製本費、消耗品 費)、役務費(通信	連搬費、保険料)、 委託料、使用料及 び賃借料、備品購 入費、負担金、補 助及び交付金											
現行		3基準額	Ď		当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア〜ウに定め	場合 6,497,000円	(む)の実施の場合	7,174,000円	7,851,000円	9,204,000円	箱	1センター当たり 9,200,000円 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において	実施する場合	14,092,000円		2,761,000円
			次により算出された額の合計額。なお、(1)~(3)及(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の金額に、事業の合計額・1事業又は2事業を実施している場合 0.9・3事業を実施している場合 0.95・4事業を実施している場合 1.0	1	1センター当たり、事業のる金額	ア 週5日以下の実施の場合	イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合		ウ 週6日実施の場合	Н	(2) 耽業文援講督宗等事業 次のア又はイに定める金額	ア 1センター当たり イ 平日夜間・土日祝日・ ***********************************	就業支援講習会等を実施する場合	1センター当たり	(3) 就業情報提供事業	1センター当たり
		2種目	母庭業女業 子等·接 家就自接 立事													
	別表	1区分	母庭策支業子等総援済対合事													
		季														
		3補助	1/2													
		4対象経費 5補助率		に限る)、旅費、需 用費(食糧費、印 刷製本費、消耗品 費)、役務費(通信	連搬費、保険料)、 委託料、使用料及 び賃借料、備品購 入費、負担金、補 助及び交付金											
改正後			母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、総将債がだし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び職時的任用職員及び臨時時的任用職員及び臨時時的任用職員及び	К		以下の実施の場合 <u>6,502,000円</u>	以下(土日を含む)の実施の場合	7,180,000円		実施の場合 <u>9,212,000円</u>	受講省会等事業 1.イに定める金額	7-当たり 9,200,000円 間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において	援講習会等を実施する場合	・一当たり 14,099,000円	8提供事業	・一当たり 2,763,000円
故正後		4対象経費	次により算出された額の合計額。なお、(1)~(3)及び 母子家庭等就業・自立支援セン実施でいては、事業毎の金額に、事業の 実施数に応じ次の率を乗して得られた額の合計額・1事業又は2事業を実施している場合 0.95・3事業を実施している場合 0.95 (ただし会計年度・4事業を実施している場合 1.0 1.0 ・4事業を実施している場合 1.0 1.0 ・4事業を実施している場合 1.0 2 ・4事業を実施している場合 1.0 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただしを計算)、職員手当 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただしる)・本語がいるしまままた。 (ただしを計算)・本語がされるものに (本述れるものた (本述れるもの)・本統されるものに (本述れるもの)・本統されるものに (本述れるもの)・本統されるものに (本述れるもの)・本統されるものに (本述れるもの)・本統されるものに (本述れるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述れるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述れるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述される)・表述されるものに (本述されるもの)・表述されるものに (本述される)・表述される (本述される)・表述されるものに (本述される)・表述される (本述される)・表述される (本述される)・表述される (本述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述	К	運搬費、保険料)、委託料、使用料及 会託料、使用料及 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア〜ウに定め 入費、負担金、補 5金額 助及び交付金	ア 週5日以下の実施の場合 <u>6.502,000円</u>	イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合	7,180,000円		エ 週7日実施の場合	(2) 就業文援講省会等事業 次のア又はイに定める金額	ア 1センター当たり 9,200,000円 イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において	就業支援講習会等を実施する場合	1センター当たり 14,099,000円	(3) 就業情報提供事業	1センター当たり 2,763,000円
改正後	表	4対象経費	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、総将債がだし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び職時的任用職員及び臨時時的任用職員及び臨時時的任用職員及び	4.丁多歴寺机来・日立久仮とノクー事未就業支援事業	・一当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア~ウに定め	週5日以下の実施の場合		7,180,000円	週6日実施の場合	エ 週7日実施の場合	(2)		祝業支援講習会等を実施する場合			

新旧対照表

		5補助率							
		4対象経費							
現行		3基準額	(4) 在宅就業推進事業	1センター当たり 2,000,000円 なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、 $1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のアーウに定める金額を加算する。$	7 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円 イ支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円 ウ支援対象者30人以上 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場 合、アーウに定め3金額に0.9を乗じる。	(5) 養育費等支援事業 ア、イ、ウ及びエの額を合計した金額 ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合	(1)1センター当たり 6,633,000円	イア以外の事業を行う場合 4.405,000円 (ア) 週5日以下の実施の場合 4.405,000円 (イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 4.845,000円 (ウ) 週6日実施の場合 5.073,000円 (エ) 週7日実施の場合 5.528,000円	ウ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491,000円 エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合 11,707,000円
	崧	分 2種目							
	別事	1区分							
		5補助率							
1		22					_		
		4対象経費 53							
改正後			(4) 在宅就業推進事業	1センター当たり 2,000,000円 なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、 以下のアーウに定める金額を加算する。	ア 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場 合、ア〜ウに定め3金額に0.9を乗じる。	(5) 養育費等支援事業 ア、イ、ウ及びエの額を合計した金額 ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合	(1)1センター当たり 6,634,000円	イア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 4,627,000円 (イ) 週5日以下 (土日を含む)の実施の場合 4,852,000円 (ウ) 週6日実施の場合 5,079,000円 (エ) 週7日実施の場合 5,534,000円	ウ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491,000円 エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合
改正後		4対象経費		1センター当たり $2,000,000$ 円 なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、 1 センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のアーウに定める金額を加算する。	ア 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場 合、アーウに定める金額に0.9を乗じる。	1		ア以外の事業を行う場合 週5日以下の実施の場合 週5日以下(土日を含む)の 週6日実施の場合 週7日実施の場合	

新旧対照表

		5補助率		
		4対象経費		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
現行		3基準額	 (6) 面会交流支援事業 ア 基本分 1センター当たり 1、828,000円 イ 加算分 専前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じ以下の(ア)~(カ)に定める金額 (ア) 251件以上300件以下の場合 (イ) 301件以上350件以下の場合 (カ) 351件以上450件以下の場合 (カ) 351件以上450件以下の場合 (カ) 451件以上450件以下の場合 (カ) 451件以上450件以下の場合 (オ) 451件以上500件以下の場合 (ス) 451件以上500件以下の場合 1,083,000円 (カ) 501件以上の場合 ス) 451件以上の場合 カ) 501件以上の場合 ス) 451件以上の場合 カ) 501件以上の場合 ス) 465,000円 (フ) 48階段・広聴、ニーズ把握活動等事業 1センター当たり 2,300,000円 (9) 心理担当者による相談支援事業 1センター当たり 2,300,000円 (9) 心理担当者による相談支援事業 1センター当たり 3,000,000円 	2 一般市等就業:自立支援事業 (1) 1市又は1福祉事務所設置町村当たり アーやになる額を合計した金額 アーウに定める額を合計した金額 アーウに定める額を合計した金額 アーウに定める額を合計した金額 アーカーンでは10(1)~(4)及び(9))を行う場合) 2,000,000円 イ 養育費等支援関係事業(1の(7)~(8))を行う場合) ウ 広報啓発等関係事業(1の(7)~(8))を行う場合) カ 大投政条者5人以上15人未満の場合 エ 支援対象者5人以上15人未満の場合 イ 支援対象者15人以上30人未満の場合 イ 支援対象者15人以上30人未満の場合 イ 支援対象者15人以上30人未満の場合 イ 支援対象者でも観酬日額(平均)が1万円未満の はただし、支援対象者の4以上の場合 1事業あたり 9,000,000円 ウ 支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、アナビになる金額に0.9を乗じる。 (3) 弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算する。 (1)1事業当たり (1)1事業当たり
	•	2種目		
	別表	1区分		
		削率		22
		5補助率		案の酬賞計及職な員計及職な費責消通後使、担な・実、手(用備)付()
		4対象経費 5補助率		
改正後			(6) 面会交流支援事業 ア 基本分 1センター当たり 1.830,000円 イ 加算分 事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じ以下 の(ア)~(カ)に定める金額 (ア) 251件以上300件以下の場合 722,000円 (イ) 301件以上400件以下の場合 1,083,000円 (ウ) 351件以上400件以下の場合 1,444,000円 (コ) 451件以上500件以下の場合 1,444,000円 (オ) 451件以上500件以下の場合 1,444,000円 (オ) 451件以上500件以下の場合 1,25,000円 (オ) 451件以上500件以下の場合 1,25,000円 (カ) 501件以上の場合 2,166,000円 (カ) 501件以上の場合 2,300,000円 (マ) 401件以上の場合 2,300,000円 (マ) 401件以上の場合 3,000,000円 (マ) 401件以上の場合 3,000,000円 (カ) 501件以上の場合 3,000,000円 (マ) 401件以上の場合 3,000,000円 (カ) 501件以上の場合 1,805,000円 (マ) 401件以上の場合 1,805,000円 (カ) 501件以上の場合 1,805,000円 (カ) 501件以上の場合 1,200件以下の場合 1,200,000円	60
改正後		4対象経費	今交流援助の実施件数に応じ以下 361,000円 1,083,000円 1,1,805,000円 2,166,000円 2,166,000円 2,166,000円 2,300,000円 3,000,000円 3,000,000	
改正後	別表	目 3基準額 3基準額 4対象経費	今交流援助の実施件数に応じ以下 361,000円 1,083,000円 1,1,805,000円 2,166,000円 2,166,000円 2,166,000円 2,300,000円 3,000,000円 3,000,000	

		5補助率	1 作が事対部県助場 2 町行業し道がす場 7 対分にて存権な合。 8
		4対象経費	日業報料度臨へに等度臨くに統體費料を請ける所、「一般、「一個、「一個、「一個、「一個、「四個、「四個、「四個、「四個、「四個、「四個、「四個、「四面、「四面、「四面、「四面、「四面、「四面、「四面、「四面、 「四面、 「
現行		3基準額	1 事務費分 1 事務費分 1 事務費分 1 事務費分 2 派遣手当分 (1)子育で支援 (1)子育で支援 (7)児童1人の場合 900円×延活動単位数 (7)児童1人の場合 900円×延活動単位数、1.5 (7)児童3人の場合 900円×延活動単位数×2.5 (7)児童3人の場合 900円×延活動単位数×2.5 (7)児童3人の場合 900円×延活動単位数×3.4 (7)児童3人の場合 900円×延活動単位数×2.5 (7)児童3人の場合 1,350円×延活動単位数×3.5 (7)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×3.5 (7)児童1人の場合 1,120円×延活動単位数×3.5 (7)児童1人の場合 1,120円×延活動単位数×3.5 (7)児童1人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (7)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×3.3 エ 宿泊分 4,480円×延活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とす。 (7)30分未満は、0単位 (7)30分未満は、0単位 (7)30分上1時間未満は、0年位 (7)30分上1時間未満は、0.5単位 (7)1時間以上は1単位
	nt.	分 2種目	ひ家日活事 の 庭常女業 親等生接
	別表	1区分	
		5補助率	1 市 公事 女 徳 県 島
			117
		4対象経費	日業報報 田業報報 西端子 本記 本記 本記 本記 本記 本記 本記 本記
	ı İ		日業報料度臨へに等度臨へに旅糧費料役費料借費及び常の酬化任時支限化任時支限費費、費務、、料、びと言、た氏由系でた氏時支限費費、費務、、料、びと言、た氏由系で、た月由系で、、、消、事保使、負力
改正後		3基準額	1 事務費分 1 事務 1 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
改正後		2種目 3基準額	指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 類以外の通常勤務時間(9:00~18:00) 習会会場、そのほか適切な施設にて子育で支援をす 1人の場合 米延活動単位数 × 2 3人の場合 米延活動単位数 × 2 4人の場合 米延活動単位数 × 2 4人の場合 米延活動単位数 × 2 4人の場合 大延活動単位数 × 2 4人の場合 日本 ※延活動単位数 × 3 第4の場合 日本 ※延活動単位数 × 3 14人の場合 日本 ※正活動単位数 × 2 14人の場合 日本 ※正活動単位数 × 2 15人の場合 日本 ※正活動単位数 × 3 日本 ※正計動単位数 × 3 日本 ※正計動単位数 × 3 11人の場合 日本 ※正計動単位数 × 2 15人の場合 日本 ※正計動単位数 × 2 15人の場合 日本 ※正計動単位数 × 3 15上に計動単位数 × 3 15上に計画 末満は、0単位 以上1時間未満は、0.5単位 りた上1時間未満は、0.5単位
改正後	別 表	ш	1 事務費分 1 最適的 (指定都市又は中核市) 及び1市町村当とり 2 派遣手当分 (1)子育で支援 7 (1)子育で支援 7 (1)子育で支援 7 (1)子音で支援 8 全のはか適切な融影にで子育で支援をする場合については、次のイの単価とする。 (イ)児童1人の場合 900円 ※延行動単位数 (イ)児童2人の場合 900円 ※延行動単位数 × 2 (イ)児童2人の場合 900円 ※延行動単位数 × 2 (オ)児童2人の場合 900円 ※延行動単位数 × 2 (オ)児童3人の場合 1.350円 ※延行動単位数 × 2 (オ)児童5人の場合 900円 ※延行動単位数 × 2 (オ)児童5人の場合 1.120円 ※延行動単位数 × 2 (オ)児童3人の場合 1.120円 ※延行動単位数 × 3 1.120円 ※近行動単位数 × 3 1.120円 ※正計単位数 × 3 1.120円 ※正計単位数 × 3 1.120円 ※正計単位数 × 3 1.120円 ※正計助単位数 × 3 1.120円 ※正計単位数 × 3 1.120円 ※正計助単位数 × 3 1.120円 ※正計助単位数 × 3 1.120円 ※正計助単位数 × 3 1.120円 ※正計即単位数 × 3 1.120円 ※正計助単位数 × 3 1.120円 ※正計加申間形型 × 3 1.120円 ※ 3 1.120円

		5補助率		1
		4対象経費		ひとり親親、 おの上間 大の上の親親、 大の上面・ 大の上面・ 大の上の上面・ 大の上の大の大の 大の上の上面 大の上の大の大の 大の上の一面 一方イルス感染症 との上面を 一方イルス感染症 との上面を 一分子のと のを のは のは のは のは のは のなりに での で のは のが を は が が が で の の の の の の の の の の の の の
現行		3基準額	(2)生活接助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00~18:00) 1,860円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00~翌日9:00) 2,320円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間 移動時間 移動時間 おりたついては、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分未満は、0単位 (イ)1時間以上は1単位	 次により算出した額の合計額 1 ひとり親家庭等生活支援事業 (1)1都遺所県 (情定都市又は中核市)及び1 市町村当たり (1)1都遺所県 (情定都市又は中核市)及び1
	VIII	9 2種目	, s	ひ親等向業ど生学接(コウス症拡止にるをくと家生上)も活習事新ロイ威感大事限。除のり庭活事子の・支業型ナル染染防業
	举 脳	1区分		
		掛		
		5補助率		1
		4対象経費 5補助		
改正後			5 勤務時間(9:00~18:00) 立数 立数 立数 ご括動単位数を検算し、1,860円を乗じ 立数 立数 立数 立数 立数 立数 立数 立立数 立立数	
改正後		4対象経費	(2)生活接助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00~18:00) 1,860円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00~翌日9:00) 2,320円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を検算し、1,860円を乗じて得た額とする。 1,860円×延活動単位数 (ア)30分末満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位	(1.494,000円 及び1 11.494,000円 を

		5補助率	7
		4対象経費 5	ひとり親家庭等生活向上事業(子ど ちの生活・学習支 援事業(新型コロ 大ウイルス感染症 施た必要な報酬、 総料(ただし会計 年度任用職員及 び臨時的任用職員 可に限る)、職員主 当等(ただし会計 年度任用職員及 び臨時的任用職員 関本費、共済費、備品 関本費、無用費 (消耗品費、問題 製本費、役務費 (消耗品費、印刷 製本費、後務費 (消耗品費、印刷 関本費、表記されるも のに限る)、報償 費、共済費、備品 購入費、需用費 (消耗品費、印刷 関本費、分務費 (消耗品費、日刷 関本費、分務費 (消耗品費、日刷 関本費、会配料、使 (消耗品費、信品 関本費、人務を表れるも のに限る)、報償 費、共済費、備品 開入費、需用費 (消耗品費、信品 関本費、人務費 (消耗品費、日配 関本費、会配料、 自用料及び賃借料
現行		3基準額	次により算出した額の合計額 1か所当たり 500,000円
		2種目	ひらる でいる 学校 では では では では では では できます できます できます できまます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できます できまます できまます できまます できまます できまます できまます できまます できまます できままます できまままます できままままます できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
	別表	1区分	
		5補助率	
		4対象経費	
改正後		3基準額	(削除)
	est s) 2種目	
	別表	1区分	

		5補助率	ξ 4 / ε
		4対象経費	母接子給に権扶子給別助助 家付庭金要及費 庭金自事なび 自及立業負交 立び支の担付 支欠援実金金
現行 現行		3基準額	次により算出した額の合計額 1 自立支援教育訓練給付金事業 (1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けている ない受給資格者 表介訓練経費の60%相当額 (12,001円以上200,000円以下) 総資格者 教育訓練経費の60%相当額(200,000円以下)から雇用保険法 による一般教育訓練給付金についての規定は令和元年10月1 日の制度開始後から適用する。 (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに 限3)の支給を受けていない領(12,001円以上800,000円以下) イ新規 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じ た額のいずれか少ない額(12,001円以上800,000円以下) イ新規 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円以下) イ新規 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円以下) イ新規 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円以下) イ新規 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円以下) イ新規 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に220,000円 表現にあるのいずれか少な、額(800,000円以下)が多雇用保 険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた 額。
	崧	分 2種目	母庭支付び家立給事子自援金父庭支付業家立給及子自援金
	別	1区分	
		5補助率	4 6
		4対象経費	母接子給に補扶 子給家付必助助 家付庭金要及費庭金自事なび 自及立業負交 古及立業負交 支父授実金祖付
改正後		3基準額	がにより算出した糖の合計額 1 自立支援教育訓練給付金事業 (1) 一般 (特定一般を含む。) 教育訓練給付金の支給を受けてい なり 受給資格者 終育 (12,001円以上200,000円以下) (2) 一般 (特定一般を含む。) 教育訓練給付金の支給を受けた受 総資格者 数育訓練経費の60%相当額(200,000円以下)から雇用保険法 による一般教育訓練給付金についての規定は合和元年10月1 日の制度開始後から適用する。 (3) 専門実践教育訓練給付金についての規定は合和元年10月1 日の制度開始後から適用する。 (3) 専門実践教育訓練給付金についての規定は合和元年10月1 日の制度開始後から適用する。 次のまたを受けていない受給資格者 文合議座を修びした者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円及下) イ 合和4年月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象と 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円以下) イ 合和4年3月3日までに専門資格の取得を目指すものに 顕る)の支給を受けた受給資格者 数育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円及下 イ 合和4年3月3日までに専門資格の取得を目はの00円及下 2 合和4年3月3日までのの同りにの日以下)から雇用保険法 たる講座な修了した者 数音訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円及下 表行主義のいずれか少ない額(800,000円以下)から雇用保険法 による専門実践教育訓練給付金の支給額を達し到いた額。 (12,001円以上)
	长	分 2種目	母庭支付び家立給事子自接金父庭支付業家立給及子自接金
	別	18	

		5補助率	
		4対象経費	
現行		3基準額	2 高等職業訓練促進給付金等事業 (1)高等職業訓練促進給付金等事業 7 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数 ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税課税世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×支給延月数 b 却以外の者 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×支給延月数 b 却以外の者 70,500円×支給延月数 b 却以外の者 70,500円×支給延月数 b 却以外の者 ア 市町村民税課職党世帯に属する者 70,500円×支給経月数 b ない外の者 70,500円×支給経月数 b ない外の者 70,500円×支給経月数 b ない外の者 70,500円×支給経費数 70,500円×支給経費数 50,000円×支給性数 25,000円×支給件数
		2種目	
	発 脳	1区分	
		5補助率	
		4対象経費	
改正後		3基準額	2 高等職業訓練促進給付金等事業 (1)高等職業訓練促進給付金等 ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課稅世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税非課稅世帯に属する者 70,500円×支給延月数 ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課稅世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×支給延月数 b a以外の者 100,000円×支給延月数 b a以外の者 70,500円×支給延月数 b a以外の者 70,500円×支給延月数 c(イ) 市町村民税課稅世帯に属する者 a 養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×支給延月数 b a以外の者 70,500円×支給延月数 b a以外の者 70,500円×支給経月数 c(2)高等職業訓練修了支援給付金 ア 市町村民稅非課稅世帯に属する者 50,000円×支給件数
		(分) 2種	

#	
阳	
4	
Щ	
枓	

	l	1%1		C
		5補助率	£ 6	10/10
		4対象経費	金との金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の	中子・父子 田立 大を 一一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 上 上 上 上
現行		3基準額	次により算出した額の合計額 <u>新規</u> 7	次により算出した額の合計額 (1)1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるものは含まない。)を行っているものとする。 (2)プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にアフターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。 (3)キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1実施主体当たり 97,000円
	Mil	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ひ家等卒度試格事め庭学業認験支業親高校程定合援	母子支口策業子自接が定め、立プト事
	別表	1区分		
		力率	4	10
		5補助率	8 4 8	10 10 10 W
		4対象経費 5補助率		10,
改正後			چې د در	(1)1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその 後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によ
改正後		4対象経費	文により算出した額の合計額 1 受護開始時給付金 全護開始時給付金 全護開始時間の20%相当額(4,001円以上15,000円以下) 2 受講費用の44月1目以降に講座を借了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 合和2年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 合和2年4月1日以降全種71上20 イ 合和2年4月1日以降企業を修了した者 受講費用の40%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は 100,000円) 3 合格時給付金 上限は150,000円) イ 合和2年4月1日以降金利4年3月31日主でに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は 120,200円) イ 合和2年4月1日以降金利4年3月31日主でに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は 120,200円) イ 合和2年4月1日以降金利4年3月31日主でに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は 120,200円) イ 合和2年4月1日以降企業を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) (創除) 全議費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円)	(1)1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその 後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によ
故正後	別 表	目 3基準額	(こより算出した額の合計額 受難開始時給付金 会離開始時給付金 受難開始時給付金 受難開始費用の30%相当額(4,001円以上75,000円以下) 受講費所の40%相当額(4,001円以上10,000円以下) 不 令和2年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 令和2年4月1日以降全和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(2と3を合わせた給付額の 上場合は、受講開始時給付金を支給 した場合は、受講開始時給付金を支給 した場合は、受講開始時給付金を支給 に場合は、受講開始時給付金を支給 と提合は、受講開始時給付金として者 受講費用の40%相当額(2と3を合わせた給付額の 上限は150,000円) イ 令和2年4月1日以降合和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の 上限は150,000円) イ 令和2年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2を合わせた給付額の 上限は150,000円) イ 令和4年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2を合わせた給付額の 上限は150,000円) (削除) (削除)	母子・父子自立 100 支援プログラムが策定及びその (ただし会計年度 所 報償車

17.5 20番目 21五条第 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214 214			5補助率	1/2			
200			4対象経費	ひとの総合のの総合のの総合のの総合ののののののののののののののののののののののの			
20世日 3法準額	現行					3基準額	口の強化
20年 3基準額 3基準額 4対象経費 5補助率 1区分 3を準値 3を使う 3を2 3を3 3を			2種目	ひ家の的接め談の事め足総総なのの窓強業親へ合支た相口化			
交正 2種目 3基準額 4対象経費 4対象経費 2種目 3基準額 3基準額 4対象経費 2を 2を 2を 2を 2を 2を 2を 2			1区分				
交正 2種目 3基準額 4対象経費 4対象経費 2種目 3基準額 3基準額 4対象経費 2を 2を 2を 2を 2を 2を 2を 2			掛				
次正子)算出した額の合計額 3基準額 次により算出した額の合計額 3基準額 次により算出した額の合計額 家庭へ の総合 1か所当たり 5,000,000円 数窓 1か所当たり 5,000,000円 1か所当たり 5,000,000円 1か所当たり 3,100,000円 1か所当たり 3,100,000円 1か所当たり 4,306,000円 1か所当たり 4,306,000円 3 種助職員配置支援加算 1か所当たり 1,386,000円 3 種別が立支援加算 1か所当たり 1,886,000円 3 種別が立支援加算 1か所当たり 1,886,000円 3 種別が立支援加算 1か所当たり 1,886,000円 3 種別が立支援加算 1か所当たり 969,000円 3 種別が立支援加算 1か所当たり 969,000円 3 種別が立支援加算 1か所当たり 969,000円 3 種別が立立を担加算 1か所当たり 969,000円 3 種別が立立を担加算 1か所当たり 969,000円 3 100円 3				2補助			
次により算出した額の合計額 3基準額 次により算出した額の合計額 3基準額 次により算出した額の合計額 家庭へ							
			4対象経費	ひとの総務のののののののののののののののののののののののを必要を受ける。 事事事務に必要なななののの相談に必要なな、 をのにのなる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにいる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をのにのできる。 をは、一手をはいる。 をは、一手をはいる。 をは、一手をはいる。 をは、一手をはいる。 をは、一手をは、一手をは、 をは、一手をは、 をは、一手をは、 をは、一手をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、			
	改正後			ない場合)			
	改正後		3基準額	次により算出した額の合計額 (1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円 (2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円 (土日対応を行う場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 (1か所当たり 2,172,000円 ② 補助職員配置支援加算 (1か所当たり 4,366,000円 ③ 夜間対応支援加算 (1か所当たり 1,580,000円 ④ 土日対応支援加算 (1か所当たり 1,580,000円 ④ 土日対応支援加算 (1か所当たり 1,580,000円 ⑥ 本態士等による相談対応支援加算 (1か所当たり 1,580,000円 ⑥ 本態士等による相談対応支援加算 (1か所当たり 1,580,000円 ⑥ 本態士等による相談対応支援加算 (1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 (1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 (1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 (1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 (1か所当たり 1,560,000円 ② 複別地方とり 1,560,000円 ③ 夜間対応支援加算 (1か所当たり 969,000円			

		5補助率	1/2	2/3
		4対象経費	羅及 地域 地域 地域 地域 地域 地域 地域 地域 地名 医里里 电型 电量 电影 医生性 医性性 医性性 医性性 医性性 医性性 医性性 医性性 医性性 医性性	社会保障・税益等・ 制度に係る情報 要な給料を制整備事業を 会な給料(ただし 会ものに限る)、職 員及び臨時的任 日職員へ支給され るものに限る)、職 員及び臨時的任 日職員へ支給され るものに限る)、職 費、需用費、役給され るものに限る)、職 費、需用費、役務 費、需用費、役務 費、参配等 計算、後務 費、参配等 計算、後務 費、参配等 計算、後務 費、参配等 計算、後期 費、参配等 計算、後務 費、参配等 計算、後務 計算、後務 計算、後務
現行		3基準額	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 15,000,000円	厚生労働大臣が必要と認めた額
		2種目	離後援ル婚親モ事前支デ業	社障号に情携整業会や副係報体備保療度る連制事
	別表	1区分		
		₩ <u></u>	2	ε
		5補助率	1/2	2 3
		4対象経費	羅海 海	社会保障・税番号 制度に係る情報連 実施するために必 受計年度任用職 員及び臨時的任 日職員へ支給され るものに限る)、職 員及び臨時的任 会計年度任用職 員及び臨時的任 会計年度任用職 員及び臨時的任 会計年度任用職 員及び臨時的任 会計年度任用職 員及び臨時的任 会計年度任用職 員及び臨時的任 会計年度任用職 員及び臨時的任 品職員へ支給され るものに限る)、職 書、需用費、役務 費、需用費、役務 費、多配料、使用 料及び賃借料、備 品購入費、負担金
		4	離ざ報会員用る員会員用る償品需印品熱値険用負交婚ル酬計及職も手計及職も費購用刷費水信料料担付請写、4で員の当4でほの、万事費、費(のの名名)	社制携実要会員用る員会員用る費費料品会度体施な計及職も手計及職も、、及購得は非常務合で員の当名で員の需委びプ
改正後		3基準額 4	 ※により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 報酬、会計を 会計を 自	早年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日
改正後		2種目 3基準額 3基準額	核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当た915,000,000円	
改正後	別表	3基準額	次により算出した額の合計箱 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 15,000,000円	厚生労働大臣が必要と認めた額

		5補助率	1/2
		4対象経費	ひとり親家庭等に 本する 古歌 体制 出手 業を 実施 中間 に かい で めい で 必要 要 を 強 の で 必要 の で 要 要 の で 要 の で 要 の で 要 が 乗 が 乗 が 乗 が 乗 が 乗 が 後 乗 、 後 来 費 、 役 多 な か ま か か か か か か か か か か か か か か か か か
現行		3基準額	1か所当たり 2,200,000円
		1種目	◇家にる女副事のと庭対相接強業領等す談体化
	別表	1区分	
		*	5
		5補助率	1/2
		4対象経費 5補助	ひとり親家 庭等に 対する相談 体制 化事業を実施する ために必要な報 引、一般に必要な報 響、報償費、改修 費、備品購入費、 禁機、需用費(印刷 費、燃料費、消耗品 大樓、燃料費、光熱 大樓、後和費、光熱 音音率、 使用料及び 質音率
改正後			
故正後		2種目 3基準額 3基準額	1か所当たり 2,200,000円 ひとり親家庭等に 対する耐能体制強 化事業を表施する ために必要な報 副 報信書、の修 書、備品購入費、 備品購入費、 株費、需用費 (印刷 製本費、消耗品 費、燃料費、光熱 水費、 役務費、 委 形費、 免務費、 委 配料)、 役務費、 委 配料)、 役務費、 委 配料)、 役務費、 委 配料)、 役務費、 委 配料)、
改正後	別表	3基準額 3基準額	2,200,000円 ひとり親家庭等に 対する相談体制強 化事業を実施する ために必要な報 酬、報償費、改修 引、報償費、以修 費、備品購入費、 旅費、需用費(印刷 製本費、消耗品 費、燃料費、光熟 水(種)、後務費、多 配料、使用料及び 賃借料

		5補助率	6 ひ家等訓進貸業実 ()道等当る行に別めろい府が業」当途寸に、2 と庭職練資付団施! 定 注府が記団ら対にるに都県総費101を補る限額体事がにるに都県総費10を補場限額・額高業促金事体分、額 都県適めが業い定によ道等事の相別助合る	10/10
		4対象経費	ひとり後継級を を が を が を が を が が が が が が が が が が が が が	ひとり親家庭等に 対するアンストップ 相談体制強化事 業を実施するため に必要な報酬、給 性代だし会計年 度任用職員へ支 給されるものに限 る)、職員手当等 (ただし会計年度 ただし会計年度 ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (ただし会計年度 (でだし会計年度 (でだし会計年度 (でだしる) といる。 (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (では) (では) (でな) (でも) (で
現行		3基準額	1 住宅支援資金 1人当たり月額 40,000円以内 2 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円	1実施主体当たり 80,000,000円
		2種目	ひ家等訓進貸業支金2と庭職練資付)援(約届職練資付)援(親高業促金事宅資	<u> </u>
	別表	1区分		
		掛	O 観言業足金事体が、LL 部界歯めが業に至こに道等事の阻削的合。)	
		5補助率	の	
		4対象経費	びとり親家家 職業訓練に確う を貸付申業(在宅 才なために必要な するために必要な は付ただし会計年 に限る(都道所県 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	
改正後		以本籍 8	1 住宅支援資金 1人当たり月額 40,000円以内 2 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円	(削除)
改正後		2種目		(削)
	別 表	B		(削除)

」の一部改正新旧対照表
5
$\stackrel{\sim}{\sim}$
/
2
の実施に
舌支援事業の実
6
獙
1111
AIN IIIII
1
**
坦
生活支
扯
<u>√</u> _
1417
孙,
り親家庭等
₩
鞍
2
ا لــ
「ひとり
\mathcal{L}
別紙

					_ 具科 5
現 行	雇児福発0930第6号平成26年9月30日 一部改正 雇児発0401第30号 平成28年4月1日 一部改正 子発0622第5号 平成30年6月22日 一部改正 子発0330第15号	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成 支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)に より、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)が改正されたこ とに伴い、別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定 め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適正 かつ円滑な運営を図られたく通知する。 また、貴管内の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知徹底 を図られるとともに、都道府県知事におかれては、貴管内の市町村 (特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知につ き配慮願いたい。 なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月18日雇児発第0618003号本 職通知「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」は廃止する。
改正後	雇児 発 0930 第 13号 平成 26年 9月 30日 一部改正 雇児 発 0401第 30号 平成 28年 4月 1日 一部改正 子 発 0622 第 5 号 平成 30年 6 月 22日 一部改正 子 発 0330 第 15号 合和 2 年 3 月 30日 一部改正 子 発 ※ ※ 第 ※ 号 合和 2 年 3 月 30日 合和 4 年 ※月 ※日	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省路)	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成 支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)に より、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)が改正されたこ とに伴い、別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定 め、平成26年10月1日から適用することとしたので、本事業の適正 かつ円滑な運営を図られたく通知する。 また、貴管内の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知徹底 を図られるとともに、都道府県知事におかれては、貴管内の市町村 (特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知につ き配慮願いたい。 なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月18日雇児発第0618003号 本裁、本通知の施行に伴い、平成15年6月18日雇児発第0618003号 本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」は廃止する。

	改正後	現 行
(另小紙)		(別紙)
	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱
o	(월)	1 目的 この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立を 促進するために必要な事由や疾病などの事由により生活援助、保 育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活 を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者(以 下、「家庭生活支援員」という。)を派遣するなど、母子家庭、 父子家庭及び寡婦の生活の安定を図ることを目的とする。
		2 定義 (1)この通知において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」と は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に規定する母子家庭 日常生活支援事業及び同法第31条の7に規定する父子家庭日 常生活支援事業並びに同注第33条に規定する寡婦日常生活支 援事業をいう。 (2)この通知において、「ひとり親家庭等」とは、母子家庭及び 父子家庭並びに寡婦をいう。
		3 実施主体 実施主体は、都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ 。)又は市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以 下同じ。)とし、この事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO 法人や介護事業者等に委託することができる。
		4 対象者 対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。 (1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活 動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、 災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事 の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生 活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し 日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等 (2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親

現行	家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等 (所定内労働時間の就業を除く。)に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭	5 便宜の種類及び内容 便宜の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援 を行うものとする。 (1)生活援助の内容は、家事、介護その他の日常生活の便宜とす る。 (2)子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する便宜 とする。	6 事業の実施場所 この事業の実施場所は、次のとおりとする。 (1) 生活接助 被生活接助者の居宅 (2) 子育て支援 ア 家庭生活支援員の居宅 イ 講習会等職業訓練を受講している場所 ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しや すい適切な場所 (子育て支援を受ける者の居宅を含む。)	7 家庭生活支援員の選定等 実施主体は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援 員を選定すること。 (1) 生活援助 生活援助の実施に必要な資格として実施主体が認めた資格を 有す る者、又は、生活援助の実施に必要な研修として実施主 体が認めた研修を修了した者	(2) 子育て支援 別に定める子育て支援に関する一定の研修を修了した者又は 別に定める子育て支援に関する一定の研修を修了した者又は これ と同等の研修を修了した者として実施主体が認めた者 8 家庭生活支援員の登録 (1) 実施主体は、家庭生活支援員の氏名、連絡先、提供可能な便 宜の種類等事業の実施に必要な情報を記載した登録名簿を 作成すること。
改正後					

改正後	現 行 いる内容に変更があった場合は、すみやかに登録又は登録内容
	の変更を行うこと。 (3)家庭生活支援員は、登録簿に登録されている内容に変更があった場合は、その変更内容について、すみやかに実施主体に報告を行うこと。
	9 家庭生活支援員の派遣等の決定等 (1) 事業の実施に当たり、家庭生活支援員の派遣の調整等を行う コーディネーターを配置し、家庭生活支援員の派遣等を必要と するひとり親家庭等からの要請又は当該世帯の近隣に在住す る者等の要請に基づいて行うものとする。 (2) 家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、その必要 性を判断し、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要 不を決定するものとする。 なお、本人以外からの要請の場合は、家庭生活支援員の派遣 等の要否について本人の意向を確認するとともに、必要に応じ 関係機関と連携を図ること。
費用の負担 本事業の実施に必要な経費の一部を、家庭生活支援員の派遣等 受けた世帯の負担とすることができる。	10 費用の負担 家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別に定める基準により派遣等に要した費用を負担するものとする。
(盤)	11 関係機関との連携 都道府県等は、この事業を実施するに当たっては、母子・父子 自立支援員、福祉事務所、民生委員・児童委員、母子生活支援施 設など他の関係機関との連絡を図るとともに、この事業の一部を 委託している団体等との連絡・調整を十分に行うこと。
	12 国の補助 国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対 し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補 助する。

		資料
子家 発 0330第2号令 2	厚生労働省雇用均等·児童家庭局 家庭福祉課長	骨な運営について
一部改正 一部改正 一部改正 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市	厚生労働名	ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について
第日 第日 第四 第二 第1 30 25 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	R庭局 上課長	
4 % % 8 0 3 3 0 4 4 6 4 6 4 6 4 6 4 6 4 6 4 6 4 6 4 6	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭局	骨な運営について
一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 民生主管部(局)長 殿	厚生労働行	ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営につい
都		ひとり親等
	4 報道 4 指定都 中 核	

現 行	ひとり親家庭等日常生活支援事業については、「ひとり親家庭等 日常生活支援事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930 第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通 知」という。)により通知されたところであるが、次の事項につ いて留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたい。ま た、管内市の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知を図ら れるとともに、都道所県民生主管部(局)長におかれては、貴管 内の市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対 する周知について、併せてお願いする。 なお、この通知は、平成26年10月1日から適用する。 おって、平成15年6月18日雇児福発第0618001号本職通知「母子家 庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」はこれを廃止する。
改正後	ひとり親家庭等日常生活支援事業については、「ひとり親家庭等日常生活支援事業の与いて」(平成28年9月30日雇児発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたい。また、管内市の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知を図られるとともに、都道所県民生主管部(局)長におかれては、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知について、併せてお願いする。ない、この通知は、平成28年10月1日から適用する。ない、この通知は、平成28年10月1日から適用する。なって、平成15年6月18日雇児福発第0618001号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」はこれを廃止する。

故正後	現 行
1 ~ 5 (略)	1 事業の委託について この事業の委託を行う場合には、地域の母子・父子福祉団体、 NPO、介護事業者等を積極的に活用されたい。
	 2 派遣等対象家庭名簿の作成について (1) この事業の実施に当たっては、あらかじめ利用を希望する者を登録した派遣等対象家庭名簿を作成しておくこと。 (2) 派遣等対象家庭から派遣等対象家庭名簿に登録申請があった場合には、すみやかに名簿に登録するとともに、家庭生活支援員の派遣等を要請する場合の連絡先等を記した受付票を交付しておくこと。
	3 家庭生活支援員の選定について (1) 家庭生活支援員には、支援の内容を十分遂行できる者を選定することし、その選定に当たっては、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を積極的に選定するよう努めること。 (2) 子育て支援に係る家庭生活支援員については、一定の研修たついては、概ね別紙1の基準によること。なお、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(子ども・子育て支援法(平成24年法律第164号)第6条の3第14項)における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について(平成26年5月29日付け雇児系6529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」におい
	て参考として示している講習カリキュラムの項目を全て受講した

故正後	現 行
	者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされ
	ている者については、別紙1の基準による一定の研修と同等の研
	修を修了した者とすることができる。
	4 家庭生活支援員の派遣等の手続について
	(1) 派遣等対象家庭名簿に登載されている家庭等から、家庭生活
	支援員の派遣等の要請があった場合には、当該要請の内容を確認
	の上、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を審査
	し、必要と認められる場合には、利用者に通知するとともに、家
	庭生活支援員に必要な便宜の依頼を行うものとすること。
	特に、乳幼児又は小学校に就学する児童を養育するひとり親家
	庭に対する定期的な派遣等については、当該ひとり親家庭が親族
	の支援を受けることが困難である場合など、真に派遣等により生
	活援助、保育サービスの必要性のある家庭に対して行うものとす
	ること。
	ただし、緊急を要する場合には、手続き等は事後とするなど弾
	力的な運用を行って差し支えないものとする。
	(2) 家庭生活支援員の派遣等を行う場合には、便宜の内容並びに
	費用負担の額を決定し、併せて利用者に通知するものとする。
	5 家庭生活支援員の業務内容について
	(1) 家庭生活支援員は、次に掲げるもののうち必要と認められる
	便宜を供与する。
	ア乳幼児の保育
	イ 児童の生活指導
	ウ 食事の世話
	エ 住居の掃除

改正後	現 行
	オー身の回りの世話
	カー生活必需品等の買物
	キ 医療機関等との連絡
	ク その他必要な用務
	(2) 事業実施上の留意点
	ア 支援内容を生活援助と子育て支援に区分し、実施単位は1時
	間を単位とする。
	なお、被生活援助者の居宅における子育て支援は、生活援助
	として取り扱うこと。
	イ ひとり親家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、
	夜間にも対応できるようにすること。また、子育て支援につ
	いては、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合に
	は、宿泊として取り扱うものとすること。
	ウ 必要な便宜を供与する場合において、日常生活における食事
	や掃除等に関する親への助言・指導について要望がある場合に
	は、可能な限り、当該助言や指導も含め支援を実施すること。
	エ 親又は児童の疾病により支援が必要な場合には、かかりつ
	けの医師、教急病院の連絡先等必要な情報を確認するなど緊
	急時の対応に留意すること。
	オ 派遣等の日数は、当該ひとり親家庭等において、現に日常
	生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決
	定すること。
	なお、ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が
	激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合等は特に
	配慮すること。
	カ 局長通知の別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要
	網」(以下「実施要綱」という。)6(2)のイ及びウ(子育て

現 行	支援を受ける者の居宅を除く)の場所で児童の子育で支援サービスを実施する場合には、次の点に留意して実施すること。 (7) 子育ての経験のある家庭生活支援員を2人以上配置すること。 (1) 対象児童は5人以下とし、対象児童が5人を超える場合は、児童5人ごとに家庭生活支援員を1人追加配置すること。 (4) 乳幼児を含む20人以上の児童を対象とする場合は、家庭生活支援員のうち保育土の資格を有する者を1人以上配置することが望ましいこと。 (5) 特に実施要綱6(2)のウの場所でサービスを実施する際の場所の確保については、事業の実施主体である都道府県又は市町村が施設の設置主体等と必要な調整を行うこと。	6 費用の負担について (1) 家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、別紙2の基準により派遣等に要した費用を負担するものとすること。 なお、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱う者の所得の計算にあたっては、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は適用しないものとする。 正だし、令和3年3月から5月までの間に家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯のうち次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者については、地方税法等の一部を改正する法律(合和2年注集第5号)による改正前の地方税法(昭和25年法書がある。)、 かんの (カ) は (いった (カ) までのいずれかにあって (いった (カ) までのいずん かに (いった (カ) までのいずん かに (いった (い
改正後		6 費用の負担について 本事業の実施に必要な経費の一部を、家庭生活支援員の派遣等 を受けた世帯の負担とすることができる。

改正後	現 行
	号に規定する寡夫とみなし、その者の令和元年の所得が同法第
	の規定に該当するときは、市町村民税非課税とまる。 しおアトル 宮祖 ひいき ナル・シャン・キャ
	<u>扱り。また、上記により寿婦又は寿大とみよした有(母えは入</u> を除く。)であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外
	の者の令和元年の所得については、健康保険法施行令等の一部
	を改正する政令(令和2年政令第381号)附則第7条の規定に
	よりなお従前の例によるものとされた同令による改正前の児童
	扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項
	(第3号に規定する控除を除く。)の規定の例により計算した
	額から、(ア)又は(ウ)に該当する場合にあっては27万円
	を、(イ)に該当する場合にあっては35万円を控除した額とす
	000
	(ア) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻
	をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計
	を一にする子(令和元年の所得(地方税法第313条第1項
	に規定する所得の合計額。以下同じ。)が所得税法(昭
	和40年法律第33号)第86条第1項の規定により控除され
	る額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他
	の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除
	く。以下同じ。))を有するもの((イ)に掲げる者を
	除く。)
	(イ) (ア) に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、か
	つ、令和元年の所得が500万円以下であるもの
	(ウ) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻
	をしていないもののうち、その者と生計を一にする子
	(令和元年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、
	今和元年の所得が500万円以下であるもの

現 行	(2)上記(1)の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書(別紙3(様式例)参照)を提出するものとする。	7 家庭生活支援員に対する手当家庭生活支援員に対し、支援内容及び単位数に応じて派遣等に要した費用の支給を行うこと。
改正後	(2) (削除)	(松)

		1	9 時間	3 時間	3 時間	3時間	圓	3 時間	3 時間	3 時間	3 時間	圓碞 9	3時間	3 時間	27時間
現 行		研修科目	I 児童の発達と遊び(講習I) (考え方) 0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項 を学ぶ。具体な例を検討することを通じて、できるだけ 実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	乳幼児期の発達		③ 児童にとっての遊び	II 健康管理と緊急対応 (講習II) (考え方) 0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気につい てその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の 時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急 措置などについて実技指導をまじえて学ぶ。さらに、健 康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	④ 児童の病気	⑤ 緊急時の対応と応急措置	⑥ 児童の成長と食生活	Ⅲ 保育所における見学実習 (考え方)保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の 関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊 びなどの場面で保育土が児童にどのように関わっている のかについて見学する。	IV 子育て支援の状況 (講習皿) (考え方) 子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、 子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全 体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとと もに、 講習で学んできたことと保育所における見学実 習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会 を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあ うよう配慮する。	② 現代の子育て事業	⑧ 研修全体のまとめ	inta √□
改正後	別紙 1 (略)														

改正後		現行	
(削除)	(別紙2) ひとり親家庭等日	ひとり親家庭等日常生活支援事業費用負担基準	負担基準
		利用者の負担額	利用者の負担額(1時間あたり)
	利用世帯の区分	子育て支援	生活援助
	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	日 0	日 0
	児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
	上記以外の世帯	150円	300周
		間分とし、児童1人の 2人以上の児童1人(m算する。 は、切り捨てるものと	間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を 2人以上の児童1人につき児童1人の場合の 1算する。 1、切り捨てるものとする。

改正後	現 行
(削除)	(別紙3) 様式例 (元号) 年 月 日
	ひとり親家庭等日常生活支援事業寡婦(夫)みなし適用申請書
	○○都道府県知事(○○市町村長) 殿 申請者氏名: ○○ ○○ 子の名前: ○○ ○○ 住所: ○○市○○ ○○
	私は、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用にあたり、当該事業の費用負担 の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて 申請致します。
	「
	□ ② ①に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、令和元年の所得が 500万円以下であるもの
	 □ ③ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(令和元年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、令和元年の所得が500万円以下であるもの(注1)「基礎性除額」とは、所得稅法第86条第1項の規定により控除される額(38万円)となります。
	【注意事項】(申請にあたっては、下記の内容について同意の上申請を行ってくださ
	い。) ・事業実施主体である都道府県(市町村)が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦 (共)とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があ
	ります。 ・また、本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦(夫)み なし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全 額汳環いただくこととなります。

	開 層 日 層 日 層 日 層 日 層 日 層 日 層 日 層 日 層 日 層
--	-----------------------------------------

故正後	現行
都道府県知事各 指定都市市長 殿中核 市市 長	都道府県知事各 指定都市市長 殿中 核 市 市 長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(公日、名田、名田、名田、名田、名田、名田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(公司・別の名のののでは、公司の名ののでは、
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について
母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために 十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子 家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである	母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。
。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するために実施している「 母子家庭等自立支援給付金事業」については、今般の次代の社会を担う子どもの健全な育 成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等を踏まえ、「母子家	その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するために実施している「母子家庭等自立支援給付金事業」については、今般の次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等を踏まえ、「母子家庭自立支
庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」に改称し、次により平成26年10月1 日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 キャー母子家庭自立寺経給付金及780年家庭自立寺経総付金の寺総築に当たっては、本	接給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」に改称し、次により平成26年10月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 キャー母ユ家庭自立も経験付金及びひエ家庭自立も経経付金の支援等に当たっては、本
通知によるほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行会及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行場別の定めるところによるものとする。各都道府県知事におかれては、貴管内市(通知によるほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行特及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行特別の定めるところによるものとする。各都道所県知事におかれては、貴管内市(特
特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。	別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。
なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的明言であることを申し添える。	なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第246条の4第1項の規定に基づく 技術的財言であることを申し添える。
大部分の地でによっている。 本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児発0516第7号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。	な話にあることです。 本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児発0516第7号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。
第1 事業の種類 1 自立支援教育訓練給付金事業 2 高等職業訓練促進給付金等事業	第1 事業の種類 1 自立支援教育訓練給付金事業 2 高等職業訓練促進給付金等事業
第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。	第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。

改正後	現行
1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(別添1) 2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(別添2)	1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 (別添1) 2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 (別添2)
(別添1) 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	(別添1) 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
1~5 (時)	1 事業の目的 母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、 出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も 多く、就職に際し充分な準備がないまま、生活のために職こ就かなければならない状況に ある。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困 難を抱える家庭がある。 そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、も って、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
	2 定義この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。
	3 実施主体 実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下「都道府県等」という。)とする。
	4 対象者 本事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に定 める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)であって、次の受給要件の 全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものを いう。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。(ただし、児童扶 養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)

改正後	現行
	(2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
	5 対象講座 本事業の対象講座は、次の講座とする。 (1) 雇用保険法(昭和49 年法律第116 号)及び雇用保険法施行規則(昭和50 年労働省令第3 号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座(昭和49 年法律第116 号)及び雇用保険法施行規則(昭和50 年労働省令第3 号)の規定により、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練等的でにて対象とする講座(昭和49 年法律第116 号)及び雇用保険法施行規則(昭和50 年労働省令応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。) (3)雇用保険法(昭和49 年法律第116 号)及び雇用保険法施行規則(昭和50 年労働省令第10ででな対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。) (3)雇用保険法(昭和49 年法律第116 号)及び雇用保険法施行規則(昭和50 年労働省令第3 号)の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練者を計算を目的とする講座に初道所規等の長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)
6 支給額等 自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)の支給額は、次の各号に掲げる 受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を 受けることができない受給資格者(5(1)及び(2)の講座を受講する者) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限 る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円と し、12 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。) (2)受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給 資格者(5(3)の講座を受講する者) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限 る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を 超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を軽さるときは、 160万円)とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給が行わないものと する。)	6 支給額等 自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)の支給額は、次の各号に掲げる 受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を 受けることができない受給資格者(5(1)及び(2)の講座を受講する者) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限 る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円と し、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。) (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給は行わないものとする。) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限 る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に20万円を乗じて得た額を 超えるときは、修学年数に20万円を乗じて得た額(この場合80万円を超えるときは、80万円)とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給が活わないものとす 5。)

現 行	が支給を受け 前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受け 前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受け 記職給付金 た一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金 という。)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。 場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。	7 事前相談の実施 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの 相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等 を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等 を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認めら れる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。 また、当該ひとり親家庭の親が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場 合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介すること。	8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1) 受給要件の審査、対象講座の指定 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙参考様式 1 「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。 (2) 指定申請時の審査 都道所県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。	(3) 教目訓練の調座の指定連知 都道所得等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は 父子家庭の父に通知しなければならない。 なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対 象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2 「自立支援教育訓練給付金事業受講対象
改正後	(3) 受講開始日現在において6(1)及び(2)以外の受給資格者 前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受け た一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金 以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない 場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。 <u>令和4</u> 年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については <u>なお従前の</u> 例によることとし、(2)の40万円を20万円に、160万円を80万円に読み替えて支給する ものとする。	7~11 (時)		

故正後	現行
	(4) 受講対象講座指定申請書の旅付書類 ムギュカギン チン
	文誦対称調坐指定の中請には、伏の書娘寺を称えが740744よらない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、旅付書類を省略して差し支えない
	· 기
	ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の
	\sim
	請する場合を除く。)又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月まで
	の間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び
	数並びに所得税法に規定する 70 歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親
	族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和)のでは、本には、第一、これでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに
	40 午)と作用 33 方) (こ規元 9 の招诉対象大使制族(19 威大満の右に敗る)かめる右にめり
	ては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙参考様式3「16
	歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前
	年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
	(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限
	訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しな
	ければならない。
	(6) 受給要件の審査方法
	受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自
	立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して
	判定すること。
	(7) 受給要件の審査に係る留意事項
	ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて
	訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給
	要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。
	イ類以制度による支援を受けている者の取扱いについて
	過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援
	制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状
	祝を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと認められる
	場合は、支給することとして差し支えない。
	ウ 教育訓練給付金の受給資格の確認ころいて

□ 器 数	
	訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。
(8) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	(8) 対象講座について 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子 家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。
光 6)	また、必要に応じて講座の変更を助言するなど的確な支援を行うものとする。 (9) 特に支援が必要と認められる者への取扱いについて 訓練給付金について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認 かたれる相会について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認
2	ののようのましたの人、文書が多とすると、フルドを届ま出また、光末世歌がたして当まし、制まし、制造作具等において特に支援が必要と認められる者については、事前相談の段階から、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。
6	9 訓練給付金の支給等(1) 支給申請
	ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、都道府県等の長に対して、別紙参考様式4「自立支援教育訓練給付金支給申請書」(以下「支給申請書)に、、 * 4世にする。)
	青」とv・ソ。/ を応出タること。 イ 都道府県等は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要 件に該当しているかを調査し、速やかれて支給の可否を決定しなければならない。
報	都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家 庭の父に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、 併せてこれを本人に通知すること。
(2) 女 女 なな	(2) 支給申請の期限 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。 なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門 実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならな
√ √ √ € € € € € € € € € € € € € € € € €	v.。 ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。 (3) 支給申請書の旅付書類等 +&h+書書の出口。「「お、」、 この書書さまだけ、ままれる。」という。

故正後	現行
	ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして 差し支えない。 ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の 住民票の写し
	イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月まで
	の間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得稅法に規定する 10歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得稅法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあっ
	ては、当該空除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙参考様式3 「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
	ウ 受講対象講座指定通知書 エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了 を認定する教育訓練修了評明書
	オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書力 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
	(4) 訓練給付金の支給の審査に係る留意事項 受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者の うち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があ り、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認めら れる場合には、本要綱8に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなして差し支 えない。
	 10 周知・広報等 (1) 都道府県等においては、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。 (2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の証明を行う教育訓練施設の協力が不可欠であり、本事業について教育訓練施設が必要な情報については、積極的に提供すること。

改正後	現行
12 経過措置 (1) (略)	11 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。
(2) 会和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対集講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母スは父子家庭の父が、健康保険技施行等の一部を心正する政合(令和2年政令第381号)による改正前の母子及び父子並びて子事権の一部を心正する政合を有力。 年政会第23月以において募場階級又は募共經済のみなし適用者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法・昭和25年注算226号)第22条第1項第11号イ中「共と死別し、若しくは共と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していない者ののようの引きが着とた場合において同号イに該当する合計所得金額が125万円を超える者に、限る。)及び両項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する信託の第25年にあって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同注第39条第1項第3号に規定する中子網によっないで公となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同注第39条第1項第3号に規定する指統を受ける者をいう。)であったときは、当該母子庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかいてする書類を添付するものとする。	12 経過指置 (1) 平成29 年4月1日より第たに訓練給付金の対象となった者についても、受講期始前 にあらかじめ、受講対集構整指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がも 希。雇用保険法第 60 条の2 第4 項の規定により一般教育訓練部係の指定を受ける必要がも 希。雇用保険法第 60 条の2 第4 項の規定により一般教育訓練部の指定を受ける必要がも 参。雇用保険法第 60 条の2 第4 項の規定により一般教育訓練部で係る教育訓練給付金の受 総算格者で、かつ平成29 年4月 月 1 以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓 維護座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。 (2) 受講が検講機理指在申請及び支給申請に際して、当該時子家庭の展立は文字家庭の次 が、集練網除又は美井塔等のみなし適用者(平成29年所得から令布元年所得において地方 税法(昭和25年は第226号)第28条第 1 項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚 した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるの を「婚姻こよらないで母となった女子であって、現に婚姻としていないもの」と読み替えた 場合において同号イに該当する計所得金額が125万円を超える者に限る。)及が可項第12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない、有い者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現 に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務等 であり、同法第34条第 1 項第8 号に規定する担係を受ける者をいう。)で <mark>ある</mark> ときは、当 該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍籍本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父 と生計を一にする子の所得の額を記明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

	S講対象講座指定申請書	平成·令和 年 月 日	申請者の氏名	恰付金事業の対象講座の指定を申請します。		() 程重			平成・令和 年 月 日	合物	教育訓練給付金の受給資格が ある・ない。	ことが ある・ない。			5 · Uzv.	いることを証明する。 (担当者氏名) 印		
現 行	^{鉄式 1} 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書		都道府県等の長と殿	下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。	7)がナ (個人番号	(- ±)	施設の名称	構座の名称	平成・令和 年 月 日 (受講開始日)	(予定) 入学料	①公共職業安定所の教育訓 練給付金受給資格の有無	協の有無 協の有無 過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが	7リがナ 	(3) 住所 (9)居の場合)	申請者の地方税上の扶養親族に該当する	⑩児童扶養手当の受給の 上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。証明 (担当者氏名)		
	製 別紙参考様式1			下記の教育	①氏名(個人番号)		(3教育訓練施設の名称	④教育訓練講座の名称	<u> </u>	⑥所要費用	②公共職業 練給付金@		③申請者と生計を- 子の氏名等	(注7参照)		<u>⑩児童扶養</u> 証明	(備考)	
	1象講座指定申請書	平成・令和 年 月 日	申請者の氏名	楽の対象講座の指定を申請します。	生年月日 上年月日 	() 毀事			年 月 日	合計額 円	軟治付金の受給資格が ある・ない。	ある・ない。	昭和・平成・令和 年 生年月日 月 日生(歳)		したい。	でいることを証明する。 (担当者氏名) 印		
改正後	自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書		辰 殿	下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。	7リが ナ (個人番号)	(- ≟)			平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 (受講開始日)	入学料 円、受講料 円	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが	7 がナ 個人番号	住所 (別居の場合)	申請者の地方税上の扶養親族に該当する・した	上記申請者は、児童扶養手当を受給していること		
	劉 別紙参考様式1 ■		都道府県等の長	下記の教育訓練を受講した	①氏 名 (個人番号)	②注 所	③教育訓練施設の名称	④教育訓練講座の名称	⑤教育訓練の期間	⑥所要費用 (予定)	⑦公共職業安定所の教育訓練治付金受給資格の有無	(8)過去の受給の有無	⑨申請者と生計を一にする子の氏名等	(注7参照)		●児童扶養手当の受給の 証明	(備考)	

改正後	(金)
	(2. 金) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4) (2. 4)

現 行	
刹 亚쳮	数 別紙参考様式2

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

	4,411				• 唑胐	昭和・平成・令和	年
①氏 名				生年月日			
						月 日生(歳
2年 所	- ≟)	(·фш	()	(
③教育訓練施設の名称							
④教育訓練講座の名称							
⑤教育訓練の期間	平成・令和年	年 月	日~平成・令和年	1 年	A	Н	
	(受講開始日)	(日科					
⑥所要費用 (予定)	小学科	円、受講料	Н	合計額		H	
*							

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定 したので通知します。

Ш 町 # 平成・令和

通

都道府県等の長

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供され る教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。) \vdash
 - 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
- ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般 教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
- 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者につい 者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない 額ですが、限度額は160万円です。
- ては、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給 額を差し引いた額が支給されます。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してく こととなります。

所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定する

自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自 立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

だない。

4

က

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

	711127				昭和・	昭和・平成・令和	年
①氏 名			× 1	生年月日			
						月 日生(歳)
2年 所	- <u>⊥</u>)	(便田	() 建建	
③教育訓練施設の名称							
(4)教育訓練講座の名称							
⑤教育訓練の期間	<u>平成・</u> 令和 年 (受講開始日	月 (<u>日</u> ~ 平成・令和 年	舟	Э	Ш	
⑥所要費用 (予定)	入学料	円、受講料	田	合計額		H	
*							

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定 したので通知します。

Ш 町 # 平成·令和 都道府県等の長

通

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供され る教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。 П
 - 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。 $^{\circ}$
- ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般 教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
 - 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた 額ですが、限度額は80万円です。
- 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者につい 上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給 額を差し引いた額が支給されます。 ては、
 - 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定する 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してく こととなります。 4 က
- Щ あらためて 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、 立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。 $\overline{\mathbf{c}}$

197

現 行	別紙参考様式3 平成・令和 年 月 日
改正後	製 D)紙参考様式3 平成・令和 年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

礟 都道府県等の長 住所

兄名

Ш 31 の12月 私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年) において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。 ハて、以下のとおり申し立てます。

Ш

Ш

Ш

Ш

	ш	_ 		п	 		п	_ _		п	 	
								+		Ħ		
	证法, 今和 年			\\\	十 以 ,744 十		₽	+7X • Tr			+7X • Tr	
	* # #	· 人		4	· 人		11 12	· 人		11 12	· 人	
	4年日口	п Т-Т-Н-Н		4年日日	п Т-Т-Н-Н		4年日日	п Т-Т-Н-Н		4年日日	п Т-Т-Н-Н	
			(の場合)			(の場合)			(の場合)			(の場合)
	光学》	NOTE:	住所 (別居の場合)	上十十%	NOTE:	住所 (別居の場合)	出字	NOTE:	住所 (別居の場合)	出字	My CAPA	住所 (別居の場合)
□16歳以上19歳未満の招除対象扶養親族												
5歳以上19	フリカデナ	氏名	個人番号	7117 +	氏名	個人番号	7117 +	氏名	個人番号	7117 +	氏名	個人番号
		Н			2			က			4	

[添付書類]

・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

[注意事項]

- 歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との ようとする者に、前年(申請日が1月から7月までの間にある 場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において年齢が16歳以上19 ・この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受け 続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の 途中で死亡した場合には、その死亡した日)において、次のいずれにも該当する方です
 - ① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託され た児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人である
- あなたと生計を一にしている
- 前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の所得税法上の合計所得金額が48万円以下 Ø Ø ⊕
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

쨇 都道府県等の長 兄名

低所

Ш 3 1 前々年) の12月 私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から7月までの間にある場合は、 において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

	1 6歳以上19	□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
	71177		Ĥ Ĥ	174	4	Ħ		
Н	路		· 赤C/M	生年月日	+ 174 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 +	#	Υ	П
	個人番号		住所 (別居の場合)					
	4,4/11		艾贵	10日子子	44	Ħ	п	
2	路		· 赤乙十分	生年月日	+ 174 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 + 144 +	#	Ę	П
	個人番号		住所 (別居の場合)					
	1,4/11		工 平 型	10日出	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	Ħ	п	
က	氏名		WCAY)	п Г Н	+1X • +1	+	ζ	I
	個人番号		住所 (別居の場合)					
	1,411		2年代	<u> </u>	女 "予个" 书述	Ħ	П	
4	氏名		形式1YY	生牛牙口	##X • TA /LI	+	Γ,	п
	個人番号		住所 (別居の場合)					

[統付書類]

・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

[注意事項]

- ・この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年(申請日が1月から7月までの間にある 歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との 場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において年齢が16歳以上19 続柄等をご記入いただくものです。
 - ・所得税法上の扶養親族とは、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の 途中で死亡した場合には、その死亡した日)において、次のいずれにも該当する方です
 - 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託され た児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人である (C)
- あなたと生計を一にしている
- 前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
- 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない ⊚ №

						1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							1座・その他			年	(
		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	年 月 目	申請者の氏名		1	K和・平成・令和 B)			年 月 日	額		口座の種類 普通・当座	口座番号		昭和・平成・令和	月日生			明する。		
現 行		自立支援教育訓練給付金支給申請書	平成・令和	₩	特にます。		生年月日	_			<u> 日 ~ 平成・</u> 今和	日合摘						生年月日		該当 する・しない。	受給していることを証明する。 (担当者氏名)		
		自立支援教育記			どけたいので下記によりほ		台	-			平成・令和 年 月 (受講開始日)	円、受講料	£	関名		義 (フリガナ)		日	住所 (別居の場合)	申請者の地方税上の扶養親族に該当	上記申請者は、児童扶養手当を受給し		
	兼式 4			都道府県等の長殿	自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。	711/12	個人番号	<u></u>	③教育訓練施設の名称	④教育訓練講座の名称	K	入学料	①雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	金融機関名	8希望する支払金融機関 支店名	口座名義	711117	生計を一にする (個人番号		申請者	⑩児童扶養手当の受給の 上記申 証明		
	靿 別紙参考様式4				上支援教)氏名 (個人番号)	五形	教育訓練	炎育訓練	⑤教育訓練の期間	⑥所要費用	⑦雇用保険法によ 練給付金の受給額		希望する5			③申請者と生計を エの氏名等	(注2参照)		児童扶養 証明	(備考)	
	教 別				Ē		() ()	2)Œ	6	4	(C)	9			8			6	,			(
×1-1										(T)	(2)	<u>1</u> (9)			848			(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c					
ν.π.:/χ											(2)	<u>1</u> (9)						(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c					
	り紙参考様式4 (略)										(2)							(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c					

故正後	1 支が非時期は、受験が1日 (項目発験が指導能分をの支給を受けることができる受給機体的については、毎月起験が治験機 着付金の交換を開始によりから原理しての12以内です。 1.1 奥に基準するの政権がの定金との関係が、職に、がの要件に適当し、かつ、年刊を一にする予が、必要分に置加してください。 (1.1 奥に基準するの政権がのの定金との関係が、無に対なではない。) (6.2 後継 (明治の年度主義を)) 。 (6.2 後継 (明治の年度主義を)) 。 (6.3 年度)
故正後	

改正後	現行
(別添2)高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	(別添2) 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱
1~3(器)	1 目的
	講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。 そ抱える家庭がある。
	る資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。
	 2 給付金の種類 給付金の種類は次のとおりとする。 (1) 高等職業訓練促進給付金(母子及び父子並びNC募婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下(法)という。)第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条第2号に規定する公子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10v2おいて準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金
	をいう。以下「訓練促進給付金」という。) (2) 高等職業訓練修了支援給付金(法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。)
	3 実施主体 実施主体は、都道所県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下「都道府県 等」という。)とする。
4 対象者 訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了 专釋給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日以後において、また、修了	4 対象者 訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了 支軽給付金の支給対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了

現 行	
改正後	The state of the s

- 。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。
- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)
- (2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格(以下「対象 資格」という。)を取得するため、養成機関において1年以上<u>(令和3年4月1日から</u> 会和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)のカリキュラムを修業
 - し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

5 対象資格

(1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ養成機関において1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。

なお、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの(雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座)から定めることとする。

(2) 対象資格の例

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、IPI認定資格 等

6 支給期間等

- (1) 訓練促進給付金
- ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間 (その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。 (平成21年6月 5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修 業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成 30年度以前に修業を開始し (平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を 開始した者は除く。)、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間 を修業する期間に相当する期間 (その期間が48月を超えるときは、48月)を超えな

。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。 (ただし、児童扶養手当法施行令 (昭和36年政令第405号) 第6条の7の規定は適用しない。)
- (2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

5 対象資格

(1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ養成機関において1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。

なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの(雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座)から定めることとする。

(2) 対象資格の例

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムス認定資格、IPI認定資格 等

6 支給期間等

- (1) 訓練促進給付金
- ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間 (その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。 (平成21年6月 5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修 業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成 30年度以前に修業を開始し (平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を 開始した者は除く。)、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間 を修業する期間に相当する期間 (その期間が48月を超えるときは、48月)を超えな

現 行	()でが十一株で人に、田野、
改正後	() では、十二年で1、11日本、1

- い期間としても差し支えない。)
- なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。
- イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を<mark>超</mark>えない範囲で支給するものとする。(令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を<mark>超</mark>えない範囲で支給して差し支えな
- ~ ~
- ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する 月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- (2) 修了支援給付金

修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。 なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、 看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成 機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

7 支給額等

- (1) 訓練促進給付金
- ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。
- (7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年 法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくす るものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度 (4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、 前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法 の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退 職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を 含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家 庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合 に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の 賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額 10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月(令和3年4月 1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月

い期間としても差し支えない。)

なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。

- イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を<mark>越</mark>えない 範囲で支給するものとする。(令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日 時点で修業中の者についても、通算48月を<mark>越</mark>えない範囲で支給して差し支えな
- (~1
- ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する 月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- (2) 修了支援給付金

修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。 なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、 看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成 機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

7 支給額等

- (1) 訓練促進給付金
- ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。
- (7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年) は律第89号) 第877条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。) が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度)分の地方稅法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民稅(同法の規定による特別区民稅を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民稅を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民稅が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民稅の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月(令和3年4月1日から令和4年3月3日までに修業を開始する場合において、その期間が12月

現 行	未満であるときは、当該期間)については、月額14万円。平成24年3月31日まで に 修業を開始した者は月額14万1千円) (介 (ブ)に掲げる者以外の者 月額7万5百円 (養成機関における課程の修了まで の期間の最後の十二月 (令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開 始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間) について は、月額11万5百円) イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。	(2) 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める 額とする。 (7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月 度 (修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方 税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円 (イ) (ア)に掲げる者以外の者 2万5千円 イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。	 8 事前相談の実施 (1) 養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。 (2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。 (3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。なお、その際には、ブライバシーに配慮すること。都市並びに都道所県、1指定都市が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金については、紹道府県、指定者市並びに都道房金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金については紹介すること、また、母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介すること。
改正後	未満であるときは、当該期間)については、月額14万円。平成24年3月31日まで に 修業を開始した者は月額14万1千円) (イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5百円 (養成機関における課程の修了まで の期間の最後の十二月 (令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開 始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)について は、月額11万5百円) イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。	(2) (服务)	8 事前相談の実施 (1) 養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。 と。 (2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。 (3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活が祝店的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。なお、その際には、プライバシーに配慮すること。 (4) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介すること、また、母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介することと、また、母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介すること。

現行	9 給付金の支給等 (1) 支給の由請	(*) (**********************************	式1「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」(以下「支給申請書」という。)を	提出するものとする。なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後	に行うことができるものとし、修丁支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日	以後に行うことができるものとする。	✓ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公	((7) 訓練促進給付金	a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の	属する世帯全員の住民票の写し	b当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の	父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場	合を除く。)又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合に	は、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和	40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特	定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)	の証明書 (同法に規定する控除対象扶養親族 (19歳未満の者に限る) がある者	にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類 (別)	紙参考様式2 [16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び	当該摺除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含	む。)	c 7(1)ア(7)に掲げる者にあっては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯	に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7(1)	ア(7)に掲げる者に該当することを証明する書類	d 入校(入所)証明書等	支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類	(1) 修了支援給付金	a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び	修了日における状況を証明できるものに限る。)	b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家	庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請す
改正後	9~13 (略)																															

現 行	10 修業期間中の受給者の状況の確認等(1) 修業期間中の在籍状況の確認等ア 都道府県等は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者(以下「受給者」という。)に対し、おおむね四半期ごとに在籍正明書の提出又は出席状況の報告を求め
改正後	

現行	ることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得 単位証明書の提出を求めること。 イ 都道所県等は、受給者に対し、アの他、給付金の支給に関して必要と認める報告 等を求めることができること。 (2) 受給資格喪失の届出等 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、当該都道府県等に住所 を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったと き又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第 877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に係 る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者(当該受給者の民 法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に係 る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者(当該受給者の民 法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に係 は、その旨周知するたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、都道所県等 に届出なければならない。このため、都道府県等は、事前相談や支給決定通知に際して は、その旨周知すること。	11 支給決定の取消 都道府県等の長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消 さなければならない。また、遅滞なく、その旨、当該対象者に通知しなければならない。	12 関係機関等との連携等 資格取得養成機関、就業関係機関、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラ ム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は 父子家庭の父の就業を支援すること。また、制度について広報等を活用して周知を図るこ と。 また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を平成27年度に創設し、実施主体を都 道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体としているところで あるが、当該貸付事業については高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としてい るので、貸付事業の実施主体や都道府県又は指定都市と連携して、ひとり親家庭が就業を継 続できるよう支援を行うこと。	13 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。	14 経過措置
改正後					14 経過措置

改所後

号)による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)における寡 婦等のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第1項第11 をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課さ れないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚 者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のとおりの取扱をした場合に同法第295条 第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。)を含み、訓 い者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現な婚姻 姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻こよ らないで父となった男子であって、現び婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでな の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象 令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額を決定する際の対象者及び当該対象者と 者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にす 同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381 練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同 る子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。 \exists

(2) <u>令和3年7月以前分の</u>訓練促進給付金及び修丁支援給付金の支給の申請に際しては、当該 対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)による改正前の母子及び父子並びに募婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)において真婦招除又は寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において同<u>は</u>第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者でいないもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割)をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)で<u>あった</u>ときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

現行

(1) 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において<u>同</u>法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得に可決が進っていないもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のとおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。)を含み、訓練促進給付金及び修丁支援給付金の支給の申請に際しては、当該実帰等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得のの子の戸籍謄本並びに当該事婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

(2) 訓練促進給付金及び修丁支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦י智徐又は寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において<u>地方税法(昭和25年</u>法律第226号)第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていないない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

						Τ		· 72												■ ■	1. 記名押印	- - - 1
		п	年 月 日請者の氏名	り申請します。いずわれてものいずかれているのけること。	$\overline{}$			を受けたことが (ある			() 長	養成区分 昼間・夜間	その他()	· その色				印		竹金がある場合には、	りません。 1支給担当者が確認の_	
		等支給申請書	中 中	いので下記とより申請		子。					程	年月日 養	・保育士・理学療法士・作業療法士・その他(載 普通・当座・	пр		5°	·氏名)		引きる給付金・賃	欄を記載する必要はは 置町村の児童扶養手	
現行		高等職業訓練促進給付金等支給申請書		給付金の支給を受けた				(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)				日~ 平成・令和	野社士・保育士・理学	 口座の種類 	口座番号		ノていることを証明する。	(担当者氏名)		欄法、本給付金と同時	「⑤養成機関及び修業内容について」欄を記載する必要はありません。欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印	異はありません。
		高等職業訓	酪	高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します※ いずわかにをつ	71) 1/2 +	個人番号	-	過去に(高等職業訓練/ い)				平成・令和年月	看護師・介護福祉士			リガナ)	児童扶養手当を受給しているこ			当 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載し		その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
	5様式1		都道府県等の長	高等職業訓練促進給付金・					④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について	養成機関名	住 所	6業期間	修業に係る資格	金融機関名	D	口座名義(フリ	上記申請者は、	خ ا		給付金と同時(不利用	てください。 修業証明書等を添付する場合は、 「⑦児童扶養手当の受給の証明」	その場合、児童扶養
	周 別紙参考様式1			高等職	①氏 名 (個人番号)		2往 所	(3)過去の受	(4)本給付金(5)給付金・		⑤養成機関及	び修業内容 について			支払金融 大土金融 基語	※	の児童扶養ニャルの	チョの支給の証明	(備考)	 (注意) 1 [(4本)	てください。 2 修業証明書 3 「⑦児童挟	C#4,
改正後																						
	別紙参考様式1 (略)																					

知(1) (面)	する力は記載してくたさ B 昭和・平成・令和 月 日生 続柄		昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
期间	と生計を同じくず。	中請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		続柄	申請者の地方		統柄	申請者の地方	生年月日	続柄	申請者の地方		続柄	申請者の地方		
(裏する者の氏名等について	(個人番号) 個人番号 (個人番号) 総柄 (個人番号) 総柄	(- ⊥)	71/1/2 +	個人番号	(<u>-</u> <u>±</u>)	7J/h" +	個人番号	(- ⊥)	ታ" ተ	個人番号	(- ⊥)	7)1/2"+	個人番号	(- ±)		
(8)申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (ハーエー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(住氏票の世帯が別であっ 1氏 名 (個人番号)	住 所	2氏名(1918)	(個人奋芍)	住 所	3氏名	(個人番号)	住 所	4氏 名	(個人番号)	住 所	5氏名	(個人番号)	住 所	(備考)	

		攻正後	炎							4	光行				-
参考	高 別紙参考様式2				平成・令和	年月	周 別郷	高 別紙参考様式2					平成・令和	年 月	Н
		16歳以上19歳未満の招除対象扶養親族に関する申立書	象扶養親族	2関する申立	丰山				16歳以上19歳未満の招除対象扶養親族に関する申立書	歳末満の控系	対象扶養親族	に関する申立	#1		
都道	都道府県等の長殿							都道府県等の長	殿						
				田 山	住所 氏名							田 田	住所氏名		
私のにおい	所得税法上の扶着 て年齢が16歳以	私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、J	ら7月までの 3下のとおり	日が1月から7月までの間にある場合は、 について、以下のとおり申し立てます。	前々年)	の12月31日	~	私の所得税法上の こおいて年齢が1(私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から7月までの間にある場合は、 において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。	請求日が1月) た者について、	から7月までの 、以下のとおり)間にある場合)申し立てます	1社、前々年)の1 - -	12月31日	
	6歳以上19歳末	□1 6歳以上1 9歳未満の控除対象扶養親族						□16歳以上19	9 歳未満の控除対象扶養親族	族					
	71111"+	続桥		生年月日	平成・令和	年月日		71117"+		続柄		生年月日	平成・令和	年 月 日	
П	氏名							1 氏名							
	個人番号	住所(別居	(別居の場合)					個人番号		住所(別	住所 (別居の場合)				
2	フリが ナ 氏名	統		生年月日	平成・令和	年 月 日		フリがナ 2 氏名		統柄		生年月日	平成・令和	年 月 日	
	個人番号	住所。別居	(別居の場合)					個人番号		住所(別	(別居の場合)				
	フリカ・ナ	安安		4年8日	亚帝• 今新	世 田		7117.7		绘抚		4年8日	元忠, 今至	# □	
က	氏名	ASCIPT		H F 7 H	#사다 - 사 나	ς		3 氏名		AYEAY3		H 7 H H	#\ru - \ru -	Γ	
	個人番号	住所(別居	(別居の場合)					個人番号		住所(別	(別居の場合)				
_	刀がナ			生年月日	平成・令和	年 月 日		71/1/1				生年月日	平成・令和	年 月 日	
4	個人番号		 (別居の場合)							住所(別	 (児) 足の場合)				
 添け書類 ・1 6歳U	類】 類】 歳以上19歳未満	 添け書類】 ・1 6歳以上1 9歳末満の控除対象扶養親族の所得証明書						【添付書類】 ・1 6 歳以上1 9 歳末	まお満の控決対象扶養親族の所得証明書	の所得証明書					
(正徳事項) ・ 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	頃】 申立書は高等職業 11月から7月まで いて年齢が16歳 約を受けようとす 税法上の扶養親族 で死亡した場合に 配偶者以外の親族 た児童(いわゆる あなたと生計を一 前年(申請日が1 青色申告書の事業	 主意事項】 ・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年(申請目が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日において年齢が16歳以上19歳未満の所得稅法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。 ・所得稅法上の扶養親族とは、前年(申請目が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡した日)において、次のいずれにも該当する方です。 ① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された老人であると別。 ② あなたと生計を一にしている ③ 前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の所得稅法上の合計所得金額が48万円以下 ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない。 	7 支援給付金 月31日 (年 現族がいる場 のです。 までの間にあ かいずれにも 疾をいいます れた老人であ れた老人であ がない又は白	18 丁支援給付金の支給を受けよ 19 月 3 1 日 (年の途中で死亡した と養親族がいる場合に、その扶養 さめです。 7 月までの間にある場合は、前々 ⁴ 次のいずれにも該当する方です。 2 2 れた老人である は、前々年)の所得税法上の合計 けていない又は白色申告書の事業員	で死亡した場合には、その状養親族の氏名や、その状養親族の氏名や、は、前々年)の12月5で方です。 は都道府県知事から養言との合計所得金額が48 きの事業専従者でない	:する者に、前年(申請 治には、その死亡の日) の氏名や、当該給付金 の12月31日(年の 事から養育を委託され ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		(注意事項】 ・この申立書は高等職 日が1月から7月ま において年齢が167 の支給を受けようと ・所得税法上の扶養親 途中で死亡した場合 ① 配偶者以外の親 た児童 (いわゆ。 ② あなたと生計を ④ 前年 (申請日が ④ 前年 (申請日が	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	高等職業訓練 前々年)の1 得税法上の扶 記入いただく、 が1月から7、 が3親等内のす び3親等内のす こある場合は、 支払いを受け、 支払いを受け、	修丁支援給付金 2月31日 (年 2月31日 (年 ものです。 ものです。 月までの間にあ 次のいずれにも 大のいずれにも 一部をいいます された老人であ 前々年)の所 でいない又は自	50支給を受い 50途中で死亡 3分に、その担 52場合は、前 該当する方で 5 6 7 8 1 8 1 8 1 8 9 8 1 8 1 8 9 8 1 8 1 8 9 8 9	tようとする者に t.た場合には、 養親族の氏名や ix年)の12月 ix年)の12月 ir月。 計所得金額が3 計所得金額が3	、前年 (申請 その死亡の日) 、当該給付金 31日 (年の 清を委託され <u>8</u> 万円以下	

			資料6
現存	平成 27年 4 月 10日 平成 27年 4 月 10日 平成 28年 3 月 31日 一部改正 子 発 0803第 4 号 平成 30年 8 月 3 日 一部改正 子 発 1115第 2 号 平成 30年 11月 15日 一部改正 子 発 1 205第 2 号 一部改正 子 発 1 205第 2 号 令 和 元 年 1 2月 5 日 一部改正 子 発 1 2 2 5 第 2 号 令 和 元 年 1 2月 5 日 一部改正 子 発 1 2 2 5 第 2 号 令 和 2年 1 2月 2 5 目 一部改正 子 発 1 2 2 5 第 2 号 令 和 2年 1 2月 2 5 目 一部改正 子 発 2 1 5 第 5 号	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について
以正後	中 元 27年4月10日 中 成 27年4月10日 一部改正 雇 児 発 0331第19号 平 成 28年3月31日9号 平 成 28年3月31日9号 平 成 30年8月3月31日 一部改正 子 発 1115第2号号 平 成 30年11月15第2号号 平 成 30年11月15第2号号 - 部改正 子 発 1225第2号号 - 部改正 子 発 0330第6号号 - 部改正 子 発 0330第6号号 - 市政正 子 発 1225第2号号 - 市政正 子 発 1225第2号号 - 市政正 子 発 2412月25日 25日 - 市政正 子 発 3月3月35日 - 市政正 子 発 3月2月3月25日 - 市政正 子 発 3月3月3月3日 - 市政正 子 発 3年2月15日 - 市政正 子 発 ※ 第 ※ 号	都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 (公市省略)	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について

「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表

現行	標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格 支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、 本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、各都道府県和事におかれては、貴管内市(特別区を含み、指定都市及 び中核市を除く。)及び福祉事務別設置町村に対しては、貴職からこの旨周知 されるようお願いする。
改正後	標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定討聯合格支援 事業実施要綱。各定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、本事業の 適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 たお、各都道阿県知事におかれては、貴管内市(特別区を含み、指定都市及び中 核市を除く。)及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるよ うお願いする。

改正後	現 行
(別紙)	(月)班()
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱
1 目的(形)	1 目的 ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業やも、ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供、自立支援プログラムの策定、公共職業訓練の実施、資格取得を支援サービスの提供や、自立支援プログラムの策定、公共職業訓練の実施、資格取得を支援するための給付金の支給等を行ってきたところである。 しかしながら、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。 このため、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業を程度の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業を程度の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業を登立を立ている。 このため、高等学校を卒業してお客がは、中退を含む。)ひとり親家庭の規がままれている。 このため、高等学校を卒業しておまましていない。)の合格を目指す場合において、再手を組み合わせ、多こと等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することとする。 また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。
 2 給付金の種類 (1) 受講期を開始付金 受講期を開始した際に支給するものとする。 (2) 受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。 (3) 合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算し合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算し 	2 給付金の種類 (1) 受講修了時給付金 支むとする。 (2) 合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

	改正後	現行
	て2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。	
က	実施主体 (略)	3 実施主体 実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以 下「都道府県等」という。)とする。
4	英治対象者	4 支給対象者 本事業の支給対象者は、ひとり親家庭の親(母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない 男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。)及びひとり親家 庭の児童(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及 び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童)であって、次の要件の 全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒 認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。 (1)ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者は対象としない。 第6条の7の規定は適用しない。) 第6条の7の規定は適用しない。) (2)支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況 や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就 くために必要であると認められる者であること。
വ	対象講座 (略)	5 対象講座 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)とし、実施主体が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。
9	文給額等 (1) 受講開始時給付金 受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の30%に相当する額とする。ただし、その30%に相当する額が7万5千円を超える場合の支給額は7万5千円とし、4千円を超えな	6 支給額等

現 行	構のために本人 預を差し引いた 合計が10万円を 質の合計は10万円を 行わないものと(1) 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人 人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額の合計は、その40%に相当する額の合計は10万円を超えない場合 は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。行わないものとは受講修了時給付金の支給は行わないものとする。	(2) 合格時給付金 と者が受講修了 合格時給付金 合格時給付金 合格時給付金 かた費用の20% 5。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20% 15万円とする。 20%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金 20%に相当する額を支給するものとする。 20%に相当する額を支給するものとする。 20%に相当する額を支給するものとする。 (3) 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(1)の受講修了時給金 15万円とする。 (3) 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(1)の受講修了時給付金と合めとし、 0月0%を20%に、(2) の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(1) の受講修了時給合うを表するのとし、 合格時給付金 よるものとし、 合力を20%に、(2) の20%を40%に読み替えて支給するものとする。 合力を20%に、(2) の20%を40%に読み替えて支給するものとする。 合力を20%に、(2) の20%を40%に読み替えて支給するものとする。 合力を20%に	7 事前相談の実施 (1) 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望するひとり親家庭の親又 は児童からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。 (2) 当該ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するととも
改正後	 以場合は受講開が持続付金の支給は行わないものとする。 (2) 受講修了時給付金 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開が持続付金と受講修了時時給付金の合計が10万円を超える場合、受講開が持行金と受講修了時時給付金の支給額の合計は10万円を担とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。 	\$時給付金については、受講修了時給付金の支給を受け \$時給付金については、受講修了時給付金の支給を受け \$直算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場 \$1ま支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払、 \$1する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給 \$1金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、 \$2講修了時給付金及び合格時給付金のフィは、なお従前の例に \$100 [40%]の合格時給付金については、なお従前の例に \$100 [40%]と100 [40%]に読み替えて支給するものとす 200 [40%]がら(1)として支給するものとす 200 [40%]がら(1)として支給けると記(2) 200 [40%]がら(1)として支給した割合を差し引いた割 200 [40%]がら(1)として支給した割合を差し引いた割	7 事前相談の実施 (略)

	改正後	現行
		直 な 翌 庁 3 乗り 人女 4 ストレント トローム 4 5 5 5 4 年 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
		る場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握するこ
		٦°
		(3) 当該ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等を聴取すると
		ともに、当該ひとり親家庭の児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に
		把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の児童の自立
		が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど、受講
		の必要性について十分把握すること。
		(4) 高卒認定試験が毎年8月と11月に行われることを当該ひとり親家庭の
		親又は児童に伝え、受講開始時期や受験する時期等について計画を持って
		取り組むことができるようにすること。
		(5) 試験合格までには、様々な課題が生じてくることも想定されることか
		ら、本事業の実施自治体が母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施
		している場合には、受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業
		支援、各種雇用関係助成金等のメニューを適切に組み合わせて支援できる
		よう、母子・父子自立支援プログラムを策定して、ひとり親家庭に対して、
		寄り添い型の支援を行うことを提案すること。
		(6) 本事業の実施自治体が学習支援ボランティア事業を実施している場合
		には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を効果的なも
		のとするため、本事業の実施とともに学習支援ボランティア事業において
		学習の進め方や助言を受けるよう提案すること。
		(7) 当該ひとり親家庭の親又は児童が受講開始時に入学金や受講料を支払
		うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金又は
		修業資金等を紹介すること。
		(8) 支援対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日か
		ら起算して2年を経過し、本事業の合格時給付金の支給対象とはなり得な
		い場合であっても、引き続き高卒認定試験を受験することによって、高卒
		認定試験の合格者になることは可能であり、ひとり親家庭の自立に資する
		ものの一手段である旨、支援対象者に伝えること。
C	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	
∞	文結数件07番鱼、対教調坐07周足等に割りつ于続き (略)	8 交給安件の番鱼、刈炙調坐り指足等に割りる手続き (1) 受給要件の審査、対象講座の指定

九 1.
本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について明確を支援されていたの報会院は英学技技業和研測を実験へ抜き場
ンパスが救多の様々としててが教をは司寺子は守来恒安部とが終って大後事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)
を提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければなら
んなん。
(2) 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審
査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。
(3) 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひ
とり親家庭の親に通知しなければならない。なお、当該ひとり親家庭の親
又は児童に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「ひとり親
家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」
以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該ひとり親家庭の
親又は児童に通知すること。
(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類
受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。
ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略
して差し支えないこと。
ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯
全員の住民票の写し
イ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり
親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月まで
の間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1
月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所
得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70
歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び
数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法
(昭和40年法律第33号) に規定する控除対象扶養親族 (19歳未満の者
に限る)がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかに
することができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額
についての市町村長の証明書を含む。)
(3) '文碑》) 《家碑)生怕 作用 请告 《 次 口 場 以

故正後	現存
	本給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日 以前に提出しなければならない。 (6) 受給要件の審査方法 受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門 家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その
	緊急性や必要性について考慮して判定すること。 (7) 受給要件の審査に係る留意事項 原則として、過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。
	(8) 対象講座について ア 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対 象とする講座が、当該ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験に合 格するために適当であるかも含め審査を行うこと。 また、必要に応じて講座の変更を助言するなど的確な支援を行うも
	のとする。 イ 本給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け 一部の試験科目に合格しているなど高卒認定試験の試験科目の免除 を受けられる場合には、必要最小限の科目についての受講となるよう に助言するなど適切な支援を行うものとする。
受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等 (1) 受講開始時給付金 ア 支給申請	9 受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等
受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した後に、都道所県等の長に対して、別紙参考様式3「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)を提出すること。 支給申請後の都道所県等の対応	
都国作用等は、当該のとり和多姓の和入は北近里が又結安件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。 都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひと	

り親家庭の親又は児童に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。	
ウ 文給申請の期限 受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して30日以内	
<u>に行わなければならない。</u> たが1 みかを得わい重由が歩く場合には この限りでけない	
(文·)	
支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。	
<u>ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省</u> 酸キギストレリア等しますない。	
<u> </u>	
帯全員の住民票の写し	
(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひ	
とり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10	
月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親家庭の親の	
前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とす	
る。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に	
規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養	
親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の	
親族(19版本1両20台により)かめら有にめってい、当該培养対象状業組体の参加によってよるとしまれまり、事権などに訪ねが生命性	
(ウ) 受講対象講座指定通知書	
(エ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した	
領収書	
(2) 受講修了時給付金	(1) 受講修了時給付金
ア 支給申請	ア 支給申請
受講修丁時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了し	受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了し
た後に、都道府県等の長に対して、支給申請書を提出すること。	して、 <u>別紙参考様式3「受講修了</u> 店、ファール・エー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ
	金・合格時紀寸金文給中請書」(以下「文給申請書」という。)を提出ホストレ

改正後	現行
イ 支給申請後の都道府県等の対応 都道府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当し	イ 支給申請後の都道府県等の対応 都首府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当し
ているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。	ているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。
都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひと	都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひ
り親家庭の親又は児童に通知しなければならない。なお、支給決定を行	とり親家庭の親又は児童に通知しなければならない。なお、支給決定
った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に囲知すること。 	を行った場合には、文統領を算にし、合わせてこれを本人に通知する「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ウー支給申請の期限	ー こ。 ウ 支給申請の期限
受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内	受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内
に行わなければならない。	に行わなければならない。
ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。	ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
エー支給申請の派付書類等	エ 支給申請の旅付書類等
支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。	支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならな
ただし、公簿等によって確認することができる場合は、旅付書類を省	٧٠/
略させることとして差し支えない。	ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を
	省略させることとして差し支えない。
(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世	(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び
帯全員の住民票の写し	世帯全員の住民票の写し
(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひ	(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひ)
とり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10	とり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から
月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親家庭の親の	10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親家庭の
前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とす	親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の
る。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に	額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所
規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養	得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び
親族の有無及ひ数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の	特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を
証明書 (所得税法 (昭和40年法律第33号) に規定する控除対象扶養	含む。)の証明書 (所得税法 (昭和40年法律第33号) に規定する
親族 (19歳未満の者に限る) がある者にあっては、当該控除対象扶	控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあっては、
養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶	当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及
養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)	び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長
	の証明書を含む。)
(ウ) 受講対象講座指定通知書	(ウ) 受講対象講座指定通知書
(1) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の	(1) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者

改正後	現行
受講の修了を認定する受講修了証明書 (オ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した	の受講の修了を認定する受講修了証明書 (オ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した
領収書	領収書 (利)
(3) 合格時給付金	(2) 合格時給付金
ア 支給申請	アを始申請
合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証	合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証
書が送付された後に、都道府県等の長に対して、支給申請書を提出する	書が送付された後に、都道府県等の長に対して、支給申請書を提出す
))	るとら
イ 支給申請後の都道府県等の対応	イ 支給申請後の都道府県等の対応
都道府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当し	都道府県等は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当し
ているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。	ているかを調査し、速やかいて支給の可否を決定しなければならない。
都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひと	都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひ
り親家庭の親に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合	とり親家庭の親に通知しなければならない。なお、支給決定を行った
には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。	場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。
ウ 支給申請の期限	ウ支給申請の期限
合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起	合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起
算して40日以内に行わなければならない。	算して40日以内に行わなければならない。
ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。	ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
エー支給申請の添付書類等	エ 支給申請の添付書類等
支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。	支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならな
ただし、公簿等によって確認することができる場合は、孫付書類を省	٠,٧
略させることとして差し支えない。	ただし、公簿等によって確認することができる場合は、孫付書類を
(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世	省略させることとして差し支えない。
帯全員の住民票の写し	(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び
(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひ)	世帯全員の住民票の写し
とり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10	(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひ
月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親家庭の親の	とり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から
前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とす	10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親家庭の
る。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に	親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の
規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養	額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所
親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の	得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び
証明書 (所得税法 (昭和40年法律第33号) に規定する控除対象扶養	特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を

	改正後	現行
	親族(19歳未満の者に限る)がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)(ウ)受講対象講座指定通知書(コ)文部科学省が発行する合格証書の写し	含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する 控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあっては、 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及 び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長 の証明書を含む。) (ウ)受講対象講座指定通知書 (エ)文部科学省が発行する合格証書の写し
10~12 (略)		10 留意事項 本事業により、高卒認定試験に合格した者については、母子家庭等就業・自 立支援センター事業や高等職業訓練促進給付金等事業等の就業支援等を行う など、引き続きひとり親家庭の親の自立を促す取組を行うこと。
		11 周知・広報等 (1) 都道府県等においては、本制度について周知・広報を行い、必要な情報 提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、 必要に応じて受講勧奨を行うなど、ひとり親家庭の親又は児童の就業を支 援すること。 (2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の発行を行う受講施設の協力 が不可欠であり、本事業について受講施設が必要な情報については、積極 的に提供すること。
		12 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。
13 経過措置受講対象講を開発を開放を開発を開発が付金申ない適用対象 (事業226号) 第 をしていない	13 経過措置 受講対象講座指定申請、受講開始時給付金申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25年注律第226号)第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを	13 経過措置 受講対象講座指定申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によら

現 行	ないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同与イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と雕婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「精励によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み権法、場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同姓第34条第1項第場号に規定する理験を受ける者をいう。)であるときは、当該対象者の子の戸籍籍本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事業を明らかにする書類を添付することとする。
故正後	「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み 替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をい う。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に 税の。)及び同項第12号中「妻と死別し、者しくは妻と離婚した後婚姻をしてい ない者又は妻の生死の明らかでない者で定めるもの」とあるのを「婚姻に よらないで父となった男子でかつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた 場合においで父となった男子でかって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた 場合に対する経験を受ける者をいう。)であるときは、当該対象者の子の戸籍謄 み及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額役を記明する書類等、当該事実を 明らかにする書類を添付することとする。

777 dain P. F.	
以上後	况 仁
高 別紙参考様式1	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定申請書	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定申請書
平成・令和年月日	平成・令和年月
都道府県等の長 殿 申請者の氏名	都道府県等の長 殿 申 請 者 の 氏 名
下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を 申請します。	下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を 申請します。
①氏名 生年 (申請者) 性年 (日請者) 日生 (東)	①氏名 生年 (申請者) (申請者) 日生(歳)
②児童の氏名 生年 昭和・平成・令和 年 受講者が児童の場合 月日 月日 日生(歳	②児童の氏名 生年 受講者が児童の場合 月日 月日 月生(高)
(〒 -) 電話() 1 ((〒 -) ③住所 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
④受講施設の名称	④受講施設の名称
⑥受講科目 1 2 3 4 6 5 6 7 8	⑥受講科目 5 6 7 8
①試験を免除できる利目	①試験を免除でき分割
®受講期間 平成・令和 年 月 日	
③所要費用 入学料 円、受講料 円 合計額 円 (予定) (予定)	
⑩過去の受給の有 過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない。無	(1)過去の受給の有 過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが、ある・ない。 無
(1)申請者と生計を 一にする子の氏名ブガナ 一にする子の氏名生年 月日昭和・平成・令和 月日年 月日	①申請者と生計を 一にする子の氏名 1月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
等 (日)	等
(注8参照) 申請者の地方税上の扶養親族に該当する・しない。	(注8参照) 申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。
⑩児童扶養手当の上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。受給の証明(担当者氏名)印	⑩児童扶養手当の 上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。受給の証明(担当者氏名)印
(備考)	(備考)

現行	(注意) 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料(希望により行われる講座や希望により提供される教材 等に要する費用を除きます。以下同じです。) 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは入学科及び受講料の合計権の2割相当額(10万円を限度)です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学科及び受講料の合計権の2割相当額(受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは入学科及び受講料の合計権の2割相当額(受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。また、合格時給 (全講修了時給できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高存認定試験で一部科目に合格している 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高存認定試験で一部科目に合格している 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高存認定試験で一部科目に合格している 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高存認定試験で一部科目に合格している 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高存認定試験で一部科目に合格している 5 所要費用については、標準的な金質を影により、受講修了後に受講施設とり正的対し金額に基づき支給報告算定することなります。 5 の要換用を計構するとは含量である。 6 受講対象講座の指定をの関係が、投びたではない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父をなり、現に婚姻(※)をしていない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父をなり、現に婚姻(※)をしていない。 (2) 原は(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 (2) 原は(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 (2) 原は(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 (3) 原は(※)によらないで母又は父となり、現じ婚姻(※)をしていない。 (4) 回じ監仗養手当の受給の証例」欄は、都道所見、市及が福祉事務所設置所付の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名利用) り「⑩児監仗養手当の受給の証例」欄は、有は直接を手当に書を添付するのませ、表別によるにない。	
改正後	(注意) 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学科及び受講科(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。) 2 支給郷は、水のとおりです。 (1) 受講開が指給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計権の1割相当額(受講開が指給付金と併せて10万円を収度)です。 (2) 受講解に可給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計権の1割相当額(受講開が指給付金と併せて10万円を収度)です。 (3) また、合格等給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計権の1割相当額(受講開が指給付金と併せて10万円を収度)です。 (3) また、合格等給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計権の1割相当額(受講開が指給付金と併せて10万円を収度)です。 (3) また、合格等給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計権の1割相当額(受講開が指給付金と併せて10万円を収度)です。 (3) また、合格等給付金で入場の対象となるのは入学料及び受講料の合計権の2事件がで通知します。 有いるととなります。 「所要費用については、標準的な金額であり、受講即始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 「所要費用については、標準的な金額であり、受講即始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定する。 「所要費用については、標準的な名称を受ける際には、あらためて「ひとり類実施高等学校本業制度認定試験を格支援事業給付金支給額とは、あられていていては、ありまでは、ありまが全に表していている場合に記載してください。 (1) 現に扶養する2の歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。 (2) 極知(※)には、何は養未満の児童とい、現と婚姻(※)としていない。 ((※)に対しの民族・日からの意別、欄に、市及が経址書務の設置の対し、から、生計を一にする子がいる場合に記載してください。 ((※)に対しの民族・手当の受給の説明)欄は、結道的に乗れる必要は必要にでいない。) ((※)に対しの民族・手当の会給の説明)欄は、結道的に乗れる必要は必要にでいない。)とは対しる必要は必要にでいるとの場合、児童扶養手当記書を添けする必要はかません。	226

現 行	園 別紙参考様式2 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定通知書	①氏名 中請者) 生年 昭和・平成・令和 年 (申請者) 月日 月日 日生(歳) ②児童の氏名 一 日本(歳) 日日生(歳) ③性所 (〒 -) 1月日生(歳) ③性所 (〒 -) 電話()	(交講施設の名称
改正後	園 別紙参考様式2 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講対象講座指定通知書	①氏名 型 生年 昭和・平成・令和 年 (申請者) 月日 月日 月日(歳) ②児童の氏名 世年 昭和・平成・令和 年 (禁給が過か場) 日日(歳) ③住所 (下 -) 1月日(歳) ③住所 (下 -) 電話()	①受講他の名称 1 2 3 4 ①受講作目 5 6 7 8 ②受講期間 平成・右和 年 月 日 ~ 平成・右和 年 月 日 ③受講期間 平成・右和 年 月 日 ~ 平成・右和 年 月 日 ③受講期間 八学科 日、受講科 日 日 (予慮を免がたから過世のありましたひとり模変体高等学校卒業程度認定対験合格支援事業受講外後講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。 合和 年 月 日

現 行	(注意) 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入る数付等に要する費用を除きます。以下同じです。) 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の2割惟付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の2割惟との要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了となります。 5 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受い。	を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。
改正後	(注意) 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる講座や希望により提供される数付等に要する費用を除きます。以下同じです。) 2 支給が第に乗する費用を除きます。以下同じです。) 2 支給が第に入りてするのは、大学料及び受講料の合計権の1割相当額(受講開始時給付金と併せて10万円を限度)です。 (1) 受講開が時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計権の2割相当額(受講開始時給付金と併せて10万円を限度)です。 (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計権の2割相当額(受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて10万円を限度)です。 (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計権の2割相当額(受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。 (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計権の2割相当額(受講開始時給付金と併せて10万円を限度)です。 (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計権の2割相当額(受講開始時給付金及び受講修工を額に基づき支給 有目等です。 5 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、都道所県等にその旨を報告してください。 5 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、都道所県等にその旨を報告してください。	にこの節がを含むが合き類を行いて支給申請手続きを行うことが必要です。

現 行 周 別紙参考様式3	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 給付金支給申請書	平成・令和 年 月 日都道府県等の長 殿 申請者の氏名	受講修了時給付金 合格時給付金 ※いず沈かに〇をつけること。	①氏名 生年 (申請者) 日日日(歳)	②児童の氏名 四和・平成・令和 年 受講者が児童の場合) 月日 月日 月日 日生(歳)	③注 所 (テー・) 電話() ー	④受講施設名称	⑥受講科目1234⑤受講科目5678⑦試験を免除できる78	科目 平成・令和 年 月 日 本 平成・令和 年 月 日 (受講期間 (受講開始日)	③所要費用 入学料 円 合計額 円	金融機関名 □座の種類 普通・当座・その他	⑩希望する支払金融 文店名 機関 □ 应を (フリガナ)	子の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の	(注5参照) 申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。	①児童扶養手当を受給していることを証明する。 給の証明 (備考)
成止後 周 JMK参考様式3	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書	平成・令和 年 月 日 都道府県等の長 殿 申請者の氏名	<u>受講開始時給付金</u> 受講修了時給付金 合格時給付金 ※いずれかは○をつけること。	D.E. 名 Thin the state of t	②児童の氏名 四和・平成・令和 年 (受講者が児童の場合) 月日 日生(歳)	③性所 (下・・)	(3) (国際大学業施設名称(3) (国際大学業施設名称(4) (日本大学業施設名称(5) (日本大学業施設名称	⑥受講科目1234①試験を免除できる78	科目 平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日 日 日 日 (受講開始日)	日、受講料 日 合計額 円	金融機関名 普通・当座・その他	⑩希望する支払金融 支店名 口座番号 (1) 機関 「「「「「「」」」」 (2)	(アグア) 生年 昭和・平成・令和 年 月日 月日 月日 月日 10年 (歳) 10分場合)	(注5参照) 申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。	⑩児童扶養手当の受 上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 給の証明 (担当者氏名) (備考)

故正後	(注意) 1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。 2 合格時給付金の支給申請期間は、会構配書に記載されている日付から起算して40日以内です。 3 合格時給付金の支給申請によらける所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。 い。 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高本認定試験で一部科目に合格している科目等です。	
改正後	(注意) 1 受講問が結合をび受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。 2 受講問が結合をひ支給申請場における所要費用については、入学料のみ記入してください。 3 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。 4 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してくださり。 5 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。 5 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。 (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。 (※) 民生(明治29年注集第89号)上の婚姻をいう。) (※) 民生(明治29年注集第89号)上の婚姻をいう。) 2 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道所具、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。	230

					具件 /
即以正利日內京教	雇 児 発 0331第 5 号 平 成 26年 3 月 31日 一部改正 雇 児 発 0930第 2 号 平 成 26年 9 月 30日 平 成 26年 9 月 30日 平 成 28年 3 月 31日 平 成 28年 3 月 31日	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核 市市 長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(公司・省略)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について	標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。なお、貴管内市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。
このこう物外庭 でからロジュスなりこのがおけられてもの知に手来が大利にこうが、こうり 改正後	雇 児 発 0 3 3 1 第 5 号 平 成 2 6 年 3 月 3 1 目 一部改正 雇 児 発 0 9 3 0 第 2 号 平 成 2 6 年 9 月 3 0 目 一部改正 雇 児 発 0 3 3 1 第 1 7 号 平 成 2 8 年 3 月 3 1 目 平 成 2 8 年 3 月 3 1 目 六 市 大 大 発 ※ 第 ※ 号 六 市 4 年 ※ 月 ※ 目	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(公司の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について	標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、貴管内市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

改正後	現行
(月)班((別紙)
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱
1 目的 ひとり親家庭の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身や子ども の年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲 等により多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もある ため、こうした個別のニーズに対応できる支援メニューが必要であるとともに、 それらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談・支援が重要である。 とりわけ、ひとり親、特に母子家庭の母は、就業率は8割以上と高いものの、 子育ての負担や裁業経験、職業能力の不足などにより賃金水準の低いパート・アルバイト等で働く者が多く、ひとり親家庭の貸困率が高いことの背景ともなって おり、転職やキャリアアップの支援が重要である。 他力で、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応必要な指導や支援を行うこととされているが、相談の幅が広い上に足童扶養手当や貸付金の事務手続に追われ、相談需要に応え切れず、かつ、窓口体制が十分ではないため、 各種支援施策が十分には用されていない現状にある。また、ひとり親家庭の相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。また、ひとり親家庭の和談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。 このような状況に対応するため、地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「 忠美支援専門員」を回置し、就業支援の専門地と体制を確保するとともに、母子、父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談が応ぐ行える 体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。また、多くのひとり親が行政機関を訪れる児童扶養・当の現況届の時期等に合わせて、ひとり親家庭が始える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、支援を必要とするひとり親を適切な支援を本課題について相談できる集中相談事業を実施し、支援を必要とするひとり親を適切な支援メニューにつなげられるようにすることを目的とする。	1 目的 ひとり親家庭の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援メニューが必要であるとともに、それらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談・支援が重要である。 とりわけ、ひとり親、特に母子家庭の母は、就業率は8割以上と高いものの、子育での負担や就業経験、職業能力の不足などにより賃金水準の低いパート・アルバイト等で働く者が多く、ひとり親家庭の債は率が高いことの背景ともなっており、転職やキャリアアップの支援が重要である。 他方で、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の債をな相談に応じ必要な指導や支援を行うこととされているが、相談の幅が広い上に児童扶養手当や貸付金の事務手続に追われ、相談需要に応え切れて、かつ、窓口体制が十分ではないため、各種支援施策が十分に活用されていない現状にある。また、ひとり親家庭の機は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、ひとり親家庭の規は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、ひとり親家庭の規は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、ひとり親家を向り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とするともに、母子・父子自立支援信制を構築・強化することを目的とするともに、多くのひとり親が行政機関を訪れる児童扶養手当の現況届の時期等に合わせて、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談書を実施し、支援を必要とするひとり親を適切な支援メニューにつなげられるようにすることを目的とする。
2 実施主体	2 実施主体

現 行	十七世田1月1月12年 千世紀ヶ日 (・*女・女上1日末) 十二日1日末2年 で十八十年日
改正後	中本十年 本学中国 十一年日日子・今キ。 ロッジョン 中7分回の四四十十一八十二

実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下「都道府県等」という。)とする。

なお、実施主体は、本事業を社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、 NPO法人等に委託することができる。

3 支援対象

支援対象は、母子家庭及び父子家庭等(配偶者の暴力により子を伴って避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下「支援対象者」という。)とする。

4 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

(1)就業支援専門員配置等事業

ア 実施方針

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親家庭への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することを基本とする。しかし、ひとり親家庭の支援ニーズや支援に関わる行政機関、児童福祉施設、母子・父子福祉団体、NPO法人などの社会資源の在り方は地域によって多様であるため、地域の実情に応じて、相談窓口の支援体制の在り方な検討し、就業を軸とした的確な支援を提供できる窓口に配置すること。例えば、ひとり親家庭への相談窓口を、福祉事務所だけでなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。

なお、ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談の実施やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。

就業支援専門員の業務

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等(①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等)を専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の

実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下「都道府県等」という。)とする。

なお、実施主体は、本事業を社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、 NPO法人等に委託することができる。

支援対象

支援対象は、母子家庭及び父子家庭等(配偶者の暴力により子を伴って避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により 離婚の届出を行っていない者等を含む。以下「支援対象者」という。)とする。

事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

(1)就業支援専門員配置等事業

ア 実施方針

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親家庭への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することを基本とする。しかし、ひとり親家庭の支援ニーズや支援に関わる行政機関、児童福祉施設、母子・父子福祉団体、NPO法人などの社会資源の在り方は地域によって多様であるため、地域の実情に応じて、相談窓口の支援体制の在り方を検討し、就業を軸とした的確な支援を提供できる窓口に配置すること。例えば、ひとり親家庭への相談窓口を、福祉事務所だけでなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。

なお、ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談の実施やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。

就業支援専門員の業務

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等(①教育訓練、求職活動に関する助言・指導、 各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、 ③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等)を 専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の

行

事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握した上で、就職、転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言、指導を行うこと。

7 支援の目標と方法

パート・アルバイト等の不安定な就業形態のひとり親に対しては、転職やキャリアアップなどによる、より好条件の就業の実現を目標とし、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目標とすることが想定される。

具体的には、例えば、次のような方法により、支援を行うことが想定され

① 様々な機会を捉えた支援ニーズの把握

支援対象者からの申し出による相談に応じるだけでなく、児童扶養手当や離野の手続の際などに、行政との接点を捉え、ひとり親に積極的に働きなけるなどにより、潜在している支援のニーズを引き出すことにも努めるアン

各種の就業支援策の活用

就業支援専門員は、支援対象者の状況(本人の生活・健康、就業・修学、子育て、収入、子どもや学校の状況等)を把握した上で、それぞれの課題を整理し、支援対象者に適した支援策を組み合わせて支援を行うこと。 具体的な支援としては、母子家庭等就業・自立支援センター事業、自立支援給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、マザーズハローワーク等の事業が考えられる。

その際、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関への同行支援も積極的に行うこと。また、母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策度等、他の機関の担当者と情報を共有し、チーム支援を積極的に行うこと。

)継続的な支援の実施

就業支援専門員は、支援対象者の状況やその変化、支援の進捗状況等について記録しておき、支援対象者の就業意欲を維持するよう継続的に支援を行うこと。また、適宜、支援対象者の状況に応じて支援内容の見直しを行うこと。

また、就業後も支援対象者から相談があった場合には、継続して相談に

事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握した上で、就職、転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言、指導を行うこと。

支援の目標と方法

パート・アルバイト等の不安定な就業形態のひとり親に対しては、転職やキャリアアップなどによる、より好条件の就業の実現を目標とし、働いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目標とすることが想定される。

具体的には、例えば、次のような方法により、支援を行うことが想定される。

① 様々な機会を捉えた支援ニーズの把握

支援対象者からの申し出による相談に応じるだけでなく、児童扶養手当や離婚の手続の際などに、行政との接点を捉え、ひとり親に積極的に働きかけるなどにより、潜在している支援のニーズを引き出すことにも努めること。

② 各種の就業支援策の活用

就業支援専門員は、支援対象者の状況 (本人の生活・健康、就業・修学、子育て、収入、子どもや学校の状況等) を把握した上で、それぞれの課題を整理し、支援対象者に適した支援策を組み合わせて支援を行うこと。

具体的な支援としては、母子家庭等就業・自立支援センター事業、自立支援給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、マザーズハローワーク等の事業が考えられる。

その際、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関への同行支援も積極的に行うこと。また、母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員等、他の機関の担当者と情報を共有し、チーム支援を積極的に行うこと。

③ 継続的な支援の実施

就業支援専門員は、支援対象者の状況やその変化、支援の進捗状況等について記録しておき、支援対象者の就業意欲を維持するよう継続的に支援を行うこと。また、適宜、支援対象者の状況に応じて支援内容の見直しを行うこと。

行 改正後

応じ、フォローできるようにすること。なお、関係記録については適正に 管理・保存し、個人情報の取扱いには十分留意すること。

- エ 地域の関係機関などとの連携の強化
- 就業支援専門員は、その職務を行うに当たって、ハローワーク等、母子・父子福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

特に、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家 産等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的沿連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を行い、必要に応じ、関係機関や関係窓口等との情報共有、連絡調整を図ること。

また、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体等と定期的に会する場を設け、ひとり親家庭支援施策等の広報啓発を行うことなど、子育てと両立しやすい求人の拡大を目指す取組を行うことも望ましい。

オ ひとり親家庭への支援施策の周知

メール、ウェブサイト、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス) などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方 法を活用して、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行う。ひ とり親家の多くは、仕事や育児のために相談窓口を直接訪れる機会が限られ ていると考えられるため、このようなひとり親も相談できるようメールでの 相談、相談の予約等、インターネットメディアを活用した支援施策の実施に 努めること。

また、国において作成したひとり親家庭の相談窓口の愛称やロゴマークを 債極的に活用し、ひとり親家庭の相談窓口の周知を図ることにより、相談窓 ロへのアクセスの向上に努めること。

- (2) 集中相談事業
- . 実施方針

支援を必要とするひとり親家庭を行政の支援に確実につなげるためには、行政機関を訪れる機会が少ない者であっても児童扶養手当の現況届の時期等に、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設けることが必要である。

また、就業後も支援対象者から相談があった場合には、継続して相談に応じ、フォローできるようにすること。なお、関係記録については適正に管理・保存し、個人情報の取扱いには十分留意すること。

- エ 地域の関係機関などとの連携の強化
- 就業支援専門員は、その職務を行うに当たって、ハローワーク等、母子・父子福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

特に、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を行い、必要に応じ、関係機関や関係窓口等との情報共有、連絡調整を図ること。

また、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体等と定期的に会する場を設け、ひとり親家庭支援施策等の広報啓発を行うことなど、子育てと両立しやすい求人の拡大を目指す取組を行うことも望ましい。

- ひとり親家庭への支援施策の周知

メール、ウェブサイト、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方法を活用して、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行う。ひとり親家の多くは、仕事や育児のために相談窓口を直接訪れる機会が限られていると考えられるため、このようなひとり親も相談できるようメールでの相談、相談の予約等、インターネットメディアを活用した支援施策の実施に努めること。

また、国において作成したひとり親家庭の相談窓口の愛称やロゴマークを積極的に活用し、ひとり親家庭の相談窓口の周知を図ることにより、相談窓口へのアクセスの向上に努めること。

- (2) 集中相談事業
- ア 実施方針

支援を必要とするひとり親家庭を行政の支援に確実につなげるためには、行政機関を訪れる機会が少ない者であっても児童扶養手当の現況届の時期等に、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設けることが必要である。

現 行	
改正後	

このため、現況届の提出窓口、あるいは十分なスペースを確保できる会議室などに、弁護士、ハローワーク職員、公営住宅担当部局職員、保育所担当部局職員、教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所の職員、子育て世代包括支援センターの職員、NPO法人・社会福祉法人の職員等を配置し、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題に対応できる集中相談体制を整えること。

支援の目標と方法

集中相談事業においては、支援が必要であるにもかかわらず、行政の支援が受けられていないひとり親家庭を行政の相談窓口に繋ぐことに重点を置き、集中相談事業以後も、ひとり親家庭の相談窓口において、相談支援を継続して実施できるようにすること。

地域の関係機関などとの連携強化

集中相談事業を実施することにより、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携を図りやすくなると考えられるため、集中相談事業終了後も、関係機関との連携の強化に引き続き努めること。

(3) 相談支援体制強化事業

事業内

ひとり親家庭に対する相談支援を行うにあたり、相談者の支援ニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った適確な支援に繋げることを可能とするため、各自治体の実情に応じて以下の支援を行い、相談支援体制の

弁護士等による相談対応支援

相談支援を行う職員(以下「母子・父子自立支援員等」という。)が、ひとり親家庭の相談内容に応じて弁護士や臨床心理士等の専門職種(以下「弁護士等」という。)からの助言、指導(以下「助言等」という。)を受けながら相談支援を行うことができるよう、弁護士等の配置や必要な時に弁護士等から適切な助言等を受けられる体制を整備する。

/ 補助職員配置支援

- <u>田子・父子自立支援員等が業務を行う上で、相談支援に重点を置いて業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務(以下「その他業務</u>」という。)を実施するに当たり、母子・父子自立支援員等を補助す

このため、現況届の提出窓口、あるいは十分なスペースを確保できる会議室などに、弁護士、ハローワーク職員、公営住宅担当部局職員、保育所担当部局職員、教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所の職員、子育で世代包括支援センターの職員、NPO法人・社会福祉法人の職員等を配置し、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題

支援の目標と方法

こ対応できる集中相談体制を整えること。

集中相談事業においては、支援が必要であるにもかかわらず、行政の支援が受けられていないひとり親家庭を行政の相談窓口に繋ぐことに重点を置き、集中相談事業以後も、ひとり親家庭の相談窓口において、相談支援を継続して実施できるようにすること。

地域の関係機関などとの連携強化

集中相談事業を実施することにより、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携を図りやすくなると考えられるため、集中相談事業終了後も、関係機関との連携の強化に引き続き努めること。

(新規)

現行		5 就業支援専門員について (1) 就業支援専門員の選定 就業支援専門員には、就業支援に関する専門的知識を有する者を選定す る。具体的には、民間の職業紹介会社や安定所において職業紹介、キャリア ・コンサルティングなどの実務経験を有する者のほか、企業の人事・労務担 当経験者や、教育機関、若者の自立支援を行う団体での支援経験などが考え
改正後	 立程を配置する。 立間・休日幼芯支援 平日の日中に就業等により相談支援を受けることができないひとり親家庭の相談ニーズに対応するため、通常の相談窓口開所時間外のひとり親家庭の相談ニーズに対応するため、通常の相談窓口開所時間外のひとり親家庭が利用しやすい時間帯に相談支援を行う体制を整備する。 (ア) 夜間幼芯支援 平日の相談窓口開所時間外(夜間)に相談支援を行う。 (イ) 休日幼芯支援 休日に相談支援を行うに当たっては、①ウ(イ)の休日幼芯支援 は一般な人を作うに当たっては、①ウ(イ)の休日幼芯支援 に加え、その他の支援と組み合わせて実施することを基本とするが、各自治体の実情に応じて必要となる相談支援体制の強化を図ること。 ・ 弁護士等による相談が立た接を行うに当たっては、助言等を受ける弁護工等については、助言等を必要とする内容に応じて、職種にかかわらす市町村が適当と認めた者からの助言等を受けられるようにすること。 ・ 有助職員配置支援を行うに当たっては、母子・父子自立支援員等が本来行う業務の代替職員として配置するものではなく、あくまで母子・公子自立支援員等の相談支援と行うに当たっては、母子・父子自立支援員等が本来行う業務の代替職員として配置するものではなく、あくまで母子・公子自立支援員等の相談支援に当たっては、母子・公子自立支援員等の相談と接を行うに当たっては、母母は一体日対応支援を行うに当たっては、母母が大き日数、時間については、を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、春日治体の実情に応じて設定すると。。 	5 就業支援専門員について (1) 就業支援専門員の選定 就業支援専門員には、就業支援に関する専門的知識を有する者を選定する。 具体的には、民間の職業紹介会社や安定所において職業紹介、キャリア・コン サルティングなどの実務経験を有する者のほか、企業の人事・労務担当経験者 や、教育機関、若者の自立支援を行う団体での支援経験などが考えられるが、

現行	られるが、こうした多様な場での経験を有する者の中から関係機関から協力を得るなどして適任者を各自治体において公正に選定すること。	(2) 就業支援専門員の兼務について 就業支援専門員は専任とすることを原則とし、母子・父子自立支援員との 兼務はできないものとする。ただし、地域の実情に応じて母子・父子自立支 援プログラム策定事業のプログラム策定員や生活保護の就労支援員等との 兼務は可能とするが、その場合には、それぞれの業務の分量等に応じて費用 の分担を行うこと。	6 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。	
故正後	こうした多様な場での経験を有する者の中から関係機関から協力を得るなどして適任者を各自治体において公正に選定すること。	(2) 就業支援専門員の兼務について 就業支援専門員は専任とすることを原則とし、母子・父子自立支援員との兼 務はできないものとする。ただし、地域の実情に応じて、母子・父子自立支援 プログラム策定事業のプログラム策定員、生活保護の就労支援員や4(3)相 <u>談支援体制強化事業の実施に係る職員</u> 等との兼務は可能とするが、その場合に は、それぞれの業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。	6 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する ものとする。	

子 発 ※ 第 ※ 号令哲※年※月※日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長(公)日 省 略)

婦人保護施設における民間団体との連携強化のための職員配置について

婦人保護施設と若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体が連携して困難な問題を抱える女性への支援を行うため、婦人保護施設における民間団体との連携強化のための職員配置について、次のとおり実施方法を定め、令和4年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 245 条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

第1 趣 『

女性が抱える困難な問題が多様化・複合化、複雑化する中で、婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化しつ、婦人保護施設と民間団体が連携して困難な問題を抱える女性への支援を行うため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は連携強化のための心理療法担当職員(以下「民間団体支援専門員等」という。)を配置し、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体における支援に対して助言・指導を行うとともに、民間団体支援専門員等が民間団体による支援にも参画することで、困難な問題を抱える女性への支援の強化を図ることを目的とする。

第2 対象施設等

別に定める「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」(以下「配置基準」という。)を満たしており、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に民間団体支援専門員等を配置する婦人保護施設とする。

第3 職員の配置人数

上記の対象施設のうち、連携して支援を実施する民間団体が、施設所在地と同一又は近隣の都道府県内に1団体以上ある婦人保護施設については、民間団体支援専門員又は連携強化のための心理療法担当職員のいずれか1名の職員を配置することができることとする

第4 職員の業務等

1 民間団体支援専門員

婦人保護施設において、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族等に対する 自立のための支援に従事し、そこで培った専門性やノウハウを活かして、民間団体が 困難な問題を抱える女性に対して行う相談対応や自立支援等の実施方法について助 言・指導を行うほか、民間団体が行う支援に参画した上で実践的な指導を行う。

2 連携強化のための心理療法担当職員

婦人保護施設において、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族等に対する 心理面接や心理療法等に従事し、そこで培った専門性やノウハウを活かして、民間団 体が行う心理的なケアを特に必要とする者に対する支援の実施方法について助言・指 導を行うほか、民間団体が行う支援に参画した上で実践的な指導を行う。

第5 職員の資格等

民間団体支援専門員

婦人保護事業又は社会福祉事業に従事した経験がある者又は社会的信望、婦人保護事業に対する理解がある者であって、民間団体に対する助言・指導等を行うことが適当と都道府県が認めた者であること。

2 連携強化のための心理療法担当職員

以下の①及び②を満たす者であること。

- ① 大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであって個人及び集団 心理療法の技術を有する者又はこれと同程度と都道府県が認めた者であること。
 - ② 婦人保護事業又は社会福祉事業に従事した経験がある者又は社会的信望、婦人保護事業に対する理解がある者であって、民間団体に対する助言・指導等を行うことが適当と都道府県が認めた者であること。

第6 事業の実施にかかる留意事項

- 1 同一の民間団体に対して同時に複数の婦人保護施設の民間団体支援専門員等による 助言・指導が行われることがないよう、民間団体支援専門員等を配置する際には、事 前に連携先の民間団体と調整を行うこと。
- 2 連携強化のための心理療法担当職員については、「婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について」(平成14年5月30日付け雇児発第053007号。以下「平成14年通知」という。)に基づく心理療法担当職員とは別に、1名配置するものとする。なお、平成14年通知に基づく心理療法担当職員を配置していない施設においても、連携強化のための心理療法担当職員を配置することができることとする。
- 3 連携強化のための心理療法担当職員を配置する婦人保護施設には、心理療法を行う専用の部屋及び必要な設備を有することが望ましいこと。
 - 4.125 Jina (1907年) ないでは、よいで、このでは、現場のでは、これには、1908年) 1.15 Jina (1908年) 1.15 Jina (19
 - 5 婦人保護施設長は、民間団体支援専門員等から民間団体と連携した支援の実施状況

について適宜報告を受け、民間団体支援専門員等の活動が円滑に行われるよう、必要 に応じて民間団体の代表者、支援者等との協議等を行うこと。

6 民間団体支援専門員等は、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、民間団体との情報の共有に努めること。

また、婦人保護施設長は、民間団体支援専門員等が、民間団体と連携した支援において知り得た情報を漏らすことがないよう、民間団体の代表者等と協議した上で、民間団体支援専門員等に対して個人情報の取扱いに関する守秘義務を課すこと。

第7 経費

この民間団体支援専門員等の配置に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第 0129001 号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要網」によるものとする。

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

響		揾		闲	\prec	(1)		(2)		(2)		
쁿	畑			桊	\prec	(1)	3	(1)	3	(1)	3	
米		兼		+1	\prec		П		П		П	
#		難		带	\prec		П		П		П	
蒞		漕		100	\prec		2		П		∞	
刑	紐	猫	翀	100	\prec		ı		1		П	
#		務		100	\prec		1		2		2	
施		誤		単	\prec		1		1		1	
総				赘	\prec		6		10		17	
聯		/	1 1 1	収 被定員			50人以下		$51 \sim 100$		長期入所施設	

子 発 ※ 第 ※ 告令和※年※月※日

都道府県知事各 市 町 村 長 殿特 別 区 長

厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

民間団体支援強化・推進事業の実施について

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現状を踏まえ、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和4年4月1

日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いす

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 245 条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

民間団体支援強化・推進事業実施要綱

1 日 1

民間団体支援強化・推進事業は、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進し、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市区町村(以下「都道府県等」という。)とする。

3 事業内容及び実施方法

原則として次の①から③の事業を行うものとする。

) 民間団体支援推進事業

都道府県等は、地域において困難な問題を抱える女性への支援を行っている特定非営利活動法人(NPO法人)、社会福祉法人等(ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「NPO法人等」という。)の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、管内地域における支援の委託等を行う対象としての適格性を判断するための検討を行う。

民間団体育成事業

都道府県等は、管内地域で困難な問題を抱える女性への支援を担うことができるNPO法人等を育成するため、NPO法人等へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施しているNPO法人等での実地訓練、その他NPO法人等の育成に資する取組みを行う。なお、アドバイザーは、婦人保護事業又は社会福祉事業に従事した経験がある者又は社会的信望、婦人保護事業に対する理解がある者であって、民間団体に対する助言・指導等を行うことが適当と都道府県等が認めた者であること。

民間団体立ち上げ支援事業

都道府県等は、NPO法人等が、困難な問題を抱える女性への支援として、相談対応や自立支援の取組みを継続的に実施することができるよう、立ち上げ支援を行う。

NPO法人等が実施する相談対応については、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等による相談や、必要に応じて面談を実施するほか、アウトリーチ支援としての声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等からのその後の相談に対応する等、相談者のニー「ズに合わせた相談体制を整えるよう努めること。

また、自立支援については、累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期

間、継続的な支援が必要と判断される利用者を対象に、例えば、以下に掲げる 支援を実施する。

- ア 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関 係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- イ 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハロ ーワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ウ 生活資金を確保するための福祉サービス (生活保護等) についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- 工 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。
- オ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。

4 留意事項

3③の民間団体立ち上げ支援事業について、若年被害女性等支援事業の対象となる事業については、本事業の補助対象外となる。

5 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に 定めるところにより補助するものとする。

なお、本通知の施行に伴い、「若年被害女性等支援モデル事業の実施について」(平成30年5月28日子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。 なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。		
なお、本通知の施行に伴い、「若年被害女性等支援モデル事業の実施について」(平成30年5月28日子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。 なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。		

田 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(月)紙()	若年被害女性等支援事業実施要綱	1 目的 (略)	2 実施主体 (略)	3 対象者 (略)	4				(1) アウトリーチ支援	対して、主に夜	談等の	談等の	談等の	談等の 間見 以下 (日)	談 の 無 点 無 点	H C/ (1) //	
兼	(別紙)	若年被害女性等支援事業実施要綱	1 目的 (略)	2 実施主体 (略)	3 対象者 (略)	4 事業内容及び実施方法 都道府県等は、以下の(1)及び(2)の事業を行うことを必須と し、(3)及び(4)の事業については既存事業の活用や対象者のニー アベロドアケーを対象者のニー	ハサにパウ、天畑 デラーニが、こでら。 なお、(1)から(4)の事業実施の過程において、18歳未満の対 象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把	握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等に凍やかに通告するも	のとする。	(1) アウトリーチ支援	都道府県等は、困難を抱えた若年被害女性等に対して、間目回り祭びよる主担はおいおからによれておれていまれて		12.7.1 / 17.5 / 77.7 / 11.5 / 12.5 / 17.7 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 / 17.5 /	Mana	以下の支援を実施する。 以下の支援を実施する。 	以下の支援を実施する。 ① 夜間見回り等 困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図	(別紙) 指年被害女性等支援事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 4 事業内容及び実施方法 都道府県等は、以下の(1)及び(2)の事業を行うことを必須とし、(3)及び(4)の事業については既存事業の活用や対象者のニーズ等に応じて実施することができる。なお、(1)から(4)の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。 (1)アウトリーチ支援 都道府県等は、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間同の第による声描けや、相談窓口における相談及び面談等の	5 に と を 必 後 と を を を を を を を を を を を を を を を を を を

いる若年被害女性等に対する声掛けや相談支援の実施や、I C Tを活用したアウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

② 相談及び面談

若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等や、居場所を利用していた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、アウトリーチ支援や面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくは面談等の実施場所又は若年被害女性等が居住する地域の市区町村が、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等からの連絡等を受けて、若年被害女性等に提供する福祉サービスの実施機関として必要な支援を行うこと。

また、都道府県等は、相談対応職員が、若年被害女性等が抱える様々な困難な問題に適切に対応できるよう、相談技能向上のための研修受講機会の確保に努めること。

(2) 関係機関連携会議の設置

(盤)

る若年被害女性等に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

② 相談及び面談

若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等や、居場所を利用していた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、アウトリーチ支援や面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくは面談等の実施場所又は若年被害女性等が居住する地域の市区町村が、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等からの連絡等を受けて、若年被害女性等に提供する福祉サービスの実施機関として必要な支援を行うこと。

(2) 関係機関連携会議の設置

都道府県等は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。なお、会議は原則として月1回程度開催することが望ましい。

3) 居場所の提供に関する支援

都道府県等は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護(1日から2日程度)を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都道府県等の判断により引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定すること。

② 居場所の提供体制

居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

イ 若年被害女性等の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、 何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースも あることから、特に個別の対応が必要な若年被害女性等を 受け入れる場合には、婦人保護事業や社会福祉事業に従事 した経験のある者等を個別対応職員として配置した上で、 きめ細かな支援を提供すること。 力 都道府県等の実情により、公共施設等の既存の建物を居場所として活用し支援することもできることとする。

③ 利用者負担

(3) 居場所の提供に関する支援

都道府県等は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護(1日から2日程度)を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都道府県等の判断により引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定すること。

② 居場所の提供体制

居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。たお、都道府県等の実情により、公共施設等の既存の建物を居場所として活用し支援することもできることとする。

③ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿(書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子する諸帳簿(書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。)を整備しなければならない。

④ 留意事項

- ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や婦人相談所、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。
- イ 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市区町村が、利用者に提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うこと。
- ウ 既に福祉サービス(生活保護や障害者手帳の交付等)を利用

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

回啷 (電子 自立支援計画にお 当該金額は、利用者の経済状況 これに関 的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報 利用者に 処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 いて明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、 する諸帳簿(書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 等に十分配慮した金額としなければならない。なお、 適正に会計処理を行うとともに、 者に負担させることができる金額は、 を得なければならない。また、 を整備しなければならない。 負担させた場合は、

④ 留意事項

- ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や婦人相談所、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。
- イ 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該居場所の所在地又は利用者の居住地の市区町村が、利用者に提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うこと。
- ウ 既に福祉サービス (生活保護や障害者手帳の交付等) を利用

している者を居場所で支援した場合は、居場所の所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村が既福祉サービス提供市区町村と必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

- エ 居場所で長期にわたって支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、婦人相談所は、当該計画策定への助言や策定会議への出席等により、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等との間で利用者に関する情報を共有するとともに、当該計画内容の的確性を確認すること。
- オ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

(4) 自立支援

(空)

している者を居場所で支援した場合は、居場所の所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村が既福祉サービス提供市区町村と必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

- エ 居場所で長期にわたって支援する場合の自立支援計画の策定 に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意 見が十分反映されるよう留意すること。また、婦人相談所は、 当該計画策定への助言や策定会議への出席等により、実施主体 又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等との間 で利用者に関する情報を共有するとともに、当該計画内容の的 確性を確認すること。
- オ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

(4) 自立支援

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき、自立に向けた以下の支援を実施する。

なお、婦人相談所は、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等と協議し、利用者の状況を踏まえ、一時保護(一時保護委託を含む。)や婦人保護施設への入所等が必要と判断される場合には、これらに積極的に対応すること。

- ① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供 や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び

			連絡調整等を図る。
			③ 生活資金を確保するための福祉サービス(生活保護等)につ
			いての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同
			行支援及び連絡調整等を図る。
			④ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要
			となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で
			支援すること。
			⑤ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。
77	ເບ	留意事項 (略)	5 留意事項
			都道府県等は、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理
			に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業
			務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報
			の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、事業の一部を委託して
250			実施する場合は、委託先との契約において守秘義務を定めること。
			なお、関係機関連携会議等において、関係機関の間で利用者に関す
			る情報の共有を行うことについて、支援開始時点等に利用者から同意
			を得ておくこと。ただし、利用者個人を特定できる情報の共有につい
			ては、当該利用者の生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合等
			「であって、関係機関の間で情報を共有した上で連携して支援を行うこ
			とが最善と判断される場合に限るものとする。
9	9	経費の補助(略)	Read
			国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費
			用について、別に定めるところにより補助するものとする。
			なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活
			用して 4 の (1) の (3) 及び (4) の事業を実施する場合は、本
			事業の補助対象とならない。